

横瀬町下水道事業経営戦略

【 特定環境保全公共下水道事業 】

【 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業) 】



令和6年3月

横 瀬 町 建 設 課

目次

第1章	横瀬町下水道事業経営戦略の策定にあたって	1
1.1.	経営戦略策定の背景と目的	1
1.2.	対象事業	1
1.3.	経営戦略の位置づけ	2
1.4.	計画期間	2
第2章	下水道事業の概要	3
2.1.	特定環境保全公共下水道事業	3
2.2.	浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)	3
2.3.	汚水処理人口普及率	6
2.3.1.	汚水処理人口普及率	6
2.3.2.	水洗化人口の状況	6
2.4.	施設整備状況	7
2.4.1.	特定環境保全公共下水道事業	7
2.4.2.	浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)	9
2.5.	特環下水道・浄化槽使用料	10
2.6.	組織	11
2.7.	民間活力の活用	11
2.8.	SDGsに関する取組	11
2.9.	経営比較分析表を活用した現状分析	13
第3章	将来の事業環境	17
3.1.	行政人口の推移と見通し	17
3.2.	下水道事業区域内人口の推移	18
3.3.	普及率の見通し	20
3.4.	水洗化人口・有収水量の予測	22
3.5.	使用料収入の見通し	26
3.6.	施設の見通し	29
3.6.1.	管路施設	29
3.6.2.	処理場施設	29
3.6.3.	合併処理浄化槽	29
3.7.	組織の見通し	29
第4章	経営の基本方針	30
第5章	投資・財政計画(収支計画)	31
5.1.	経営健全化に向けた目標設定	32
5.2.	投資計画について	33
5.3.	財政計画について	33
5.4.	投資・財政計画(収支計画)	36
5.4.1.	主な前提条件	36
5.4.2.	投資・財政計画(収支計画)	42
5.5.	収支計画に未反映の事項及び今後検討予定の取組	47
5.5.1.	特定環境保全公共下水道事業	47
5.5.2.	浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)	49
第6章	使用料検討	50
6.1.	使用料の基本的な考え方	50
6.1.1.	使用料の基本原則	50
6.1.2.	公費と私費の負担区分	51
6.2.	使用料検討	51

6.2.1.	使用料検討に係る基本条件	52
6.2.2.	検討ケース	52
6.2.3.	検討結果の整理	54
6.2.4.	原価計算表	57
第7章	経営戦略の事後検証、更新に関する事項	60
7.1.	事後検証、更新	60
7.2.	経費回収率向上に向けたロードマップ	61
7.2.1.	取組メニュー	61
第8章	参考資料	65
8.1.	用語解説	65
8.2.	経営指標の説明	67
8.3.	経営比較分析表	70
8.3.1.	特定環境保全公共下水道事業	70
8.3.2.	浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)	71
8.4.	投資・財政計画表(収支計画表)	72
8.4.1.	特定環境保全公共下水道事業	72
8.4.2.	浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)	74
8.4.3.	下水道事業全体	76

第1章 横瀬町下水道事業経営戦略の策定にあたって

1.1. 経営戦略策定の背景と目的

横瀬町(以下「本町」という。)の「特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽設置管理事業」(以下「下水道事業」という。)は、公共用水域の水質浄化を図り、美しい自然環境の保全と町民の快適な生活環境を創出することを目的として、未普及地域の解消のため整備・拡充を実施してきました。いずれの事業も日常生活に欠くことのできない公共性・公益性の高い重要な都市基盤施設であるとともに、水環境の保全、水資源の再利用を踏まえた循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

その一方で、これまでに整備された下水道施設の更新時期の到来、人口減少や節水型生活様式の定着に伴う使用料収入の減少等も見込まれるなど、下水道事業を取り巻く経営環境は急激に厳しさを増しています。

このような状況に対応するため、総務省は、下水道事業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための公営企業会計の適用及び経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定を要請しています。

本町においては、令和5年4月1日から「下水道特別会計」及び「浄化槽設置管理事業特別会計」を統合し、地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用した「下水道事業会計」へ移行したことで、経営状況や財政状態が明確になり、より一層の経営の効率化、健全化に向けた取組みを進めています。

さらに、本町が公営企業会計の適用前に策定した下水道事業の経営戦略についても、公営企業会計方式による中長期的な投資・財政計画(収支計画)へ見直しを行うとともに、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に「横瀬町下水道事業経営戦略」(以下「本経営戦略」という。)を策定しました。

1.2. 対象事業

本経営戦略では、以下の事業(セグメント区分)を対象とします。

対 象 事 業 : 横瀬町下水道事業

セグメント区分 : 特定環境保全公共下水道事業

浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

1.3. 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、本町の将来ビジョンやまちづくりの方向性を示す「第6次横瀬町総合振興計画(令和2年3月)」(以下「総合振興計画」という。)を上位計画とし、国が示す「新下水道ビジョン(平成26年7月)」や埼玉県がとりまとめる「埼玉県生活排水処理施設整備構想(令和3年3月)」及び「埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画(令和5年3月)」に即すものです。

経営的な視点で個別の事業計画の実現性を検証するとともに、下水道事業運営における中長期的な経営の基本計画として位置づけられています。

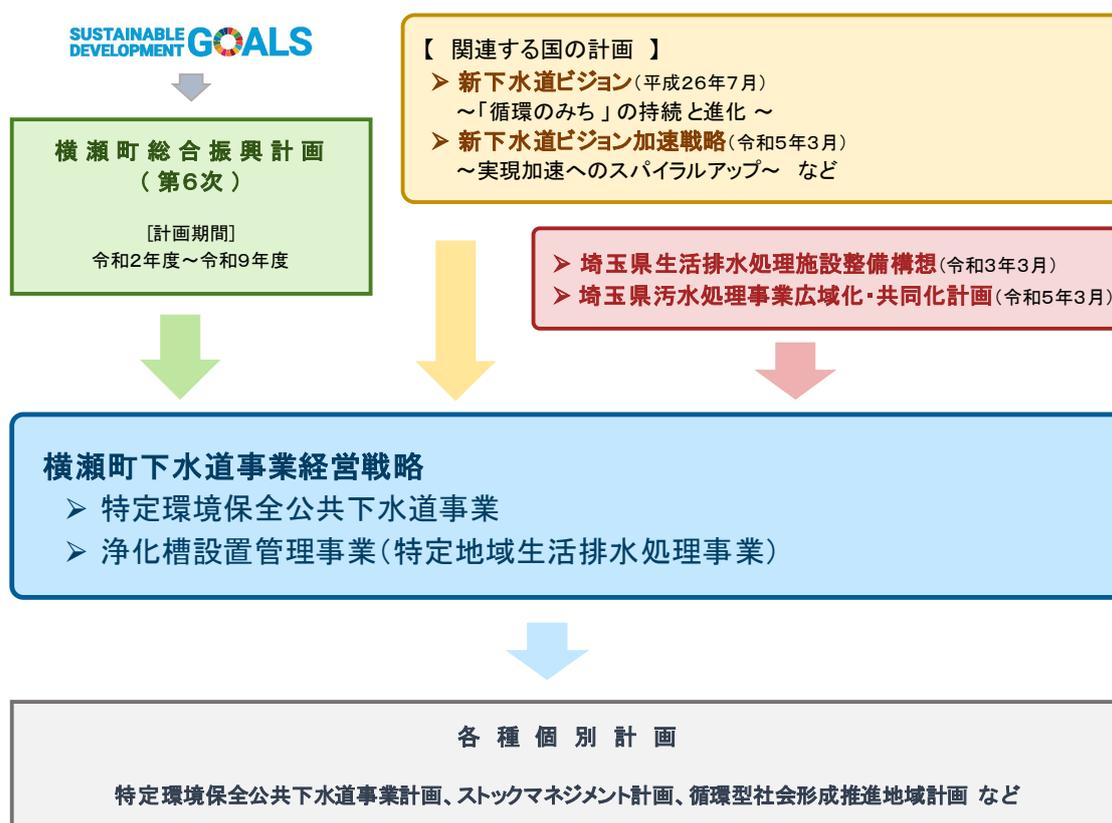


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.4. 計画期間

本経営戦略では、既存の経営戦略を見直し、計画期間を令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。

計画期間	令和6年度から令和15年度
------	---------------

第2章 下水道事業の概要

2.1. 特定環境保全公共下水道事業

本町は、昭和40年代後半からの産業構造・生活様式の変化や鉄道開通で通勤圏としての利便性が高まったことにより、人口が増加し都市化を加速させることとなりました。

都市化の進展や生活環境の高度化・多様化で豊かな生活となる一方、生活排水により公共用水域の水質汚濁が進行したため、昭和62年3月に「横瀬町下水道整備基本計画」を策定し、昭和63年2月に横瀬地区を中心とした特定環境保全公共下水道事業(以下「特環下水道事業」という。)の認可を取得し特環下水道事業に着手しました。

平成19年3月の供用開始以降は、水質管理センターでの適正な汚水処理と並行して、管路施設の整備を推進し、供用開始区域の拡大を鋭意進めてきました。

表 2-1 特定環境保全公共下水道事業概要

供用開始年度	平成18年度(平成19年3月)
法適区分	一部適用
全体計画区域面積	146.4 ha
全体計画区域内人口(令和4年度末)	3,677 人
処理区域面積(令和4年度末)	119.9 ha
処理区域内人口(令和4年度末)	3,192 人
処理区域内人口密度	26.6 人/ha
水洗化人口(令和4年度末)	2,724 人
終末処理場	横瀬町水質管理センター

2.2. 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

本町では、平成26年10月より浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)(以下「浄化槽事業」という。)で合併処理浄化槽の整備を進めています。

浄化槽事業は、特定環境保全公共下水道全体計画区域(146.4ha)を除く町内全域を浄化槽処理促進区域と位置づけ、町が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行うものであり、公共用水域の水質浄化、自然環境の保全、公衆衛生の向上を図っています。

「横瀬町生活排水処理基本計画(令和3年3月)」の整備方針に基づき、特環下水道事業での整備が困難な区域を浄化槽事業で補完することにより、地理的条件に即した汚水処理事業の最適化を図っています。

表 2-2 浄化槽設置管理事業概要

供用開始年度	平成26年度(平成26年10月)
法適区分	一部適用
処理促進区域面積(令和4年度末)	4,789.6 ha
処理促進区域内人口(令和4年度末)	4,139 人
処理促進区域内人口密度	0.86 人/ha
管理基数(令和4年度末)	242基(設置154基、帰属88基)
整備人口(令和4年度末)	780 人

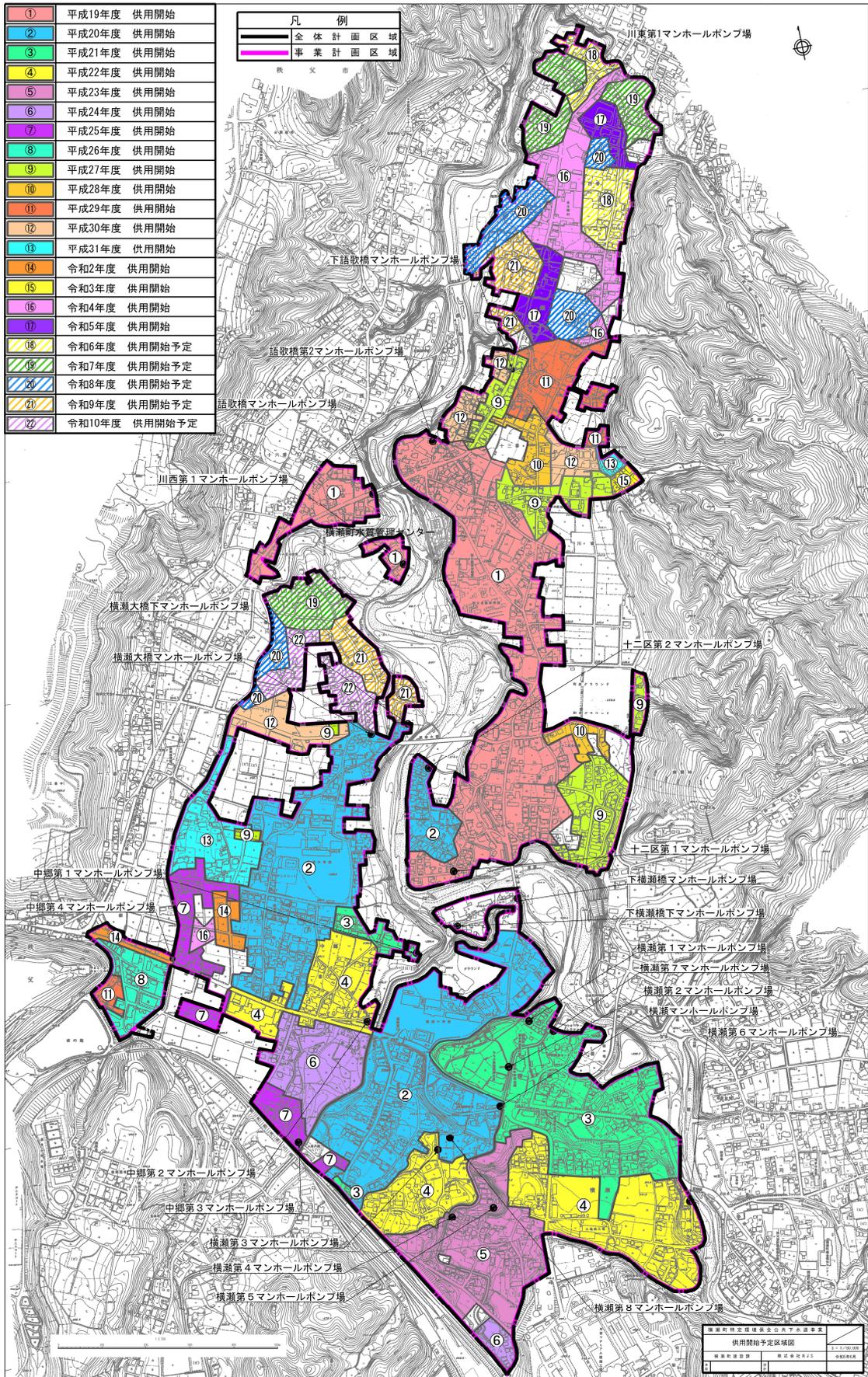


図 2-1 特定環境保全公共下水道事業区域

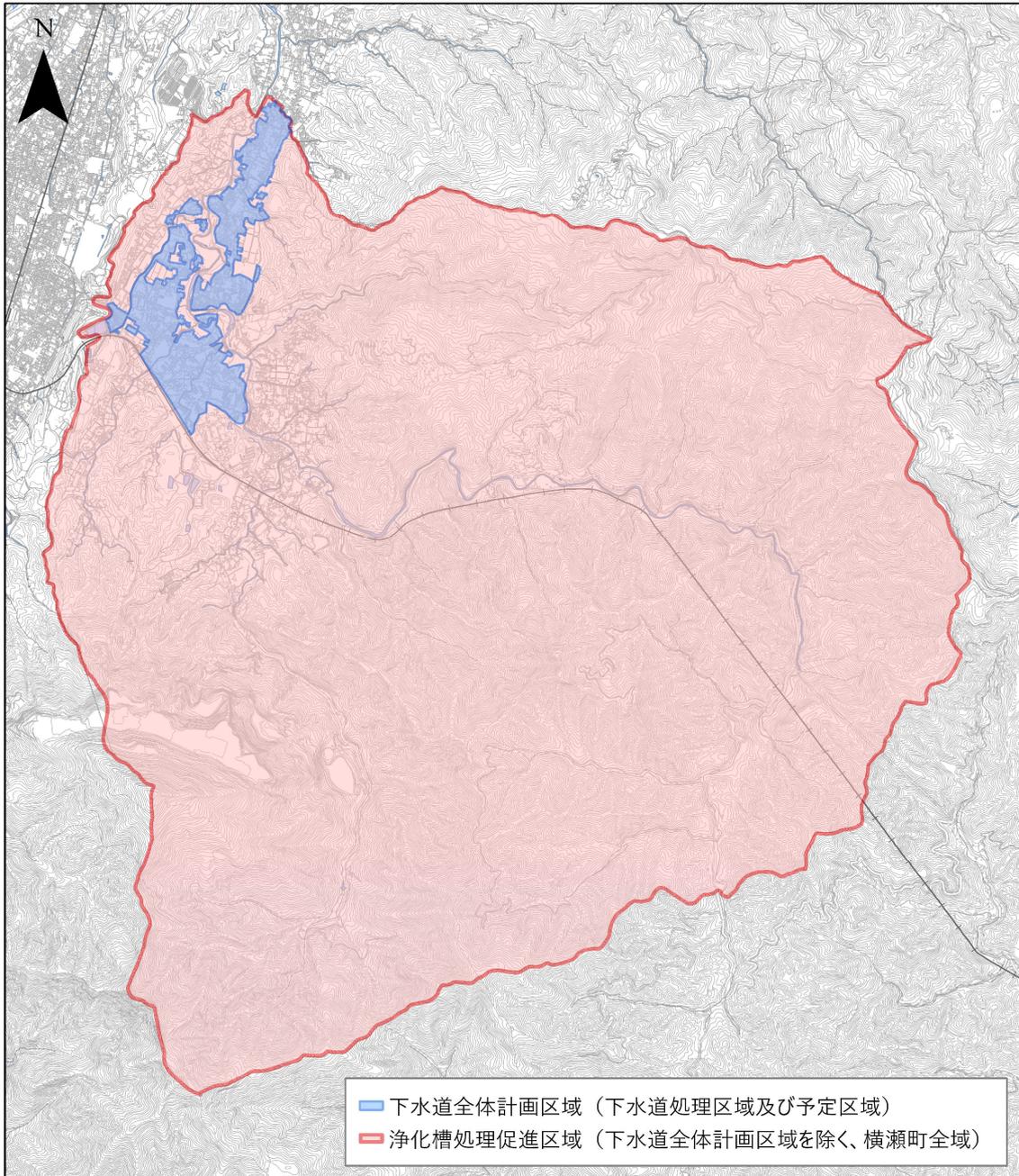


図 2-2 浄化槽設置管理事業区域

2.3. 汚水処理人口普及率

2.3.1. 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、特定環境保全公共下水道を利用できる人口に合併処理浄化槽（個人設置及び浄化槽事業の加入者）を利用している人口を加えた値を、行政人口で除して算定します。

本町の汚水処理人口普及率は、令和4年度末で83.7%となっています。

表 2-3 汚水処理人口普及率

行政人口(令和4年度末)	①	7,816 人
特環下水道処理区域内人口	②	3,192 人 (40.8%)
合併処理浄化槽整備人口	④	3,348 人 (42.9%)
うち個人設置	④-1	2,568 人 (32.9%)
うち浄化槽事業	④-2	780 人 (10.0%)
汚水処理人口	②+④	6,540 人
汚水処理人口普及率	$(②+④) \div ①$	83.7%

※()の%は処理形態別の人口普及率を示します。

2.3.2. 水洗化人口の状況

特環下水道事業の水洗化人口は、平成26年度から令和4年度にかけて約430人増加し、特環下水道事業の水洗化率は3.0%増加しました。また、浄化槽処理促進区域の水洗化人口は、平成26年度から令和4年度にかけて約80人増加し、浄化槽処理促進区域の水洗化率は9.2%増加しました。

表 2-4 水洗化状況の推移(特定環境保全公共下水道事業)

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特環下水道事業・区域内人口	人	4,126	4,067	3,906	4,027	3,851	3,817	3,775	3,717	3,677
特環下水道事業・処理区域内人口	人	2,784	3,079	3,178	3,248	3,204	3,232	3,209	3,179	3,192
特環下水道事業・水洗化人口	人	2,291	2,526	2,650	2,645	2,642	2,737	2,733	2,715	2,724
特環下水道事業・水洗化率	%	82.3%	82.0%	83.4%	81.4%	82.5%	84.7%	85.2%	85.4%	85.3%

表 2-5 水洗化状況の推移(浄化槽設置管理事業)

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
浄化槽事業・区域内人口	人	4,604	4,531	4,556	4,356	4,421	4,350	4,276	4,220	4,139
うち水洗化人口(1)+(2)	人	2,943	2,893	2,922	2,874	2,741	3,124	3,110	3,077	3,024
(1)浄化槽事業・水洗化人口(整備人口)	人	20	134	229	297	345	417	509	698	780
(2)個人設置・水洗化人口	人	2,923	2,759	2,693	2,577	2,396	2,707	2,601	2,379	2,244
浄化槽事業・区域内・水洗化率	%	63.9%	63.8%	64.1%	66.0%	62.0%	71.8%	72.7%	72.9%	73.1%

※「浄化槽事業・区域内・水洗化率」は、浄化槽事業・区域内人口のうち、水洗化が完了している人口の割合を示しています。

2.4. 施設整備状況

2.4.1. 特定環境保全公共下水道事業

(1) 管路施設

令和4年度末における、本町に敷設された管路施設の延長は、全長約28km となります。また、地形的に自然流下させることが困難な地域の汚水を排水するためのマンホールポンプが23基あります。

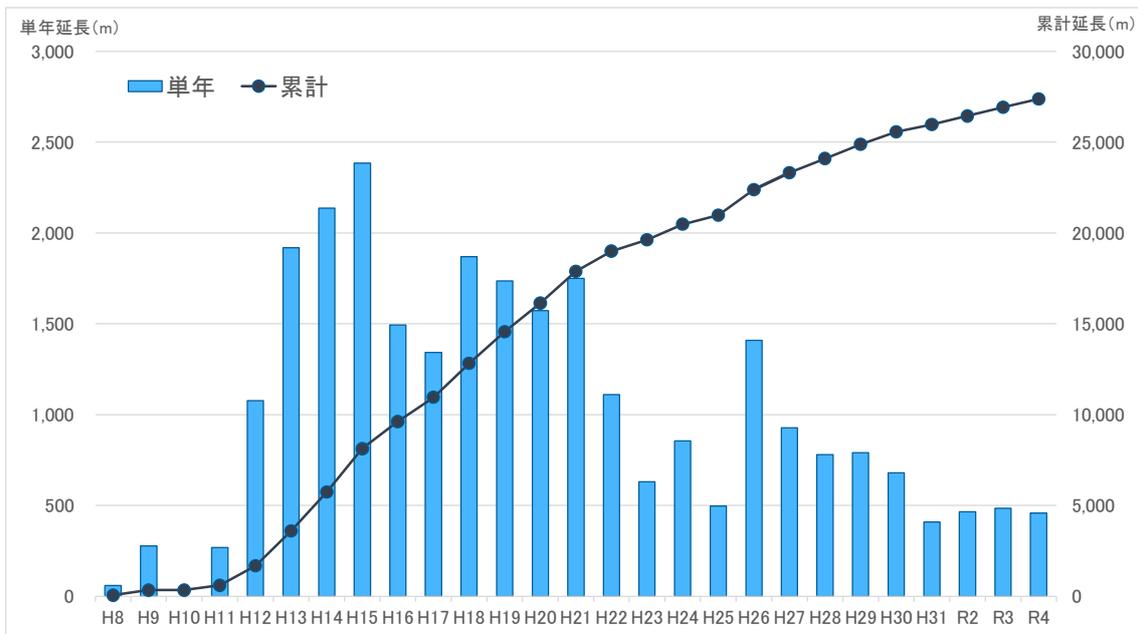


図 2-3 施工年度別管路延長

(2) 横瀬町水質管理センター(終末処理場)

横瀬町水質管理センターは、特環下水道事業の区域内で発生し、管路施設を流下して集約された汚水を処理し、河川に放流している終末処理場です。汚水をきれいな水に処理してから放流することにより横瀬川の水質改善を図るとともに美しい自然と快適な生活環境を守っています。

表 2-6 横瀬町水質管理センター概要

名 称	横瀬町水質管理センター
所 在 地	横瀬町大字横瀬6190番地
敷地面積	7,756 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 水処理棟地上2F、地下1F、機械棟地上2F、地下1F
排除方式	分流式
処理方法	水処理:好気性ろ床法 汚泥処理:重力濃縮→遠心脱水→場外搬出
処理能力	1,400 m ³ /日
放 流 先	一級河川横瀬川



図 2-4 横瀬町水質管理センター外観写真

2.4.2. 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

浄化槽事業にて、本町が設置した合併処理浄化槽は令和4年度末時点で154基となります。維持管理する合併処理浄化槽の総基数は、帰属された88基を合わせて、242基となります。

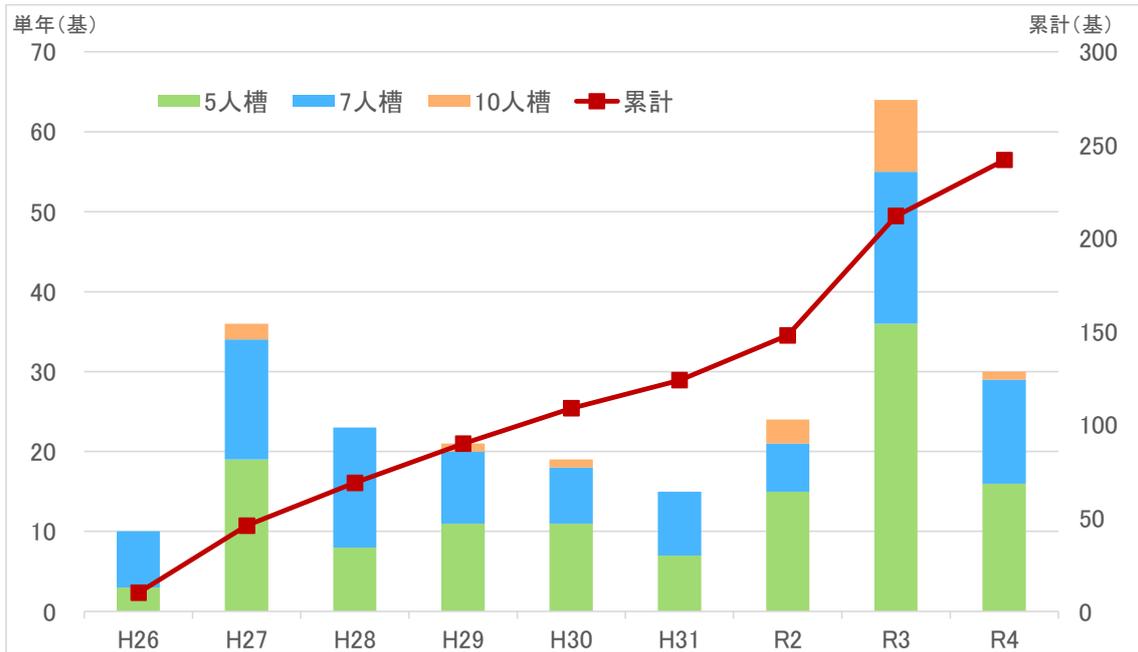


図 2-5 合併処理浄化槽基数(浄化槽設置管理事業・処理人槽別)

2.5. 特環下水道・浄化槽使用料

本町の特環下水道事業に係る下水道使用料は、上水道の使用水量から算定した汚水量に応じて算定されます。具体的には、基本使用料(使用水量10m³まで)と従量使用料(10m³を超えた使用水量分)の合計で算出されます。業務用やその他・大口用等の使用用途についても、一般家庭の使用料体系と同様としています。

浄化槽事業に係る浄化槽使用料は、設置される合併処理浄化槽の大きさ(処理人槽)と設置または帰属の種別による定額制を採用しています。

近年は節水意識の高まり、各種節水機器の普及等による節水型社会の浸透、人口減少等の要因により使用水量は減少傾向にあり、従量料金制を採用している特環下水道事業の使用料収入は鈍化しています。定額制を採用している浄化槽事業の使用料収入は、管理基数の増加に伴い、増加傾向にあります。

表 2-7 特環下水道使用料(2か月分)

下水道使用料	2か月あたり		
	汚水量	料金(税抜き)	料金(税込み)
基本使用料	10m ³ まで	3,000円	3,300円
従量使用料	10m ³ を超える分	1m ³ につき100円加算	1m ³ につき110円加算

表 2-8 浄化槽使用料(1か月分)

浄化槽使用料	月額使用料・定額料金(税抜き)		月額使用料・定額料金(税込み)	
	新設・転換	帰属	新設・転換	帰属
5人槽	3,200円	2,400円	3,520円	2,640円
7人槽	4,000円	2,900円	4,400円	3,190円
10人槽	4,800円	3,600円	5,280円	3,960円

2.6. 組織

本町の下水道事業に携わる職員数は、4人となっています(令和5年度現在)。4人は、建設課の下水道グループに属しており、下水道担当が3人、浄化槽担当が1人で事業を実施しています。公営企業会計への移行に伴う業務量の増加に加え、下水道施設の改築に伴う事業量の増加が想定されており、職員配置が課題となっています。

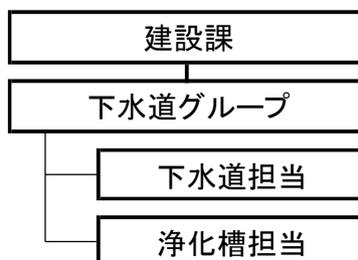


図 2-6 組織図

2.7. 民間活力の活用

特環下水道事業は、業務の効率化を図るため、終末処理場等の維持管理業務、保守点検業務、汚泥等搬出業務、物品管理業務、水質分析業務等については、民間業者と契約を締結し業務委託を実施しています。

特環下水道事業における終末処理場等の民間委託業務については、プロポーザル方式により、維持管理業務等に適した業者を選定しています。

浄化槽事業は、保守点検業務や清掃業務について、町浄化槽業務指定店等へ業務委託を実施しています。

2.8. SDGsに関する取組

SDGs は、SustainableDevelopmentGoals の略で、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。世界の経済、社会及び環境の三側面における17の目標と169のターゲットから構成されています。

本町では、「総合振興計画」において SDGs の考え方を取り入れており、地域の課題解決を図ると同時に、SDGs の達成を目指しています。

この中で、汚水処理に関する目標が定められています。

表 2-9 横瀬町の汚水処理に関する SDGs の取組

基本構想	第6次横瀬町総合振興計画		
基本計画	6の柱: 景観環境づくり		
目指すべき姿	自然を大切にし、身近に自然を感じることができて暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしをはぐくみます。 また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整えます。		
取り組む主な施策	⑦特定環境保全公共下水道事業計画区域内における未整備区域について早急な整備を行うとともに、浄化槽処理促進区域内における合併処理浄化槽を整備することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に取り組みます。		
達成すべき基本目標	水質環境基準の達成 横瀬川最下流地点 BOD:0.9 mg/l(2027年度目標)		
達成すべき主な指標	汚水処理人口普及率(%):85.4%(2027年度目標)		
関連する主な個別計画	名称(対象期間)	所管	根拠法等
	横瀬町生活排水処理基本計画(2015~2025)	振興課	水質汚濁防止法
	横瀬町特定環境保全公共下水道事業計画(2018~2026)	建設課	下水道法
	横瀬町公共下水道(第2期)ストックマネジメント計画(2024~2028)	建設課	下水道法・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
	横瀬町下水道事業経営戦略(2024~2033)	建設課	公営企業の経営に当たっての留意事項について(通知)
	横瀬町における下水道の普及促進(重点計画)(社会資本総合整備計画)(2018~2027)	建設課	社会資本整備総合交付金交付要綱
	循環型社会形成推進地域計画(2024~2025)	建設課	循環型社会形成推進交付金交付要綱
SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット	ゴール	ターゲット(6. 2、6. 4)	
	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</p> <p>2030年までに、全セクターにおいて水の利用率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p>	

2.9. 経営比較分析表を活用した現状分析

特環下水道事業及び浄化槽事業について、経営の現状及び施設状況を把握するため、経営指標を活用した分析を行っています。

類似団体との比較を行うにあたり、総務省が公表する令和4年度決算値を採用しています。本町の下水道事業は、令和5年4月1日に地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行していますが、移行初年度(令和5年度)の決算値の公表は令和6年度となるため、移行前の数値にて分析を行っています。今後、移行後の決算値が公表された時点で、さらに経営指標を活用した分析を進めていく予定です。

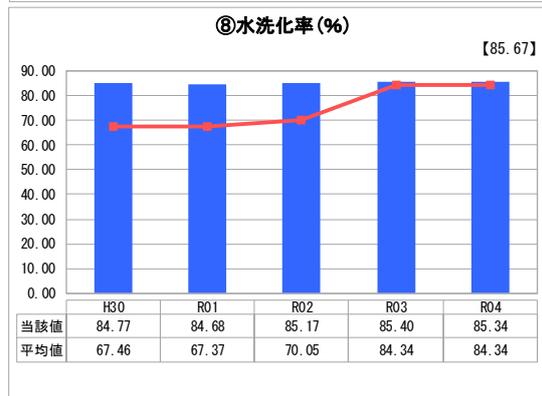
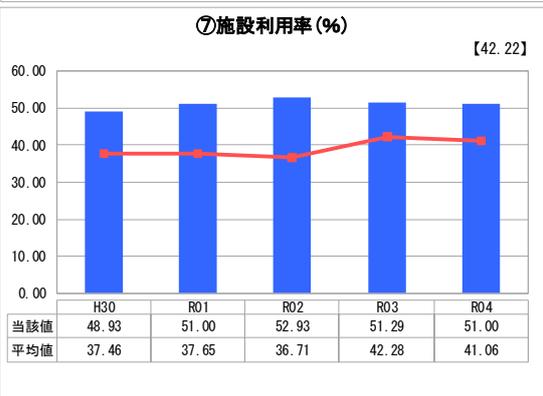
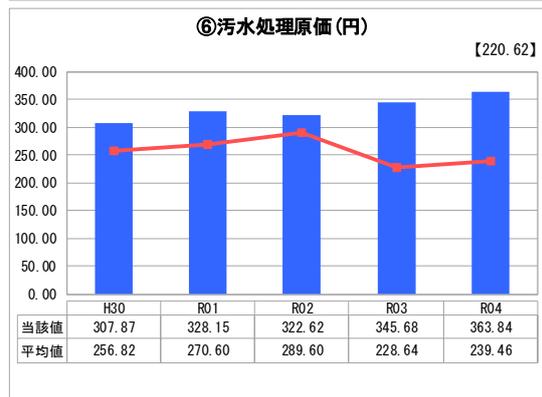
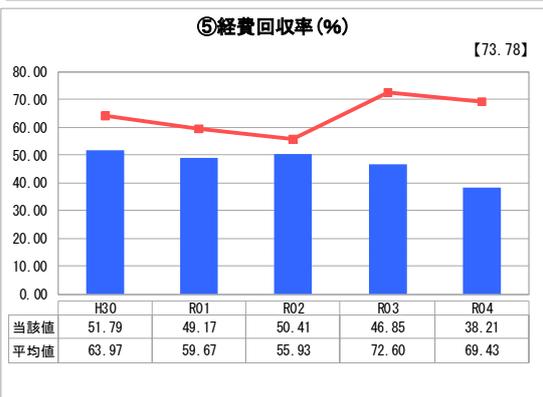
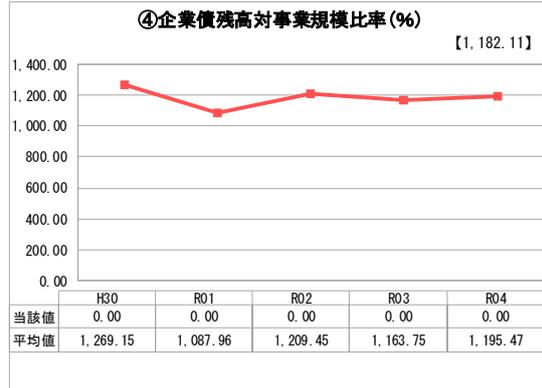
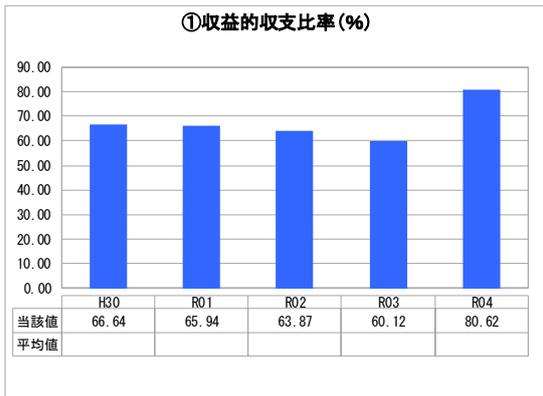
表 2-10 類似団体類型区分(特定環境保全公共下水道事業)

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	備考
30年以上	D1	133	
15年以上	D2	545	横瀬町
15年未満	D3	38	

表 2-11 経営資料の比較(特定環境保全公共下水道事業)

経営指標	横瀬町	類似団体平均	望ましい方向性	コメント
① 収益的収支比率(%)	80.62	-	↑	一般会計繰入金の増及び公営企業会計への移行に伴う打切決算の影響により前年度に比べ20.5ポイント上回っています。
② 累積欠損金比率(%)	-	-	↓	-
③ 流動比率(%)	-	-	↑	-
④ 企業債残高対事業規模比率(%)	0	1,195.47	↓	下水道事業における資本費に対する繰出基準に基づき、地方債償還に要する資金の全部を一般会計で負担することにより平成27年度以降は0%となっています。
⑤ 経費回収率(%)	38.21	69.43	↑	使用料収入の伸び悩みと施設維持管理費の増により前年度に比べ8.64ポイント下回っています。今後も供用開始区域の拡大による使用料収入の確保を図り、経費回収率の改善につなげていく必要があります。
⑥ 汚水処理原価(円)	363.84	239.46	↓	汚水処理施設に係る維持管理費の増により前年度に比べ18.16ポイント上回る数値となり、類似団体の平均値を大きく上回っています。今後も効率的な施設運営による維持管理費の削減や接続率の向上による使用料収入の確保に取り組む必要があります。
⑦ 施設利用率(%)	51.00	41.06	↑	汚水処理量が若干減少した関係から前年度に比べ0.29ポイント下回る数値となっていますが、類似団体の平均値を上回っています。全体計画における管路施設の整備事業が完了するまでは整備済区域の拡大による流入汚水量の増加を見込んでおり、施設利用率は徐々に上昇すると思われれます。
⑧ 水洗化率(%)	85.34	84.34	↑	普及促進活動により、平成28年度以降80%を超え、類似団体と比較し高い数値となっています。今後も処理区域内の普及促進活動により、水洗化率を高め使用料収入の適正な確保につなげていく必要があります。

※令和4年度決算値



グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

図 2-7 経営資料の比較(特定環境保全公共下水道事業)

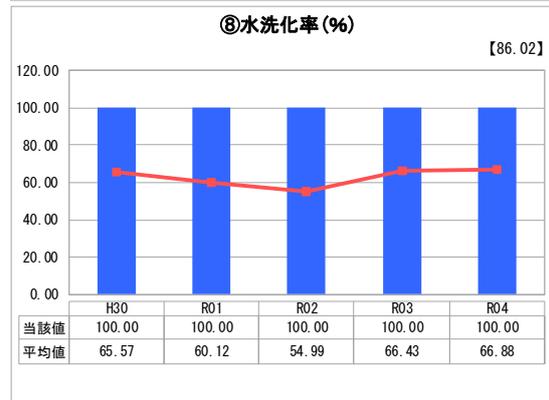
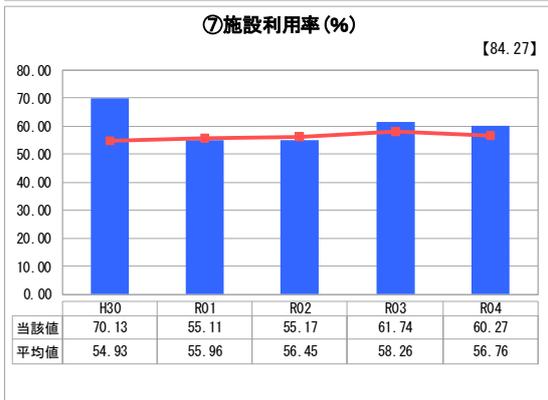
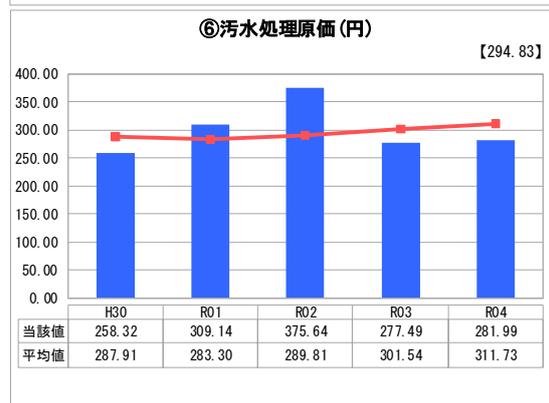
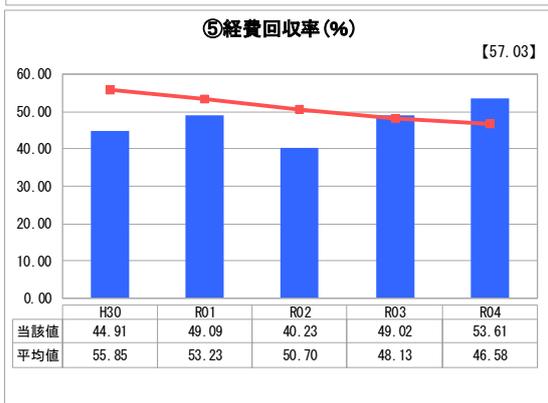
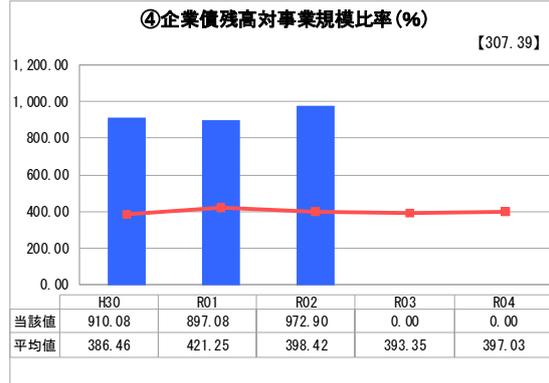
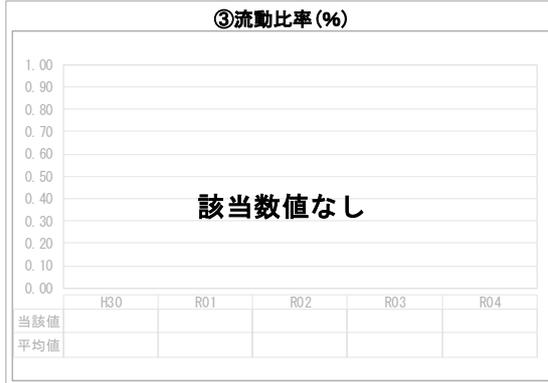
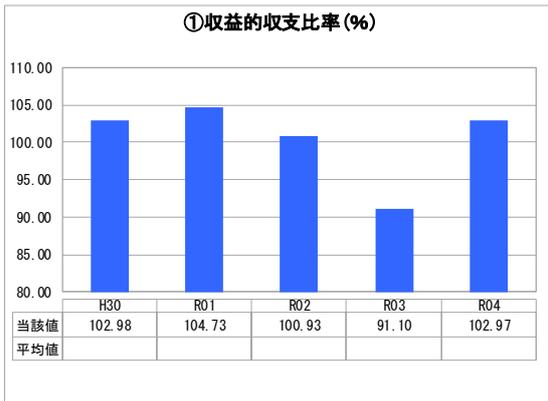
表 2-12 類似団体類型区分(浄化槽設置管理事業)

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	備考
30年以上	K1	0	
15年以上	K2	214	
15年未満	K3	65	横瀬町

表 2-13 経営資料の比較(浄化槽設置管理事業)

経営指標	横瀬町	類似団体平均	望ましい方向性	コメント
① 収益的収支比率(%)	102.97	-	↑	一般会計繰入金の増及び公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算の影響により前年度に比べて11.87ポイント増加しています。
② 累積欠損金比率(%)	-	-	↓	-
③ 流動比率(%)	-	-	↑	-
④ 企業債残高対事業規模比率(%)	0	397.03	↓	令和3年度より、下水道事業における資本費に対する繰出基準に基づき、地方債償還に要する資金の全部を一般会計で負担しているため、令和3年度以降は0%となっています。
⑤ 経費回収率(%)	53.61	46.58	↑	昨年に比べて4.59ポイント増加し、53.61%となっています。増加した主な原因は、清掃後に帰属した浄化槽が多く、今年度に清掃の対象とならない浄化槽が多く存在したことにより、浄化槽使用料に対して汚水処理費の割合が減少したためです。
⑥ 汚水処理原価(円)	281.99	311.73	↓	昨年に比べて4.5ポイント増加し、281.99円となりました。増加した主な原因は、昨年より管理基数に対する汚水処理費が増加したためです。
⑦ 施設利用率(%)	60.27	56.76	↑	浄化槽の処理能力のうち、実際に処理している量(処理量)の割合を示す値です。人口や世帯員数といった自然要因により処理量が減少しやすい傾向にありますが、令和2年度より浄化槽の人槽ごとの処理能力と管理基数から数値を算出しており、より正確な数値となっています。
⑧ 水洗化率(%)	100.00	66.88	↑	当該事業の現在排水区域内人口及び現在処理区域内人口は、浄化槽設置済人口と同じ値となり、浄化槽設置済人口は、水洗便所設置済人口と同じ値となるため、常に100%となっています。

※令和4年度決算値



グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

図 2-8 経営資料の比較(浄化槽設置管理事業)

第3章 将来の事業環境

3.1. 行政人口の推移と見通し

行政人口の推移及び将来人口の見通しを以下に整理します。

近年の人口推移は、表 3-1 のとおり減少傾向を示しており、平成25年度から令和4年度の10年間で約1,050人が減少しています。平成25年度に対する令和4年度の人口比率は約88%となります。

また、将来の行政人口については、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が公表する「日本の地域別将来推計人口・市区町村(平成30年3月推計)」や、本町が策定する「総合振興計画」における将来人口予測が公表されています。

総合振興計画における予測値は各施策を実施した推計となっており、社人研の推計値と比較すると、人口減少が抑制されたものとなっています。

本経営戦略では、総合振興計画における将来行政人口の予測値が、ここ数年間の住民基本台帳の人口に近いことから、上位計画である【総合振興計画値(戦略人口)】と整合を図るものとなりました。表 3-2 及び図 3-1 に将来の推計結果を示します。

表 3-1 行政人口の推移

項目	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
住民基本台帳	人	8,863	8,730	8,598	8,462	8,383	8,272	8,167	8,051	7,937	7,816

表 3-2 将来行政人口の推計(計画期間内)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
国立社会保障・人口問題研究所	人	7,401	7,275	7,155	7,035	6,915	6,795	6,677	6,561	6,445	6,329
第6次横瀬町総合振興計画(戦略人口)	人	7,603	7,508	7,434	7,359	7,284	7,209	7,136	7,075	7,014	6,953

※各計画の中間年次における値は、直線補間より算出しています。

表 3-3 将来行政人口の推計(計画期間以降含む)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048	2053	2058
		R5	R10	R15	R20	R25	R30	R35	R40
国立社会保障・人口問題研究所	人	7,527	6,915	6,329	5,751	5,184	-	-	-
第6次横瀬町総合振興計画(戦略人口)	人	7,696	7,284	6,953	6,640	6,319	6,011	5,748	5,537

※各計画の中間年次における値は、直線補間より算出しています。

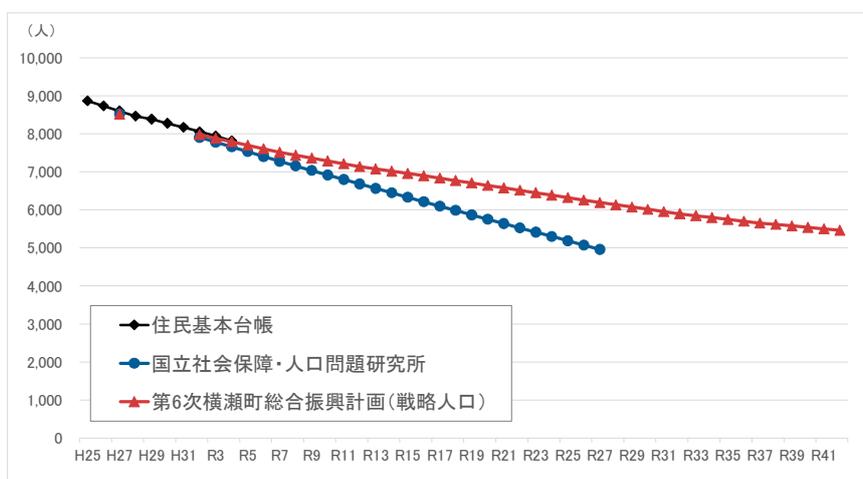


図 3-1 将来行政人口の推計

3.2. 下水道事業区域内人口の推移

特環下水道事業の区域内人口は、横瀬町特定環境保全公共下水道事業計画と整合性を図り、令和8年度に3,800人を採用しました。令和8年度以降は行政人口の減少傾向を考慮し、行政人口と同様の減少率で区域内人口も減少する見込みです。

一方、浄化槽事業の区域内人口は「特環下水道事業区域以外の町内全域」が対象となることから、行政人口から特環下水道事業の区域内人口を控除した数値を区域内人口としています。令和8年度以降の区域内人口は、行政人口の減少傾向を考慮し、減少する見込みです。

表 3-4 下水道事業区域内人口(計画期間内)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
行政人口	人	7,603	7,508	7,434	7,359	7,284	7,209	7,136	7,075	7,014	6,953
特環下水道事業・区域内人口	人	3,739	3,770	3,800	3,733	3,666	3,600	3,560	3,520	3,480	3,440
浄化槽事業・区域内人口	人	3,864	3,738	3,634	3,626	3,618	3,609	3,576	3,555	3,534	3,513

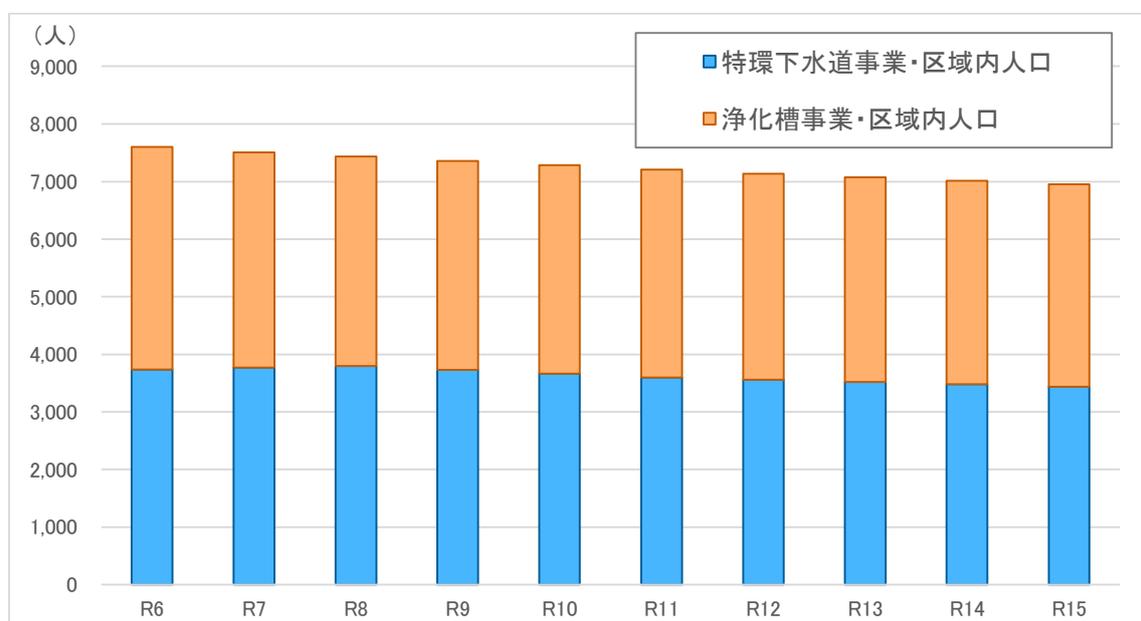


図 3-2 下水道事業区域内人口(計画期間内)

表 3-5 下水道事業区域内人口(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
行政人口	人	7,696	7,284	6,953	6,640	6,319	6,011
特環下水道事業・区域内人口	人	3,708	3,666	3,440	3,240	3,080	2,930
浄化槽事業・区域内人口	人	3,988	3,618	3,513	3,400	3,239	3,081
項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073	
		R35	R40	R45	R50	R55	
行政人口	人	5,748	5,537	5,351	5,173	5,001	
特環下水道事業・区域内人口	人	2,800	2,697	2,605	2,517	2,432	
浄化槽事業・区域内人口	人	2,948	2,840	2,746	2,656	2,569	

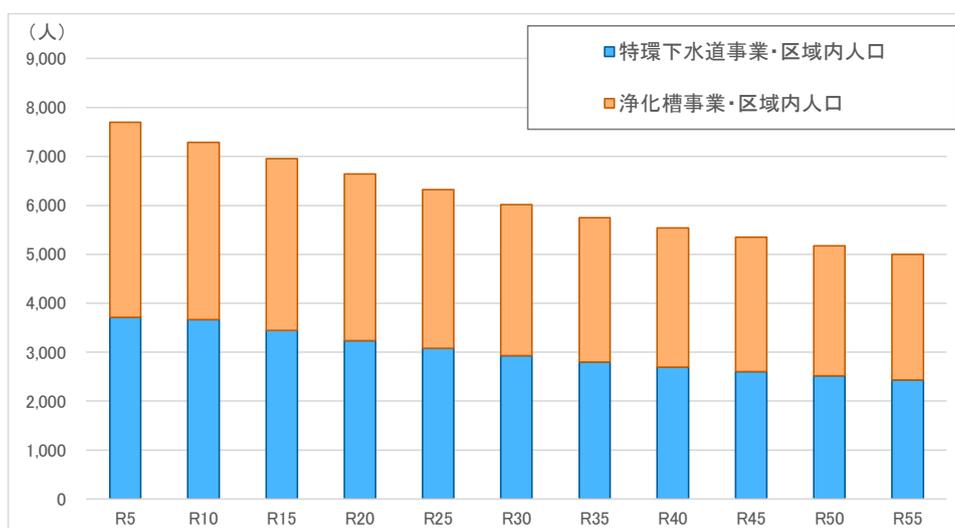


図 3-3 下水道事業区域内人口(50年)

3.3. 普及率の見通し

下水道人口普及率は、行政人口に対して下水道を利用できる区域内人口の割合を示すものです。

特環下水道事業では、令和6年度から令和9年度までの4年間で約15haの管路施設の整備を行う予定となっており、令和9年度末の整備完了(概成)を目指し、鋭意整備を進める予定です。順調に整備が完了した場合、令和9年度末における特環下水道事業・人口普及率(行政人口に対する特環下水道事業の整備人口)は約50%となる見込みです。

また、浄化槽事業における整備人口は、将来の管理基数を予測し、実績値を基に設定した処理人槽別の人員を乗じて算出しました。本経営戦略の計画期間である令和15年度末における浄化槽事業・人口普及率(行政人口に対する浄化槽事業の整備人口)は、管理基数の増加に伴い約20%まで増加する見込みです。

特環下水道事業及び浄化槽事業に加え、個人設置による合併処理浄化槽の整備により、本町の汚水処理施設の普及率を目指すものとしています。

表 3-6 将来整備人口及び普及率(計画期間内)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
行政人口	人	7,603	7,508	7,434	7,359	7,284	7,209	7,136	7,075	7,014	6,953
特環下水道事業・区域内人口	人	3,739	3,770	3,800	3,733	3,666	3,600	3,560	3,520	3,480	3,440
特環下水道事業・整備人口	人	3,458	3,550	3,642	3,733	3,666	3,600	3,560	3,520	3,480	3,440
特環下水道事業・人口普及率	%	45.5%	47.3%	49.0%	50.7%	50.3%	49.9%	49.9%	49.8%	49.6%	49.5%
浄化槽事業・区域内人口	人	3,864	3,738	3,634	3,626	3,618	3,609	3,576	3,555	3,534	3,513
浄化槽事業・整備人口	人	919	991	1,057	1,124	1,187	1,240	1,293	1,343	1,392	1,438
浄化槽事業・人口普及率	%	12.1%	13.2%	14.2%	15.3%	16.3%	17.2%	18.1%	19.0%	19.8%	20.7%

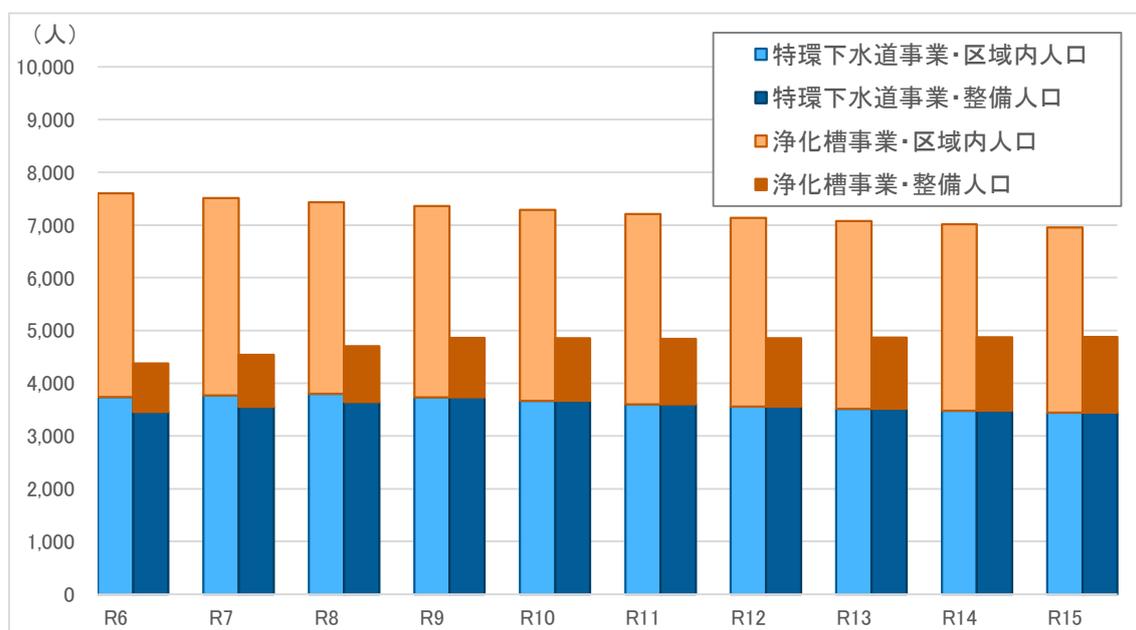


図 3-4 将来整備人口(計画期間内)

表 3-7 将来整備人口及び普及率(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
行政人口	人	7,696	7,284	6,953	6,640	6,319	6,011
特環下水道事業・区域内人口	人	3,708	3,666	3,440	3,240	3,080	2,930
特環下水道事業・整備人口	人	3,366	3,666	3,440	3,240	3,080	2,930
特環下水道事業・人口普及率	%	43.7%	50.3%	49.5%	48.8%	48.7%	48.7%
浄化槽事業・区域内人口	人	3,988	3,618	3,513	3,400	3,239	3,081
浄化槽事業・整備人口	人	830	1,187	1,438	1,628	1,754	1,839
浄化槽事業・人口普及率	%	10.8%	16.3%	20.7%	24.5%	27.8%	30.6%

項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073
		R35	R40	R45	R50	R55
行政人口	人	5,748	5,537	5,351	5,173	5,001
特環下水道事業・区域内人口	人	2,800	2,697	2,605	2,517	2,432
特環下水道事業・整備人口	人	2,800	2,697	2,605	2,517	2,432
特環下水道事業・人口普及率	%	48.7%	48.7%	48.7%	48.7%	48.6%
浄化槽事業・区域内人口	人	2,948	2,840	2,746	2,656	2,569
浄化槽事業・整備人口	人	1,891	1,925	1,954	1,973	1,974
浄化槽事業・人口普及率	%	32.9%	34.8%	36.5%	38.1%	39.5%

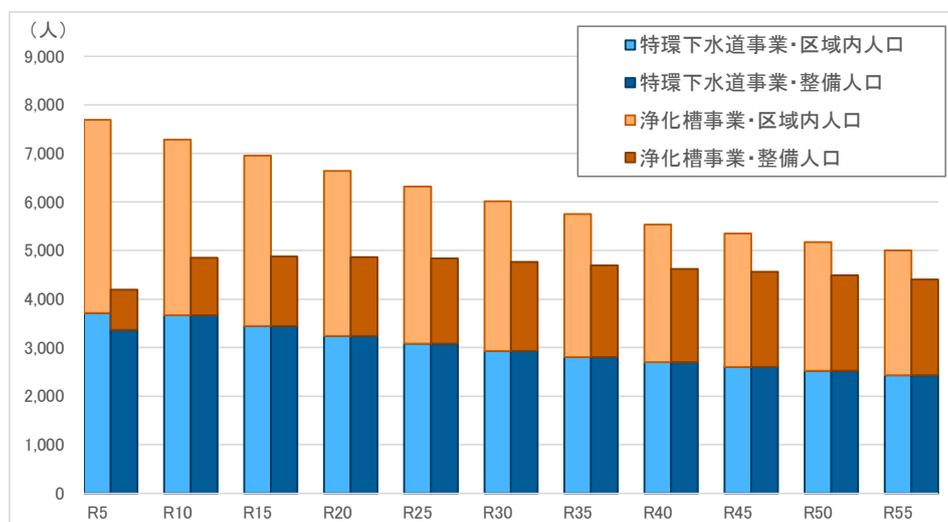


図 3-5 将来整備人口(50年)

3.4. 水洗化人口・有収水量の予測

特環下水道事業は、平成19年3月の供用開始以降、積極的に汚水処理施設の整備を進めてきたことにより、水洗化人口は、現在まで右肩上がり伸びてきました。

今後も、令和9年度までは管路施設の整備が予定されており、整備後の数年間は、新規加入者の増加が見込まれるため、水洗化人口は伸びるものと想定されます。令和13年度までは水洗化人口の伸びにより、有収水量も増加する見込みとなっていますが、令和14年度以降は、人口の減少が新規加入者による水洗化人口の伸びを上回るため、水洗化人口及び有収水量は徐々に減少していく見込みです。

浄化槽事業は、浄化槽の設置により水洗化が完了するため、水洗化人口と整備人口が同じ数値となります。浄化槽事業による管理基数の増加に伴い、水洗化人口も増加する見込みですが、長期的には新たに設置・帰属する基数の減少や合併処理浄化槽の休止・廃止等により、増加傾向は小さくなる見込みです。

表 3-8 水洗化人口・有収水量予測(特定環境保全公共下水道事業)(計画期間内)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水洗化人口	人	2,801	2,882	2,981	3,069	3,127	3,161	3,179	3,184	3,148	3,112
水洗化率	%	82.4%	81.5%	81.0%	82.2%	85.3%	87.8%	89.3%	90.5%	90.5%	90.5%
有収水量	m ³ /年	262,503	270,094	279,372	288,407	293,054	296,240	297,928	299,214	295,022	291,649

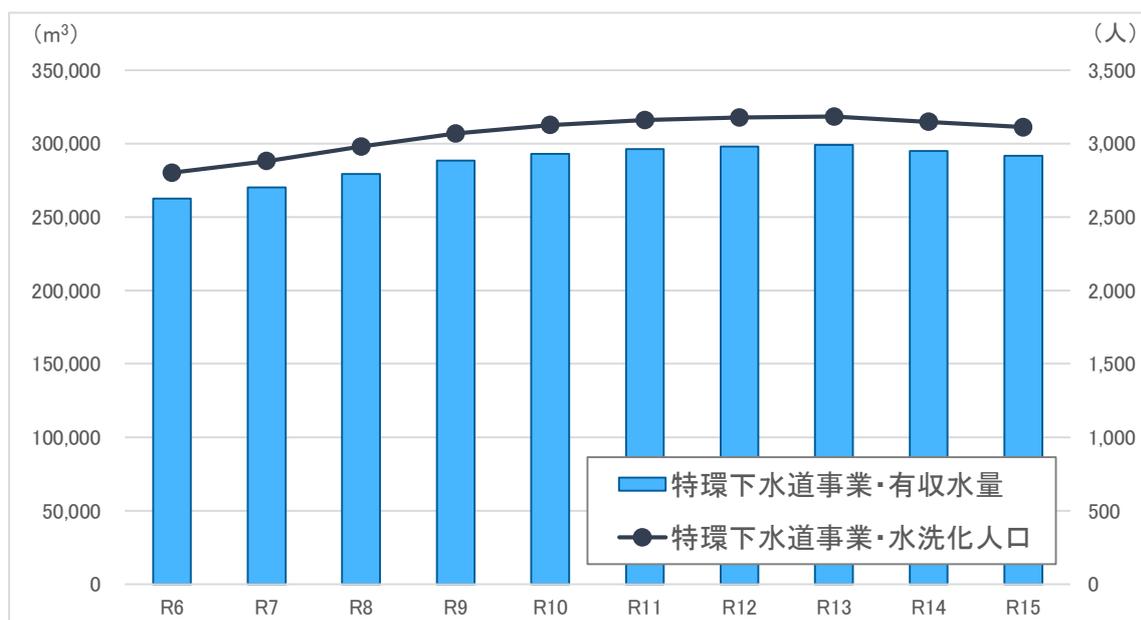


図 3-6 水洗化人口・有収水量予測(特定環境保全公共下水道事業)(計画期間内)

表 3-9 水洗化人口・有収水量予測(浄化槽設置管理事業)(計画期間内)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水洗化人口	人	919	991	1,057	1,124	1,187	1,240	1,293	1,343	1,392	1,438
水洗化率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有収水量	m ³ /年	71,976	83,261	89,195	95,108	100,771	105,639	110,462	115,072	119,623	124,029

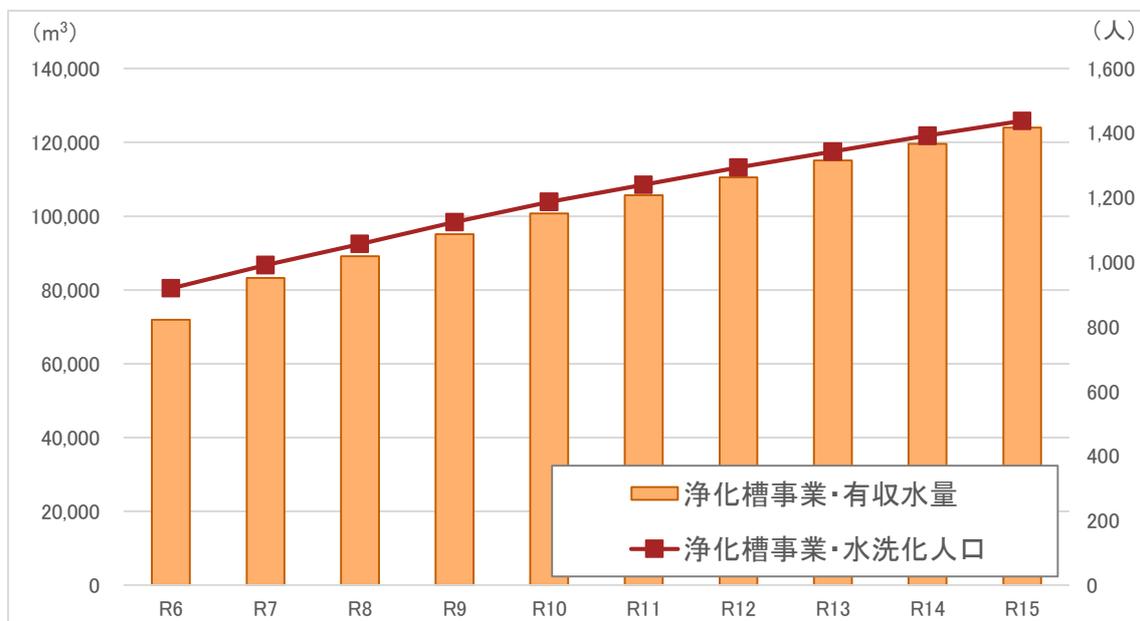


図 3-7 水洗化人口・有収水量予測(浄化槽設置管理事業)(計画期間内)

表 3-10 水洗化人口・有収水量予測(特定環境保全公共下水道事業)(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
水洗化人口	人	2,745	3,127	3,112	2,932	2,788	2,653
水洗化率	%	84.0%	85.3%	90.5%	90.5%	90.5%	90.5%
有収水量	m ³ /年	257,960	293,054	291,649	274,779	262,000	248,632
項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073	
		R35	R40	R45	R50	R55	
水洗化人口	人	2,535	2,441	2,359	2,281	2,206	
水洗化率	%	90.5%	90.5%	90.6%	90.6%	90.7%	
有収水量	m ³ /年	237,574	228,764	221,685	213,769	206,741	

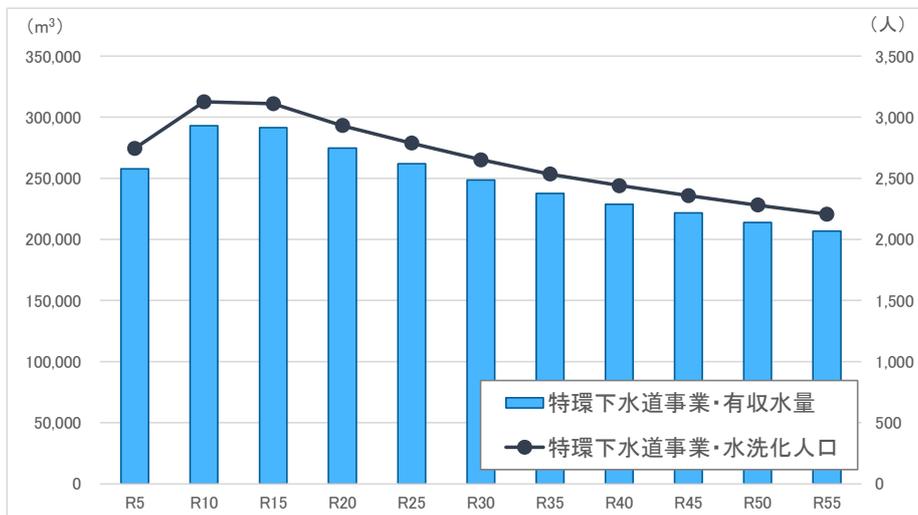


図 3-8 水洗化人口・有収水量予測(特定環境保全公共下水道事業)(50年)

表 3-11 水洗化人口・有収水量予測(浄化槽設置管理事業)(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
水洗化人口	人	830	1,187	1,438	1,628	1,754	1,839
水洗化率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有収水量	m ³ /年	73,776	100,771	124,029	141,757	154,477	163,288
項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073	
		R35	R40	R45	R50	R55	
水洗化人口	人	1,891	1,925	1,954	1,973	1,974	
水洗化率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
有収水量	m ³ /年	169,632	174,235	178,277	181,274	182,974	

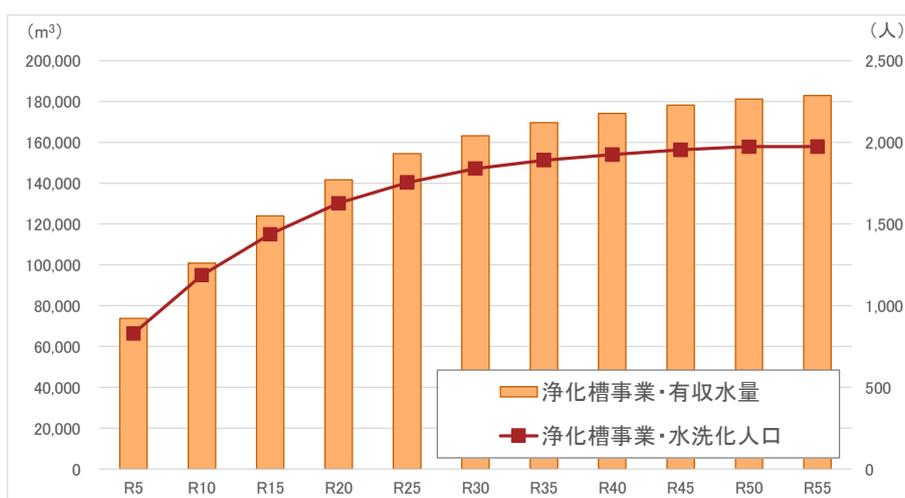


図 3-9 水洗化人口・有収水量予測(浄化槽設置管理事業)(50年)

3.5. 使用料収入の見通し

特環下水道事業の使用料収入の見通しは、有収水量の予測値に令和5年度決算見込値に基づく下水道使用料単価を乗じて算出しています。使用料収入は、令和13年度までは水洗化人口の伸びにより増加する見込みですが、令和14年度以降は有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少する見込みとなっています。

浄化槽事業の使用料収入は、管理基数の予測値に、「処理人槽」及び「設置・帰属」の別に設定された浄化槽使用料単価を乗じて算出しています。設置や帰属による管理基数の増加に伴い、使用料収入も増加する見込みとなっていますが、今後、合併処理浄化槽の休止・廃止等による管理基数の減少も考慮しているため、将来の増加傾向は滞る見込みとなっています。

表 3-12 特定環境保全公共下水道事業・使用料単価(令和5年度)

項目	単位	R5
有収水量	m ³ /年	257,960
使用料収入(税抜き)	千円	38,966
使用料単価	m ³ /円	151.054

表 3-13 特定環境保全公共下水道事業・使用料収入見通し(計画期間)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入(税抜き)	千円	40,075	40,799	42,200	43,565	44,267	44,748	45,003	45,197	44,564	44,055

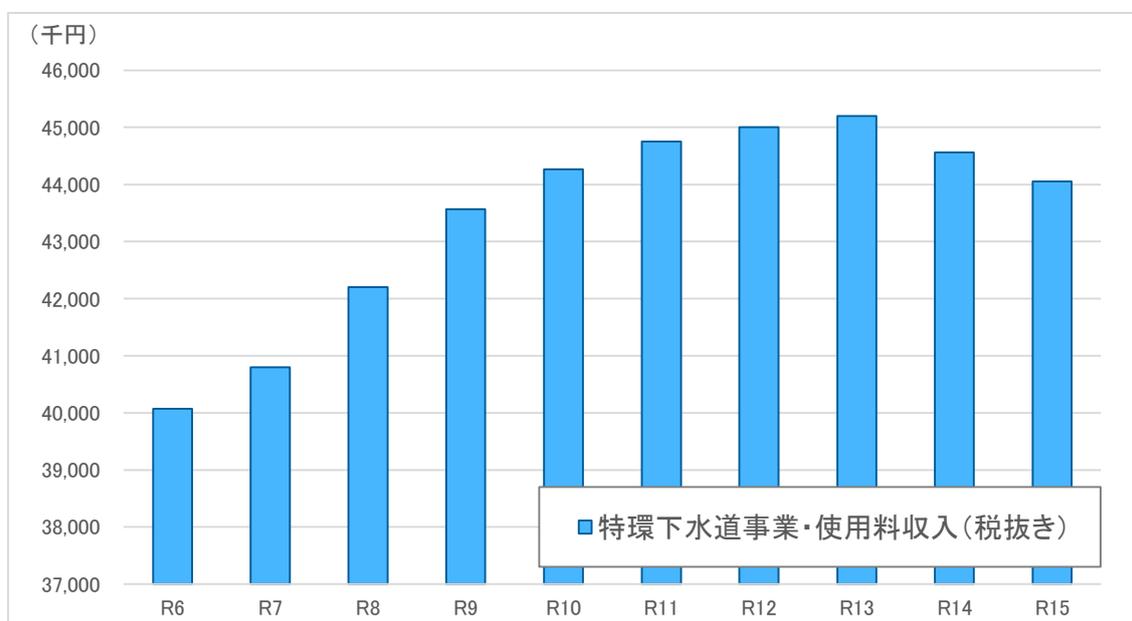


図 3-10 特定環境保全公共下水道事業・使用料収入見通し(計画期間)

表 3-14 浄化槽設置管理事業・使用料単価

種別	処理人槽	料金(税込み)
新設・転換	5人槽	3,520 円/月
	7人槽	4,400 円/月
	10人槽	5,280 円/月
帰属	5人槽	2,640 円/月
	7人槽	3,190 円/月
	10人槽	3,960 円/月

表 3-15 浄化槽設置管理事業・使用料収入見通し(計画期間)

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入(税抜き)	千円	10,881	12,587	13,484	14,378	15,234	15,970	16,699	17,396	18,084	18,750

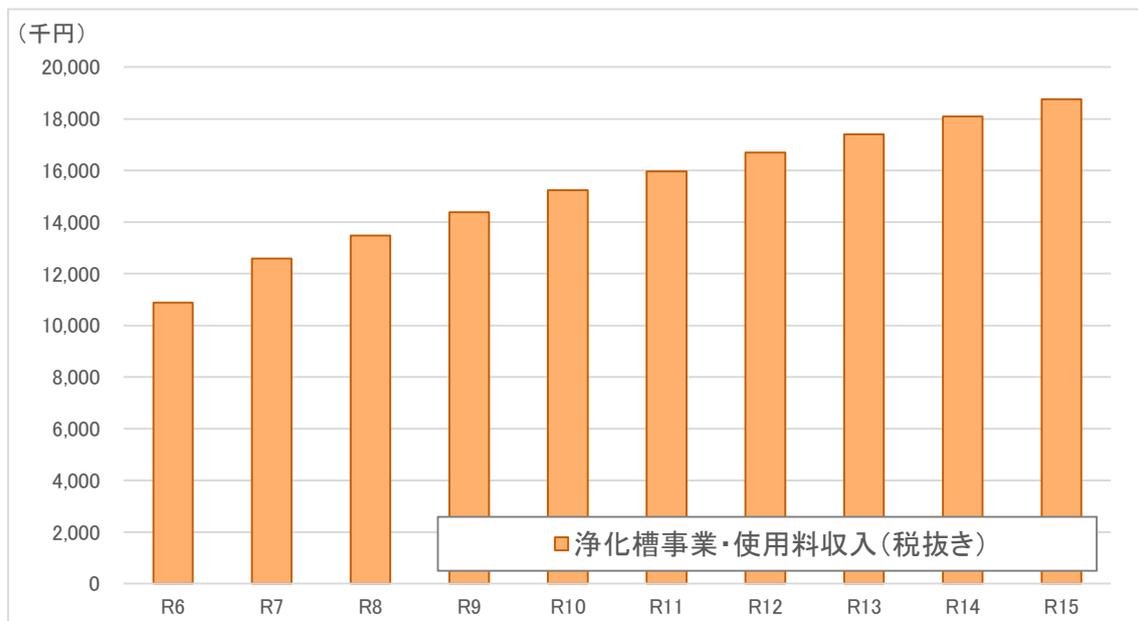


図 3-11 浄化槽設置管理事業・使用料収入見通し(計画期間)

表 3-16 特定環境保全公共下水道事業・使用料収入見通し(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
使用料収入(税抜き)	千円	38,966	44,267	44,055	41,506	39,576	37,557
項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073	
		R35	R40	R45	R50	R55	
使用料収入(税抜き)	千円	35,887	34,556	33,486	32,291	31,229	

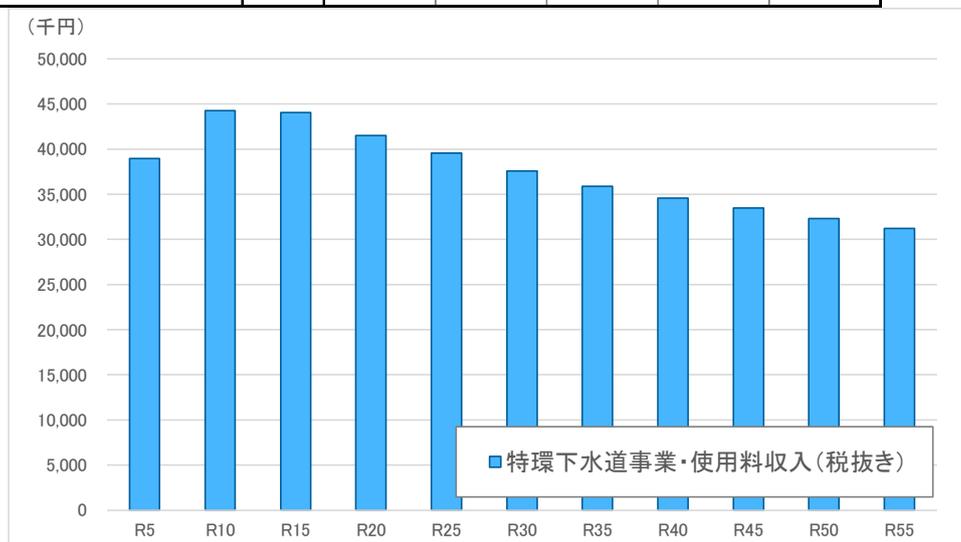


図 3-12 特定環境保全公共下水道事業・使用料収入見通し(50年)

表 3-17 浄化槽設置管理事業・使用料収入見通し(50年)

項目	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048
		R5	R10	R15	R20	R25	R30
使用料収入(税抜き)	千円	11,153	15,234	18,750	21,430	23,353	24,685
項目	単位	2053	2058	2063	2068	2073	
		R35	R40	R45	R50	R55	
使用料収入(税抜き)	千円	25,644	26,340	26,951	27,404	27,661	

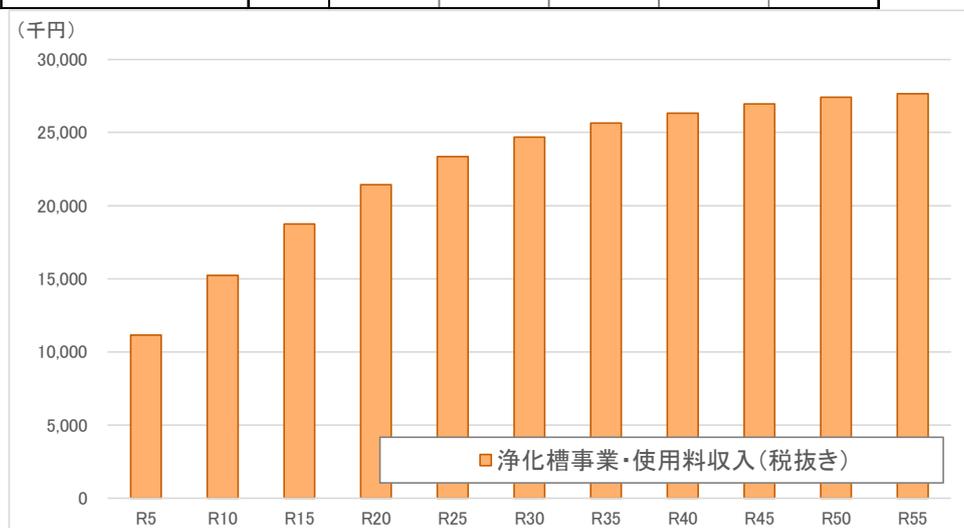


図 3-13 浄化槽設置管理事業・使用料収入見通し(50年)

3.6. 施設の見通し

3.6.1. 管路施設

特環下水道事業では、供用開始区域の拡大を令和9年度まで予定しているため、管路施設の整備事業を本経営戦略へ見込んでいます。管路施設の整備事業の完了後は、ストックマネジメント計画に基づく汚水処理施設の改築更新事業へ転換していきます。

3.6.2. 処理場施設

処理場施設については、今後は災害時に対応するための自家発電設備の設置工事、老朽化に伴う電気設備、機械設備等の更新工事を実施していく必要があるため、本経営戦略に見込んでいます。

令和7年度からの特環下水道ストックマネジメント計画(第二期)の改訂を受け、処理場施設の劣化状況を把握するための詳細調査・診断業務を予定しています。具体的な修繕・改築事業については、詳細調査・診断業務の結果を受け実施していく必要があるため、修繕・改築事業のスケジュールや概算事業費等が算定された段階で経営戦略の見直しに反映していきます。

3.6.3. 合併処理浄化槽

浄化槽事業では、循環型社会形成推進地域計画に基づき合併処理浄化槽を整備していきます。浄化槽事業における合併処理浄化槽の管理基数は、本経営戦略の計画期間で約200基の増加を見込んでおり、新設・転換による設置の他、帰属される基数や休止・廃止する基数についても管理基数に反映しています。また、合併処理浄化槽の耐用年数を基に、本体やブロー機器の修繕に係る費用についても見込んでいます。

3.7. 組織の見通し

本経営戦略においては、現行体制である下水道グループ職員4人に加え、公営企業会計への移行に伴う業務量の増加及び、今後予定される下水道施設の改築に伴う事業量の増加等を踏まえ、職員数の1人増員を基に検討しました。

なお、下水道グループの年齢構成は、ベテラン職員や若手職員に比べ、30～50歳代の中堅以上の職員が占める割合が大きいため、次世代への技術継承や専門知識・技術力の向上を図りながら業務を遂行できるよう、実施体制の構築・強化に努めます。

第4章 経営の基本方針

本町の下水道事業は、人口減少等による使用料収入の減少や施設の老朽化による改築更新費用の増加など、より厳しさが増していくものと想定されます。

重要な社会基盤である污水处理施設が、将来にわたり「衛生的で快適な生活環境の確保」、「公共用水域の水質保全」などの役割を安定的に継続していくため、次の3点を基本方針として、事業を運営していきます。

《基本方針①污水处理施設整備の推進》

下水道施設の未普及区域における計画的な污水处理施設の整備を推進するとともに、浄化槽処理促進区域における既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換を促進することにより、着実な污水处理人口普及率の向上に努めます。

《基本方針②持続的な污水处理》

持続的な污水处理に向け、污水处理施設の適切な管理や計画的な改築更新を進めます。

《基本方針③経営基盤の強化》

経営環境の変化に適切に対応するため、中長期的な視点に立った投資・財政計画(収支計画)のもと、効率的な事業運営を行います。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

今後予想される将来の外部環境を考慮したうえで、施設・設備投資の見通しを試算した「投資試算」と、財源の見通しを試算した「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画(収支計画)」を策定することが、持続可能な下水道事業を実現する上で不可欠なものとなります。

計画的、効率的な下水道施設の整備、改築更新などによる「投資の合理化」を進めることで、投資費用の圧縮を図るとともに、「経営の効率化」と「財政マネジメントの向上」を図ることで、経営基盤を強化し、健全で、持続可能な事業運営を実現していきます。

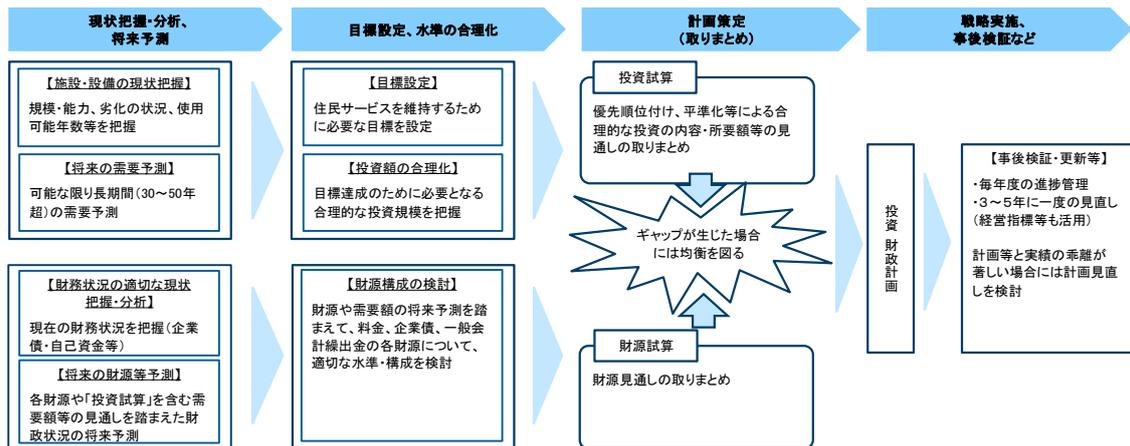


図 5-1 投資・財政計画策定概念図

5.1. 経営健全化に向けた目標設定

経営健全化に向け、経営指標を用いた定量的な目標の設定を行います。

下水道事業は地方公営企業法に基づき、事業に必要な経費は、経営に伴う下水道・浄化槽使用料をもって充てる「独立採算」を原則としています。汚水処理経費は下水道・浄化槽使用料で全て賄うこと(経費回収率が100%以上であること)が求められていますが、令和4年度の経費回収率は100%を大きく下回っている状態にあります。

特環下水道事業では、令和9年度の概成を目指し、供用開始区域の拡大に努めています。新たに供用を開始した区域は、新規加入者の増加に伴う有収水量の増加が見込めるため、管路施設の整備完了にあわせて下水道接続に向けた普及活動を行うことで、経費回収率の向上に努めます。

また、汚水処理原価が高いことも経費回収率を悪化させる要因の1つとなっているため、令和7年度からの特環下水道ストックマネジメント計画(第二期)の策定に基づき、汚水処理施設の長寿命化対策及び効率的な運用方法の検討に着手します。

近年は、供用開始区域の拡大により水洗化率、使用料収入ともに、若干の増加傾向にあり、今後数年間はこの傾向が続くものと予測されますが、長期的には人口減少の影響を受け、使用料収入は徐々に減少していく見込みです。このため、「使用料収入の確保」の観点から、管路施設の整備が完了する令和11年度以降、新規加入者が落ち着いた段階で、適切な下水道使用料への改定に向けた検討に着手し、経費回収率の向上に努めます。

浄化槽事業における合併処理浄化槽の管理基数は、本経営戦略の計画期間で約200基の増加を見込んでいます。管理基数の増加に伴い、使用料収入は徐々に増加していく見込みですが、経費回収率が100%を下回っている状況にあるため、浄化槽事業についても、特環下水道事業と調整を図りながら、令和11年度以降に、浄化槽使用料の改定に向けた検討に着手します。

表 5-1 目標値

指標	事業種別	現況値 令和4年度	計画期間目標値 令和15年度	長期的目標値
経費回収率	特環下水道事業	38.2%	43.0%	60.0%
水洗化率	特環下水道事業	85.3%	90.0%	90.0%
経費回収率	浄化槽事業	53.6%	55.0%	70.0%

5.2. 投資計画について

本経営戦略における主な投資計画内容を以下に整理します。

表 5-2 投資計画整理

投資計画	事業期間	事業費
管路施設等整備事業	令和6年度～令和55年度	約 13.2 億円 (約 6.2 億円)

投資計画	事業期間	事業費
自家発電設備設置工事	令和7年度～令和8年度	約 0.9 億円 (約 0.9 億円)

投資計画	事業期間	事業費
ストックマネジメント計画策定、実施設計	令和7年度～令和10年度	約 0.7 億円 (約 0.7 億円)
水質管理センター改築更新事業	令和6年度～令和55年度	約 24.6 億円 (約 3.1 億円)

投資計画	事業期間	事業費
浄化槽設置管理事業	令和6年度～令和55年度	約 12.2 億円 (約 2.8 億円)

※()内の金額は本経営戦略計画期間内(令和6年度～令和15年度)の金額を示します。

5.3. 財政計画について

次に、各投資計画の財源内訳について整理します。

表 5-3 財政計画整理

単位:百万円(税込)

事業(R6-R15)	補助	起債	町単独	負担金	総事業費
管路施設等整備事業	169.3	304.9	148.0	-	622.2
自家発電設備設置工事	48.1	39.4	-	-	87.5
ストックマネジメント計画策定、実施設計	35.8	35.8	-	-	71.6
水質管理センター改築更新事業	123.8	101.3	88.3	-	313.4
浄化槽設置管理事業	118.4	137.9	0.6	22.6	279.5
計	495.4	619.3	236.9	22.6	1,374.2

表 5-4 投資計画年次表

単位:千円(税込)

No	事業名	事業年度	事業区分	資産区分	財源区分	R6-R15	R16-R55	R6-R55	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
1	管路施設等整備事業	R6-R55	特環下水道	管路	1 総額	622,146	700,000	1,322,146	165,556	137,730	121,120	84,930	25,310	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500		
		R6-R55	特環下水道	管路	2 補助	169,250	154,000	323,250	39,000	43,000	36,000	27,000	5,000	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	
		R6-R55	特環下水道	管路	3 企業債	304,900	124,000	428,900	97,500	73,400	65,000	45,400	8,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
		R6-R55	特環下水道	管路	4 自己資金	147,996	422,000	569,996	29,056	21,330	20,120	12,530	12,210	10,550	10,550	10,550	10,550	10,550	10,550	
2	自家発電設備設置工事	R7-R8	特環下水道	機械・電気	1 総額	87,540	-	87,540	-	15,540	72,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
		R7-R8	特環下水道	機械・電気	2 補助	48,147	-	48,147	-	8,547	39,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		R7-R8	特環下水道	機械・電気	3 企業債	39,393	-	39,393	-	6,993	32,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		R7-R8	特環下水道	機械・電気	4 自己資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	ストックマネジメント計画 策定・実施設計	R7-R10	特環下水道	土木・建築	1 総額	71,590	-	71,590	-	30,470	21,120	10,000	10,000	-	-	-	-	-	-	
		R7-R10	特環下水道	土木・建築	2 補助	35,795	-	35,795	-	15,235	10,560	5,000	5,000	-	-	-	-	-	-	
		R7-R10	特環下水道	土木・建築	3 企業債	35,795	-	35,795	-	15,235	10,560	5,000	5,000	-	-	-	-	-	-	
		R7-R10	特環下水道	土木・建築	4 自己資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	水質管理センター改築 更新事業	R6-R55	特環下水道	機械・電気	1 総額	313,320	2,150,000	2,463,320	23,320	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000		
		R6-R55	特環下水道	機械・電気	2 補助	123,750	1,064,250	1,188,000	-	-	-	-	-	24,750	24,750	24,750	24,750	24,750		
		R6-R55	特環下水道	機械・電気	3 企業債	101,250	870,750	972,000	-	-	-	-	-	20,250	20,250	20,250	20,250	20,250		
		R6-R55	特環下水道	機械・電気	4 自己資金	88,320	215,000	303,320	23,320	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
5	浄化槽設置管理事業	R6-R55	浄化槽	浄化槽	1 総額	279,434	940,115	1,219,549	32,390	25,729	26,936	28,189	29,508	25,819	26,560	27,318	28,094	28,891		
		R6-R55	浄化槽	浄化槽	2 補助	118,412	282,600	401,012	15,729	12,477	12,477	12,477	12,477	10,555	10,555	10,555	10,555	10,555		
		R6-R55	浄化槽	浄化槽	3 企業債	137,900	580,400	718,300	12,500	11,000	12,200	13,500	14,800	13,300	14,000	14,800	15,500	16,300		
		R6-R55	浄化槽	浄化槽	4 自己資金	557	1,416	1,973	50	95	81	13	11	60	83	23	81	60		
		R6-R55	浄化槽	浄化槽	5 受益者負担金	22,565	75,699	98,264	4,111	2,157	2,178	2,199	2,220	1,904	1,922	1,940	1,958	1,976		

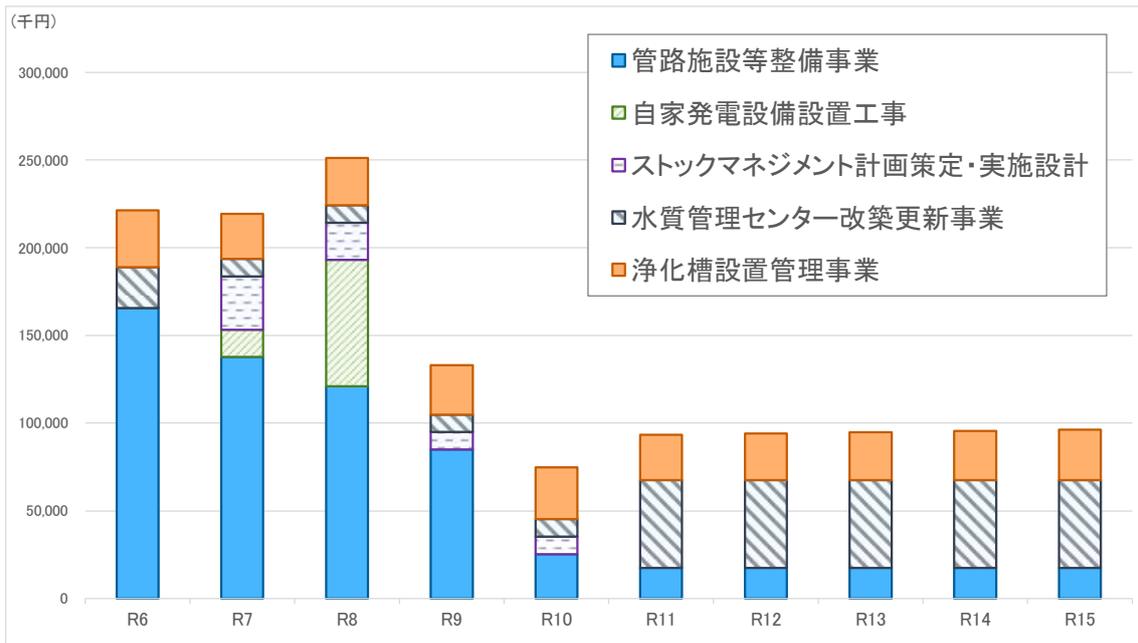


図 5-2 事業別投資計画(計画期間)

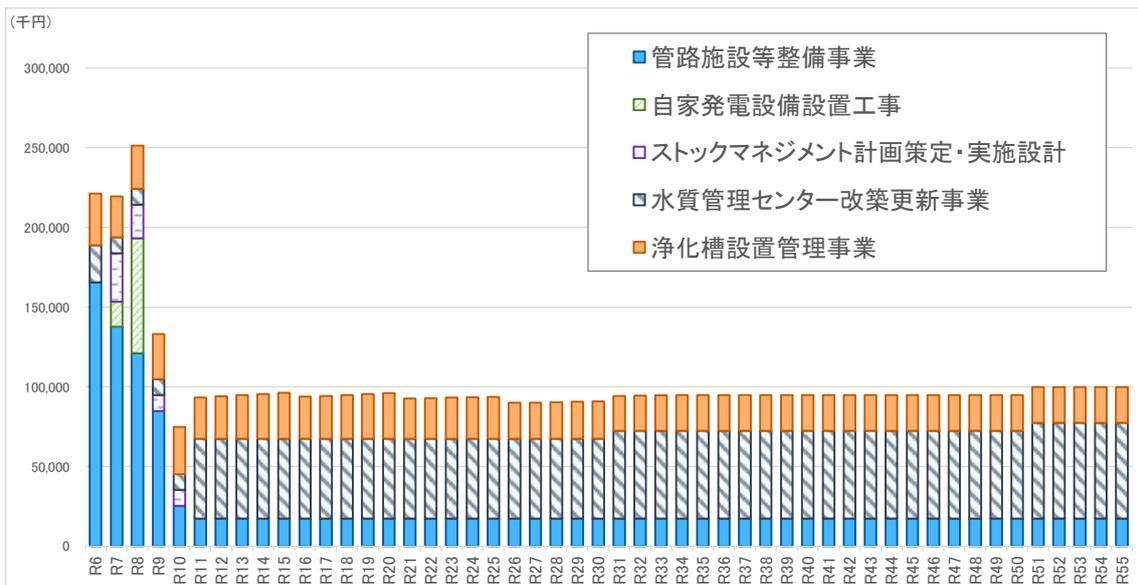


図 5-3 事業別投資計画(50年)

5.4. 投資・財政計画(収支計画)

5.4.1. 主な前提条件

投資・財政計画(収支計画)策定にあたり、主な前提条件を以下に整理します。

(1) 特定環境保全公共下水道事業

a) 収益的収支

項目		算定条件	
収益的収入	営業収益	下水道使用料収入	有収水量予測に使用料単価を乗じて算定。
		その他	令和5年度及び6年度の決算見込値を、2年に1度で固定。
	営業外収益	他会計補助金	令和5年度の地方公営企業繰出金について(令和5年4月3日付け総財公第28号総務副大臣通知)に基づく基準内繰入金及び基準外繰出金を算出。
		長期前受金戻入	既存資産と新規取得資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の収益化額を計上。
		その他	その他営業外収益は見込まない。
収益的支出	営業費用	職員給与費	令和5年度決算見込値に賃金上昇率を考慮。
		動力費	有収水量予測に令和5年度決算見込値の単価を乗じて算定。物価上昇率を考慮。
		修繕費	令和5年度決算見込値に物価上昇率を考慮。
		材料費	令和5年度決算見込値に物価上昇率を考慮。
		減価償却費	既存資産と新規取得資産の減価償却費を計上。 土木建築:50年、建築設備:20年、機械電気:20年、管きょ:50年で償却計算。
	営業外費用	支払利息	既発行分と新規発行分(28年償還、据置期間5年)の企業債利息を計上。
		その他	その他営業外費用は見込まない。
特別利益	特別利益は見込まない。		
特別損失	特別損失は見込まない。		
繰越利益剰余金又は累積欠損金	前年度の累積欠損金に当年度純利益を足して計上。		

b) 資本的収支

項目		算定条件
資本的収入	企業債	投資計画に基づく企業債借入予定額を計上。
	他会計出資金	令和6年度～令和15年度で約6億円を計上。
	国(都道府県)補助金	社会資本整備総合交付金の予定額を計上
	他会計補助金	令和5年度の地方公営企業繰出金について(令和5年4月3日付け総財公第28号総務副大臣通知)に基づく基準内繰入金及び基準外繰出金を算出。
資本的支出	建設改良費	投資計画及び令和5年度決算見込値に物価上昇率を考慮。
	うち職員給与費	令和5年度決算見込値に賃金上昇率を考慮。
	企業債償還金	過年度事業分及び新規事業の起債に係る償還金。既存分は償還計画に基づく金額、新規分は28年償還(5年据置)で設定。
補填財源	損益勘定留保資金	減価償却費や資産減耗費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金を計上。
	その他	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等。
企業債残高	前年度企業債残高に当年度企業債借入額を加算し、当年度企業債償還額を差し引いた金額。	
基準内繰入金(収益的収支分)	総務省繰出基準に基づく収益的収入分(3条)の繰入金を計上	
基準外繰入金(収益的収支分)	総務省繰出基準に基づかない収益的収入分(3条)の繰入金を計上	
基準内繰入金(資本的収支分)	総務省繰出基準に基づく資本的収入分(4条)の繰入金を計上	
基準外繰入金(資本的収支分)	総務省繰出基準に基づかない資本的収入分(4条)の繰入金を計上	

(2) 特定地域生活排水処理事業

a) 収益的収支

項目		算定条件	
収益的収入	営業収益	浄化槽使用料収入	浄化槽事業における将来基数に、処理人槽別、設置・転換・帰属別に設定された使用料単価を乗じた額。
		その他	令和5年度及び6年度の決算見込値を、2年に1度で固定。
	営業外収益	他会計補助金	令和5年度の地方公営企業繰出金について(令和5年4月3日付け総財公第28号総務副大臣通知)に基づく基準内繰入金及び基準外繰出金を算出。
		国県補助金	配管費及び処分費等への補助費用を計上。
		長期前受金戻入	既存資産と新規取得資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の収益化額を計上。
収益的支出	営業費用	職員給与費	令和5年度決算見込値に賃金上昇率を考慮。
		経費	委託料、維持管理費用等は合併処理浄化槽設置基数に、令和5年度決算見込値の単価を乗じて算出。
		減価償却費	既存資産と新規取得資産の減価償却費を計上。 浄化槽:28年で償却計算。
	営業外費用	支払利息	既発行分と新規発行分(28年償還、据置期間5年)の企業債利息を計上。
特別利益		特別利益は見込まない。	
特別損失		特別損失は見込まない。	
繰越利益剰余金又は累積欠損金		前年度の累積欠損金に当年度純利益を足して計上。	

b) 資本的収支

項目		算定条件
資本的収入	企業債	投資計画に基づく企業債借入予定額を計上。
	他会計補助金	見込み無し。
	国(都道府県)補助金	循環型社会形成推進交付金及び浄化槽整備事業補助金に係る補助金を計上。
	工事負担金	投資計画に基づき計上。物価上昇率を考慮。
資本的支出	建設改良費	投資計画に基づき計上。物価上昇率を考慮。
	企業債償還金	過年度事業分及び新規事業の起債に係る償還金。既存分は償還計画に基づく金額、新規分は28年償還(5年据置)で設定。
補填財源	損益勘定留保資金	減価償却費や資産減耗費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金を計上。
	その他	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等。
企業債残高		前年度企業債残高に当年度企業債借入額を加算し、当年度企業債償還額を差し引いた金額。
基準内繰入金(収益的収支分)		総務省繰出基準に基づく収益的収入分(3条)の繰入金を計上
基準外繰入金(収益的収支分)		総務省繰出基準に基づかない収益的収入分(3条)の繰入金を計上
基準内繰入金(資本的収支分)		総務省繰出基準に基づく資本的収入分(4条)の繰入金を計上
基準外繰入金(資本的収支分)		総務省繰出基準に基づかない資本的収入分(4条)の繰入金を計上

(3) 一般会計繰入額の算定

投資・財政計画(収支計画)の策定にあたり、一般会計からの繰入額を整理します。

総務省が定める繰出基準に基づき、基準内繰入金のみを計上した場合の収支見通し(令和6年度～令和15年度)を以下に示します。

図 5-4 に示すとおり、特環下水道事業及び浄化槽事業の純損失は、令和6年度以降、損失が続く試算結果となっています。また、図 5-5 に示す補填財源についても、特環下水道事業及び浄化槽事業ともに不足が生じる見込みとなります。

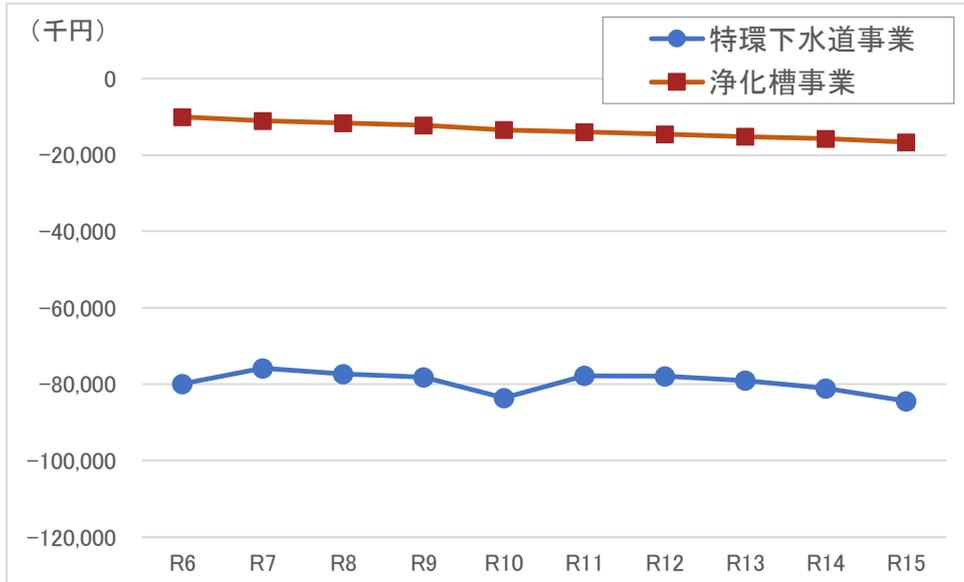


図 5-4 純損益の試算結果(3条関係・基準内繰入金のみ)

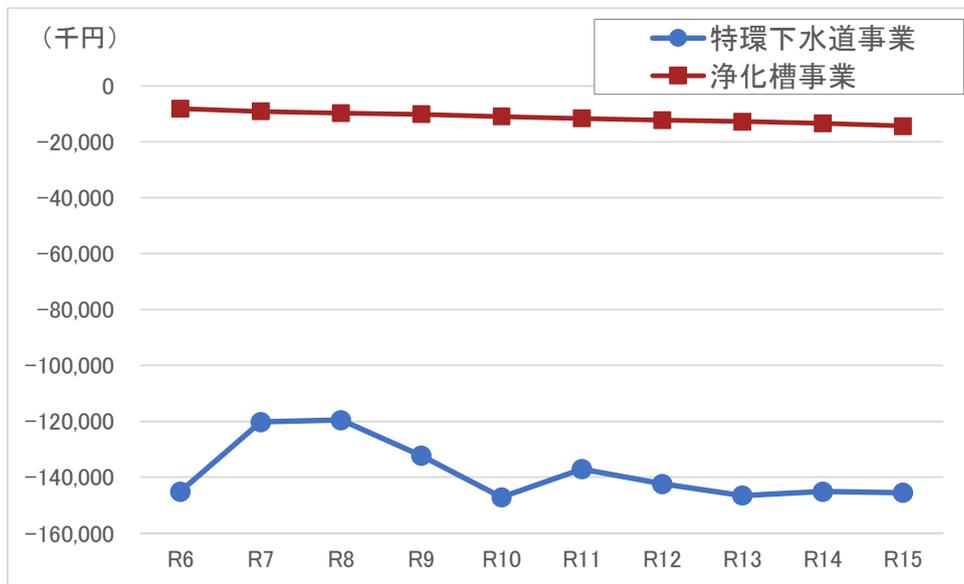


図 5-5 補填財源不足額(単年度)の試算結果(4条関係・基準内繰入金のみ)

前述の試算結果を受け、収支バランスの均衡を図るため、基準外繰入金を計上し、投資・財政計画(収支計画)を整理する方針とします。なお、収益的収支(3条)における基準外繰入金の設定は、特環下水道事業及び浄化槽事業ともに純損失が生じない額とし、資本的収支(4条)における基準外繰入金の設定は、下水道事業全体の資金残高1.2億円を確保できる額としました。

表 5-5 特環下水道事業・繰入金

項目	単位:千円										
	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	
繰入金	収益的収支(3条)/基準内	84,046	82,142	83,267	73,263	68,899	67,382	64,683	62,067	60,293	58,398
	収益的収支(3条)/基準外	88,237	76,800	78,300	79,100	84,500	78,800	78,900	80,000	82,100	85,400
	資本的収支(4条)/基準内	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120
	資本的収支(4条)/基準外	67,000	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400
	小計/基準内	85,263	83,397	83,387	73,383	69,019	67,502	64,803	62,187	60,413	58,518
	小計/基準外	155,237	140,000	137,500	133,300	143,500	135,200	138,900	143,800	142,800	142,800
	合計/基準内・外	240,500	223,397	220,887	206,683	212,519	202,702	203,703	205,987	203,213	201,318

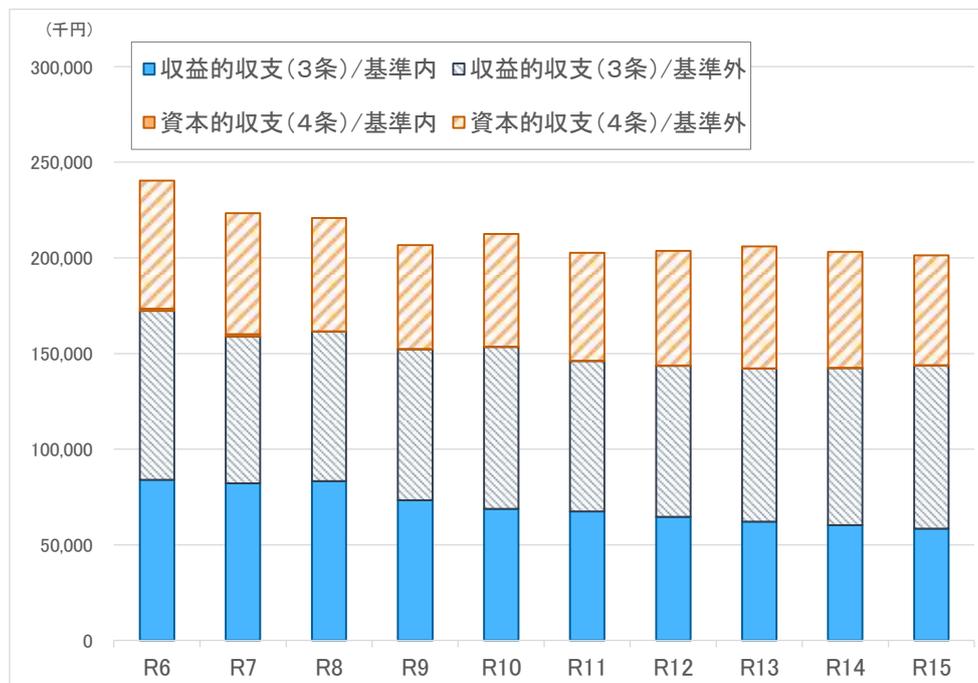


図 5-6 特環下水道事業・繰入金

表 5-6 浄化槽事業・繰入金

単位:千円

項目	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
繰入金	収益の収支(3条)/基準内	5,792	6,292	6,600	6,973	7,361	7,756	8,081	8,415	8,774	9,138
	収益の収支(3条)/基準外	12,047	11,350	11,900	12,500	13,700	14,300	14,800	15,500	16,100	17,000
	資本の収支(4条)/基準内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資本の収支(4条)/基準外	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計/基準内	5,792	6,292	6,600	6,973	7,361	7,756	8,081	8,415	8,774	9,138
	小計/基準外	13,547	11,350	11,900	12,500	13,700	14,300	14,800	15,500	16,100	17,000
	合計/基準内・外	19,339	17,642	18,500	19,473	21,061	22,056	22,881	23,915	24,874	26,138

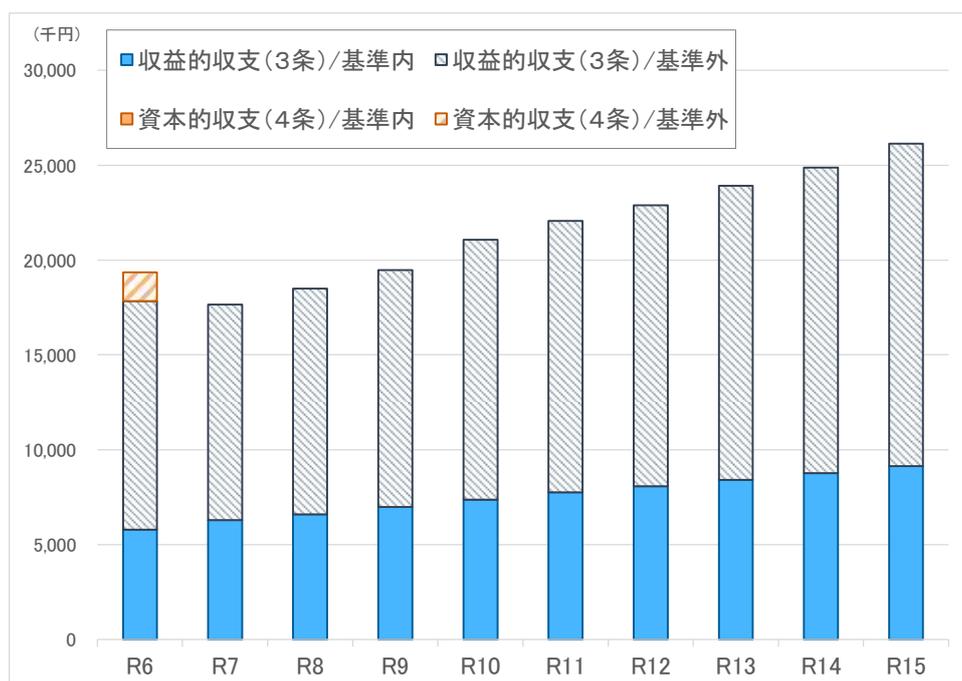


図 5-7 浄化槽事業・繰入金

表 5-7 下水道事業總括・繰入金

單位:千円

項目	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
繰入金	収益の収支(3条)/基準内	89,838	88,434	89,866	80,236	76,259	75,138	72,763	70,482	69,067	67,536
	収益の収支(3条)/基準外	100,284	88,150	90,200	91,600	98,200	93,100	93,700	95,500	98,200	102,400
	資本の収支(4条)/基準内	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120
	資本の収支(4条)/基準外	68,500	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400
	小計/基準内	91,055	89,689	89,986	80,356	76,379	75,258	72,883	70,602	69,187	67,656
	小計/基準外	168,784	151,350	149,400	145,800	157,200	149,500	153,700	159,300	158,900	159,800
	合計/基準内・外	259,839	241,039	239,386	226,156	233,579	224,758	226,583	229,902	228,087	227,456

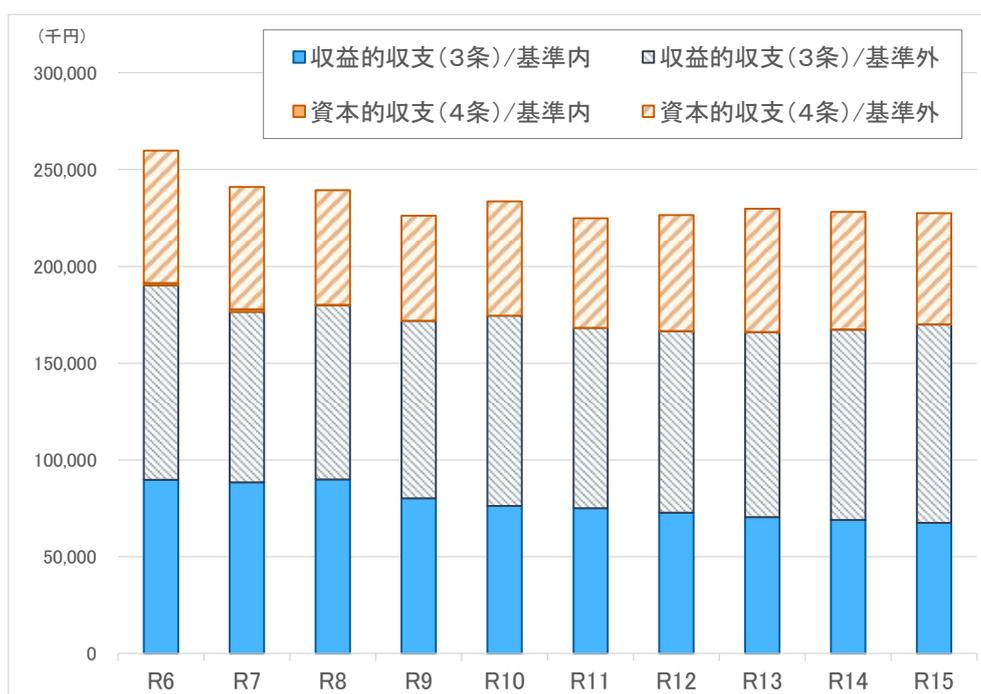


図 5-8 下水道事業總括・繰入金

5.4.2. 投資・財政計画(収支計画)

これまで整理した条件を基に、特環下水道事業及び浄化槽事業の投資・財政計画(収支計画)を整理します。また、下水道事業を総括した結果についても整理します。なお、年次別の投資・財政計画表は巻末に添付します。

(1) 特定環境保全公共下水道事業

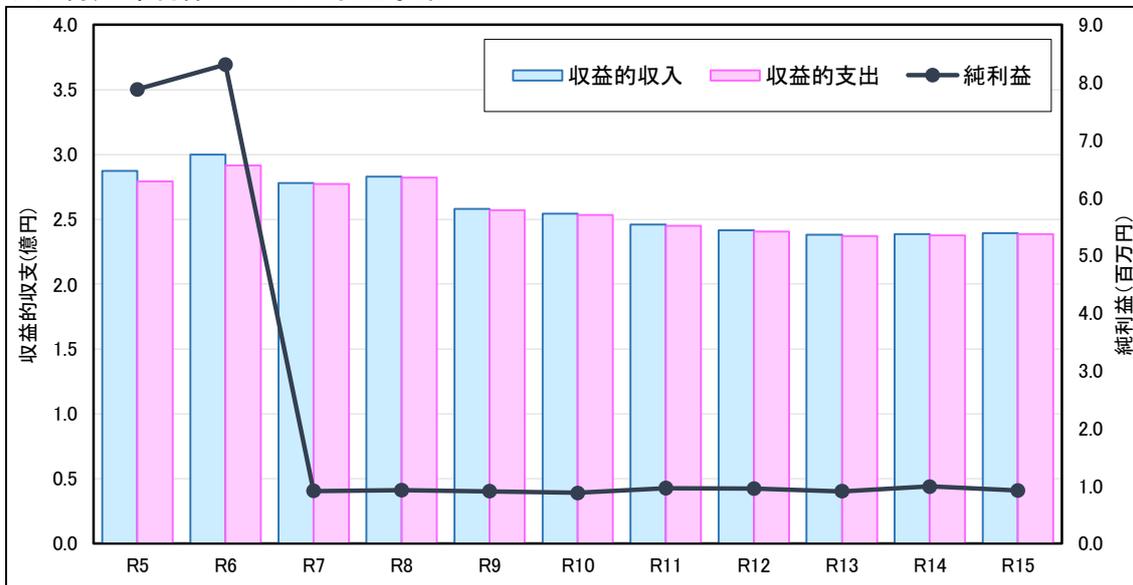


図 5-9 特環下水道事業・収益的収支

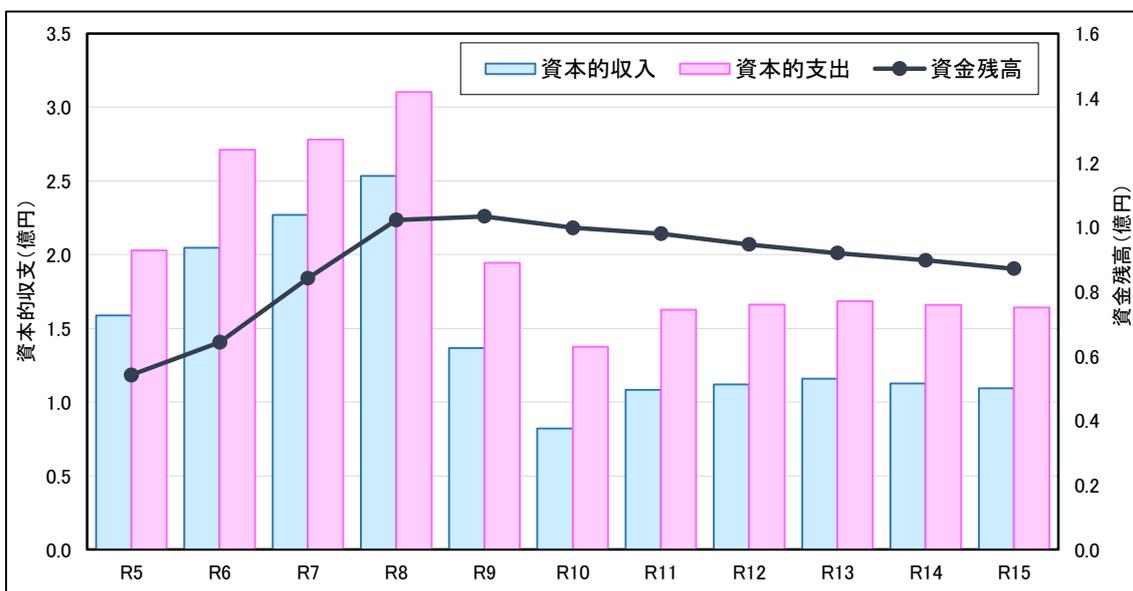


図 5-10 特環下水道事業・資本的収支

(2) 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

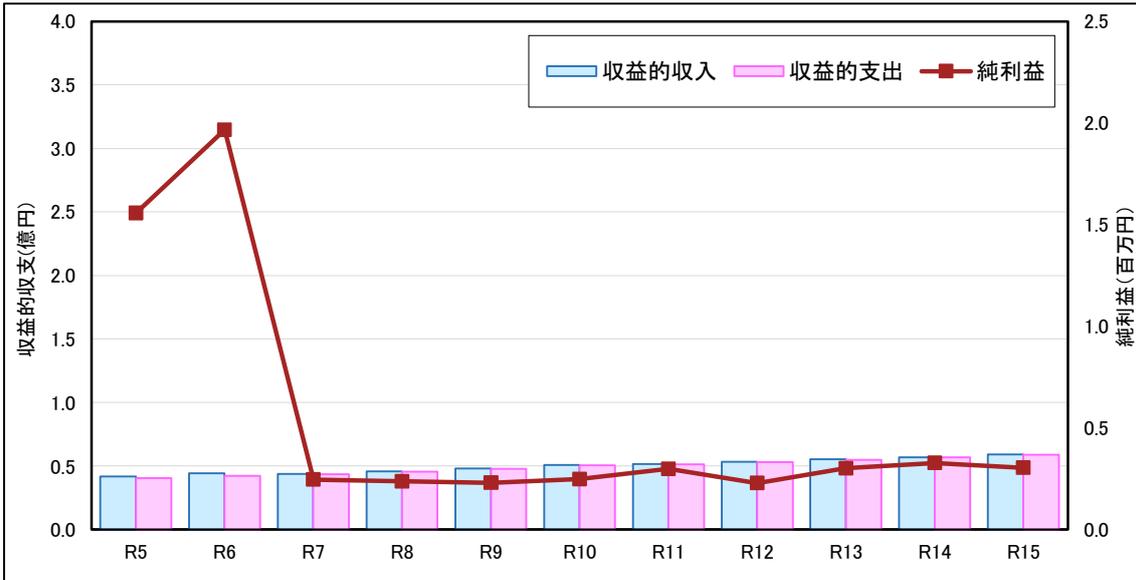


图 5-11 浄化槽事業・収益の収支

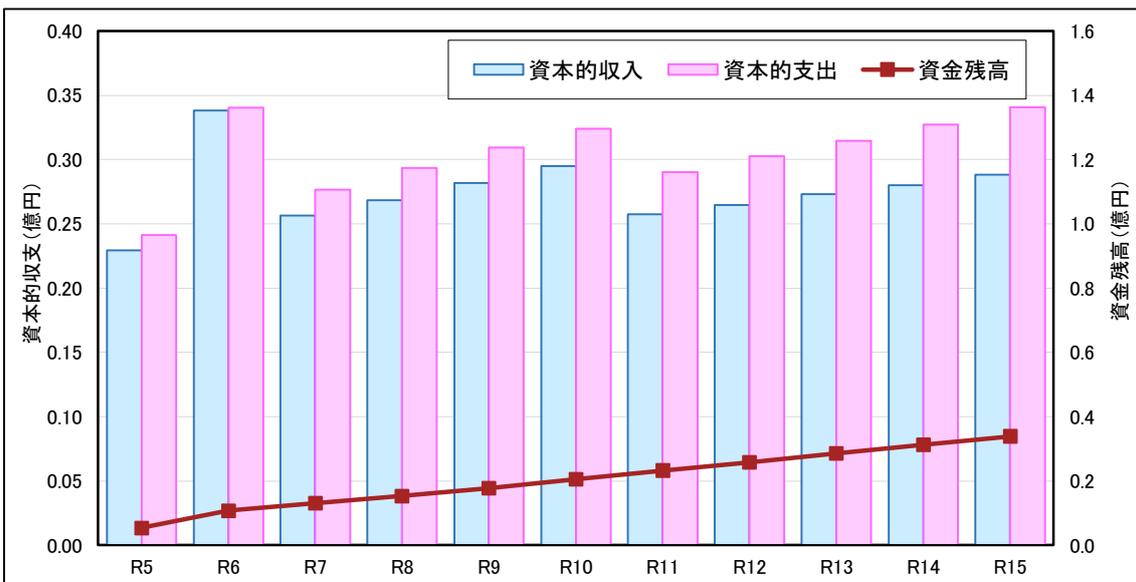


图 5-12 浄化槽事業・資本の収支

(3) 下水道事業全体

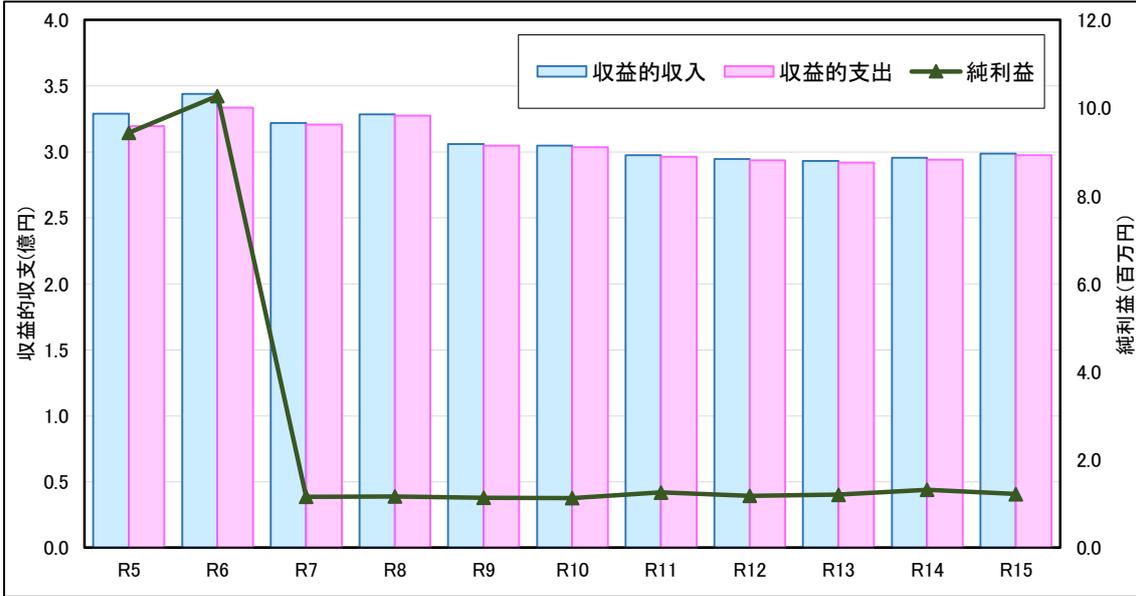


图 5-13 下水道事業総括・収益の収支

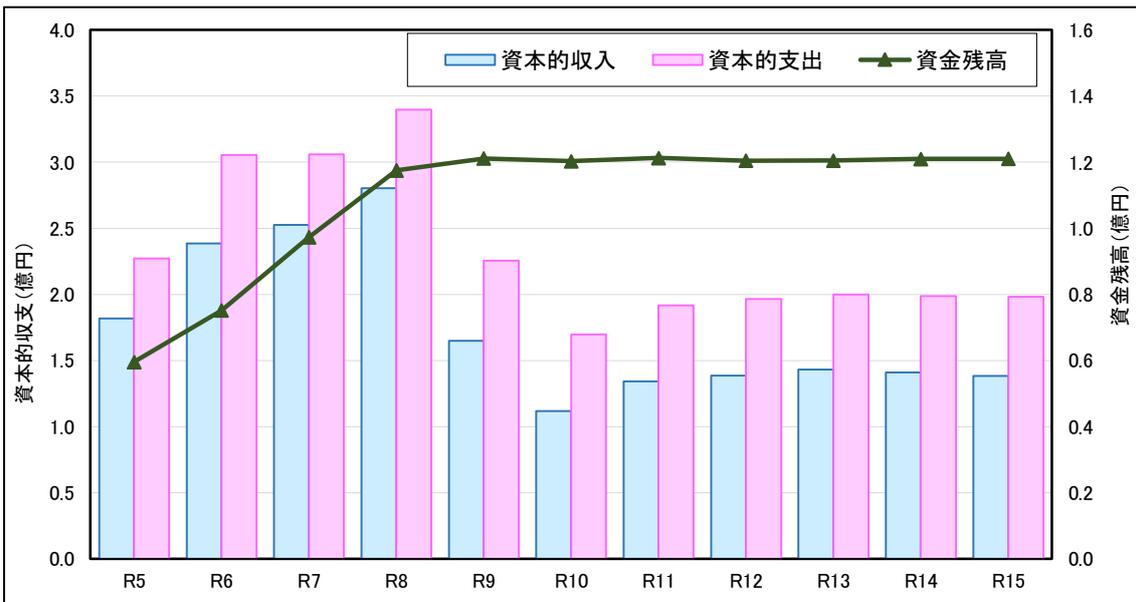


图 5-14 下水道事業総括・資本の収支

(4) まとめ

将来の推計結果を基に、各事業の経費回収率の推移について整理します。

特環下水道事業の経費回収率は、供用開始区域の拡大に伴う使用料収入の増加や汚水処理原価の減少を受け、令和13年度までは上昇していく見込みとなっています。令和14年度以降の経費回収率は、物価上昇等の影響により汚水処理原価が上昇するため、減少する見込みとなります。

浄化槽事業の経費回収率は、管理基数の増加に伴う使用料収入の増加や汚水処理原価の減少を受けて、令和15年度までは上昇していく見込みとなっています。令和16年度以降は、汚水処理原価の微増傾向を受けますが、概ね横ばいから若干の減少傾向へ転じていく見込みとなります。

下水道事業全体の経費回収率については、特環下水道事業が事業全体の割合を多く占めるため、特環下水道事業の傾向と同様の推計結果となります。

汚水処理に係る経費は、下水道・浄化槽使用料で全て賄うこと(経費回収率が100%以上であること)が求められますが、各事業ともに100%を大きく下回る見込みとなります。

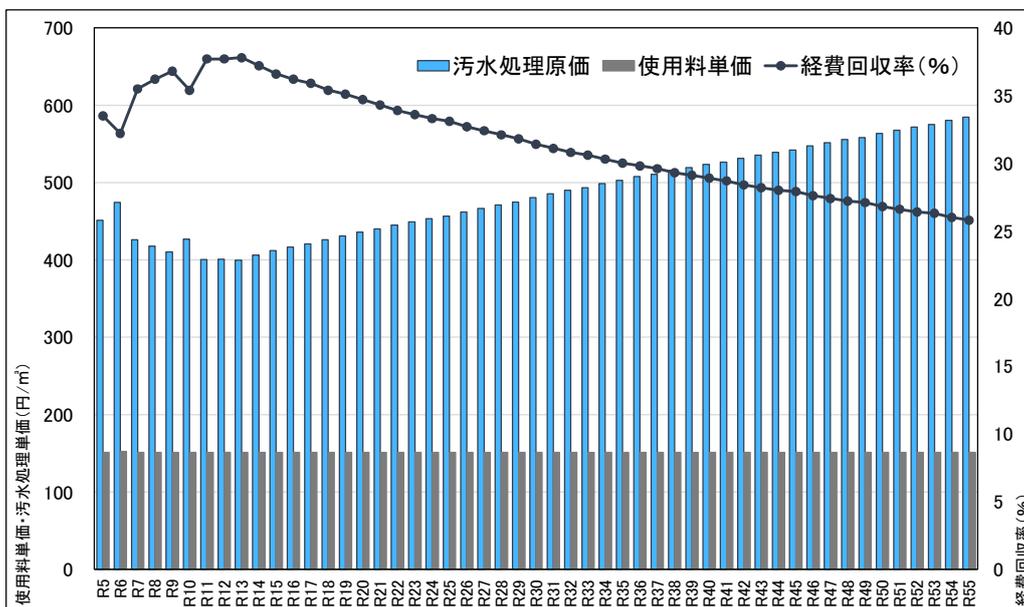


図 5-15 特環下水道事業・経費回収率の推移

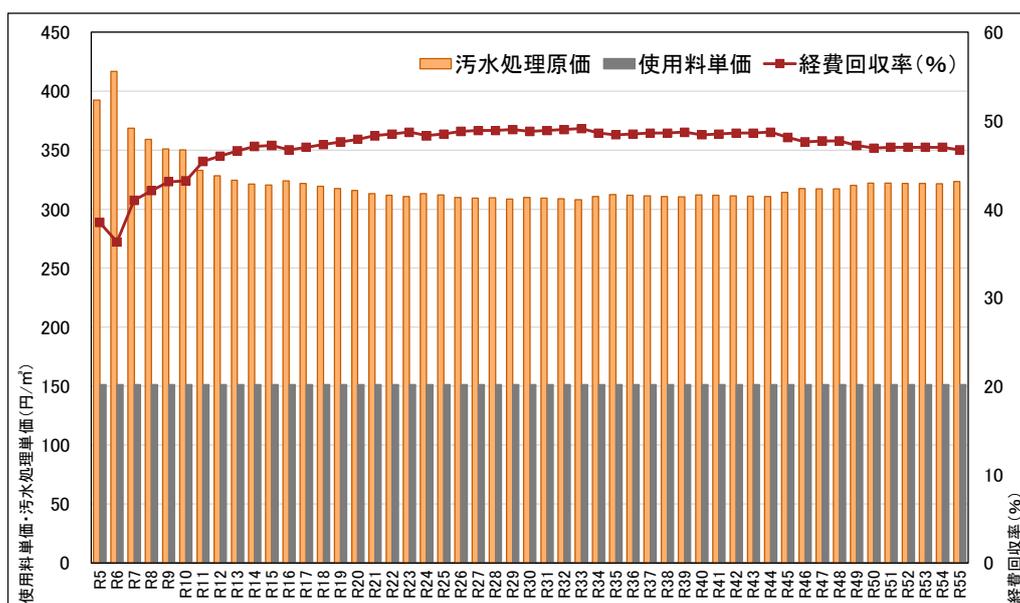


図 5-16 浄化槽事業・経費回収率の推移

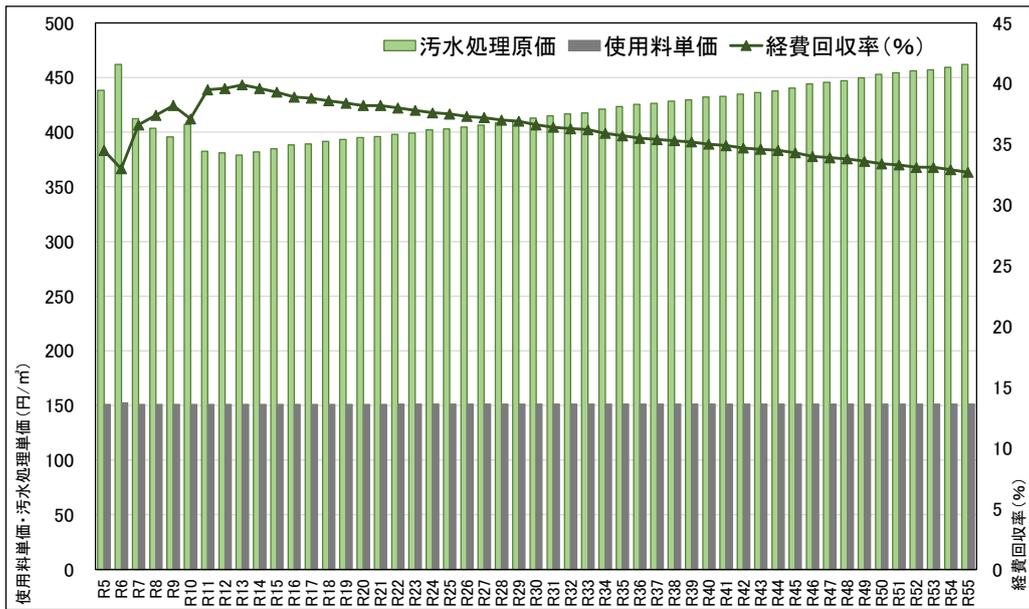


図 5-17 下水道事業全体・経費回収率の推移

5.5. 収支計画に未反映の事項及び今後検討予定の取組

5.5.1. 特定環境保全公共下水道事業

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	秩父地域では、事業の合理化、持続可能な体制の構築を目指し平成28年度より水道事業、令和5年度よりし尿処理事業が広域化されています。今後、秩父地域の下水道事業についても、広域化・共同化に向けての方向性が示された際には、柔軟に対応していきます。
投資の平準化に関する事項	公営企業会計導入に伴い固定資産台帳が整備されたことにより、下水道施設の老朽度、耐用年数等がより明確になるため、それらのデータをストックマネジメント計画等に反映させた上で、施設の長寿命化及び投資の平準化を検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	特環下水道事業の終末処理場や各マンホールポンプ等の管理・運営については、現在、民間企業に委託実施している状況です。今後も、3年に1回の頻度でプロポーザル方式による業者選定を行い、業務委託範囲の最適化など包括的民間委託に向けた検討を実施していきます。
その他の取組	—

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の下水道事業は、令和5年4月1日に公営企業会計への移行が完了しました。 今後、公営企業会計に基づく経営状況や財政状態の把握を行い、経営の効率化・健全化に努めていきます。 また、浄化槽設置管理事業との調整を図りながら、必要に応じて使用料改定を検討していく方針としています。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	特環下水道事業の供用開始区域では、下水道への接続が原則ですが、各家庭の状況により未だに接続していない世帯もあります。 下水道使用に係る財源を確実に確保する観点から、引き続き下水道未接続世帯への普及促進活動を行います。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	今後、さらなる効率化を進めるため、包括的民間委託や指定管理者制度等、民間活力の活用(P-PP/PFI) についての情報収集を行い、国や他自治体等の動向(ウォーターPPP) 等も踏まえて、本町に適した施設運営形態の導入を検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在は、下水道グループ4人のうち3人が下水道業務を担当していますが、今後の事業量の増減等を踏まえ、柔軟に対応していきます。
動力費に関する事項	電力の自由化等、社会状況の変化に伴い、本町にとってより有利な形態を選択するなど、引き続き経費の削減についても検討していきます。
薬品費に関する事項	薬品の使用に当たっては、汚水処理量や水質に合わせた適正使用量の把握、効果的な使用方法の検証、添加の実施により経費の節減に努めていきます。
修繕費に関する事項	施設・設備等の修繕については、修繕計画に基づき定期的を実施することで、長寿命化が図られています。修繕計画は、日常点検と施設・設備の耐用年数等を基に作成しています。今後も日常点検を適正に行い、施設・設備の長寿命化を図るため定期的な修繕を実施し、経費の節減に努めていきます。
委託費に関する事項	委託費については、業務内容により業者への委託を実施すべき業務、職員でも実施できる業務を見極め、安易な委託に頼ることなく、今後も十分な検討を行い事業費に反映していきます。
その他の取組	—

5.5.2. 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	秩父地域では、事業の合理化、持続可能な体制の構築を目指し平成28年度より水道事業、令和5年度より尿処理事業が広域化されています。今後、秩父地域の下水道事業についても、広域化・共同化に向けての方向性が示された際には、柔軟に対応していきます。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PFI 等の民間活力を活用することにより、事務負担の軽減や事業費の抑制、住民サービスの向上が図れるものがあれば、導入について検討していきます。
その他の取組	—

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特環下水道事業と調整を図りながら、必要に応じ使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加 の取組について	—
その他の取組	既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換を促進するため、補助金制度の財源となる国や県の制度を活用しながら、引き続き効果的な普及促進活動を実施していきます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	PFI 等の民間活力を活用することにより、事務負担の軽減や事業費の抑制、住民サービスの向上が図れるものがあれば、導入について検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在は、下水道グループ4人のうち1人が浄化槽業務を担当していますが、今後の事業量の増減等を踏まえ、柔軟に対応していきます。
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	浄化槽の長寿命化を図るため日常点検を適正に行い、定期的な修繕を実施することで、経費の節減に努めていきます。
委託費に関する事項	定期的な維持管理業務については、町指定店等へ委託していますが、職員が実施可能な業務については、安易な委託に頼ることなく、今後も十分な検討を行い事業費に反映していきます。
その他の取組	—

第6章 使用料検討

6.1. 使用料の基本的な考え方

6.1.1. 使用料の基本原則

特環下水道事業の区域内で発生した汚水は、終末処理場にて処理され河川へ放流されます。また、浄化槽事業の区域内で発生した汚水は、戸別に設置した合併処理浄化槽にて処理され、河川や道路側溝などへ放流されます。これらの汚水処理に必要な経費については、特環下水道事業及び浄化槽事業の利用者に、それぞれ下水道使用料及び浄化槽使用料として負担をお願いしています。

下水道使用料及び浄化槽使用料を徴収する根拠としては、以下に整理する下水道法及び浄化槽法が該当します。

表 6-1 使用料徴収の根拠と基本原則

事業	使用料徴収の根拠	基本原則
特環下水道事業 浄化槽事業	普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。	
	地方自治法第244条第1項	
	普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。	
	地方自治法第225条	
	分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。	
	地方自治法第228条第1項	
特環下水道事業	公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
	下水道法第20条第1項	下水道法第20条第2項
浄化槽事業	市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化槽の使用に係る料金を徴収することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 汚水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。 定率又は定額をもって明確に定められていること。 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
	浄化槽法第12条の14第1項	浄化槽法第12条の14第2項

6.1.2. 公費と私費の負担区分

汚水処理施設の整備推進と適切な維持管理は、国や地方公共団体の責務であること、一方で使用者は汚水処理施設の整備により生活環境改善等の利益を受けることや、水質汚濁の原因者であること等を踏まえて、国、地方公共団体と使用者の双方で適正な費用負担が必要です。

下水道事業の管理運営に係る費用負担のあり方については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には「雨水に係るものは公費」で、「汚水に係るものは私費(使用料)」で負担するものとされています(雨水公費・汚水私費の原則:第1次から第5次「下水道財政研究委員会」提言)。ただし、下水道の公共的役割を考慮し、汚水に係る費用のうち、一定の基準を満たすものは公費負担とされており、「下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」の全額や、「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」の一部は公費負担となっており、平成18年度には「分流式下水道等に要する経費」についても新たに公費負担となっています。

(経費)	私費負担分		公費負担分
(財源)	使用料収入	繰出基準に基づかない繰入金	繰出基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

図 6-1 負担区分とその財源概念図

6.2. 使用料検討

下水道事業は地方公営企業法に基づき、事業に必要な経費は、経営に伴う下水道・浄化槽使用料をもって充てる「独立採算」を原則としています。汚水処理経費は下水道・浄化槽使用料で全て賄うこと(経費回収率が100%以上であること)が求められていますが、令和4年度決算値の経費回収率は100%を大きく下回っている状態にあります。投資・財政計画(収支計画)における経費回収率の予測値についても、計画期間内で若干の上昇が想定されますが、抜本的な改善とはならない見込みとなっています。

また、特環下水道事業及び浄化槽事業ともに、一般会計からの繰入金により収支のバランスを図っており、将来的に一般会計からの繰入が行えない場合に、事業の継続が行えないリスクが存在します。

6.2.1. 使用料検討に係る基本条件

前述の整理結果を受け、使用料改定について検討します。検討に係る基本条件とその設定根拠について、表 6-2、表 6-3 に整理します。

表 6-2 検討の基本条件

番号	基本条件
条件(1)	使用料改定を行う場合、管路施設の整備完了後である令和11年度以降に使用料適正化に向けた検討を行い、水洗化人口の伸びが横ばい傾向へ移行することが予想される令和15年度とする。
条件(2)	一般的に、使用料算定期間は3年から5年程度で設定するため、使用料改定を行う場合は前回改定から最低でも5年間期間を空ける。
条件(3)	公平性の観点から、特環下水道事業及び浄化槽事業で同じ年度に、同じ改定率を適用する。
条件(4)	収益的収支(3条)における純損益について、損失が発生しないこととする。
条件(5)	公営企業会計による事業運営に伴う運転資金確保のため、計画期間内の資金残高を約1.2億円確保するものとする。

6.2.2. 検討ケース

上記の基本条件を基に、使用料改定の検討ケースを整理します。各検討ケースの概要を以下に示します。

表 6-3 検討ケースの概要

ケース	概要
①	基準外繰入金で収支バランスを調整したケース。 使用料改定は行わず、基準外繰入金のみで収支バランスを調整した場合。
②	使用料改定のみで収支バランス調整したケース。 令和15年度以降の基準外繰入金を0円に設定した上で、令和15年度に使用料改定を行う場合。
③	基準外繰入金に上限を設定し、使用料改定で調整したケース。 令和15年度以降の基準外繰入金の上限を、計画期間内の基準外繰入金の最大値である約1.7億円以内に設定した上で、令和15年度に使用料改定を行う場合。 令和15年度以降も、5年に1度の頻度で、使用料改定を行う場合。

各検討ケースで設定した使用料単価の推移を次頁に示します。

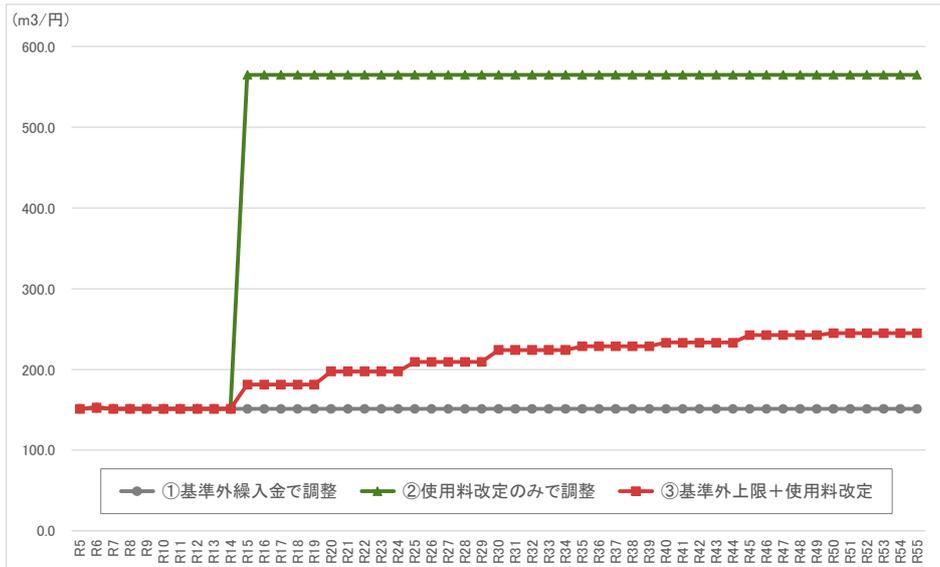


図 6-2 特環下水道事業・使用料単価比較

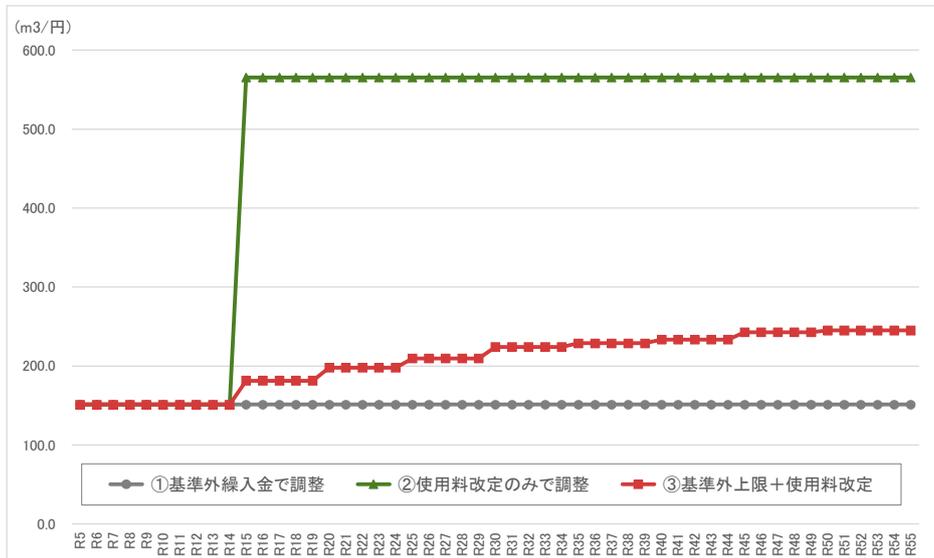


図 6-3 浄化槽事業・使用料単価比較

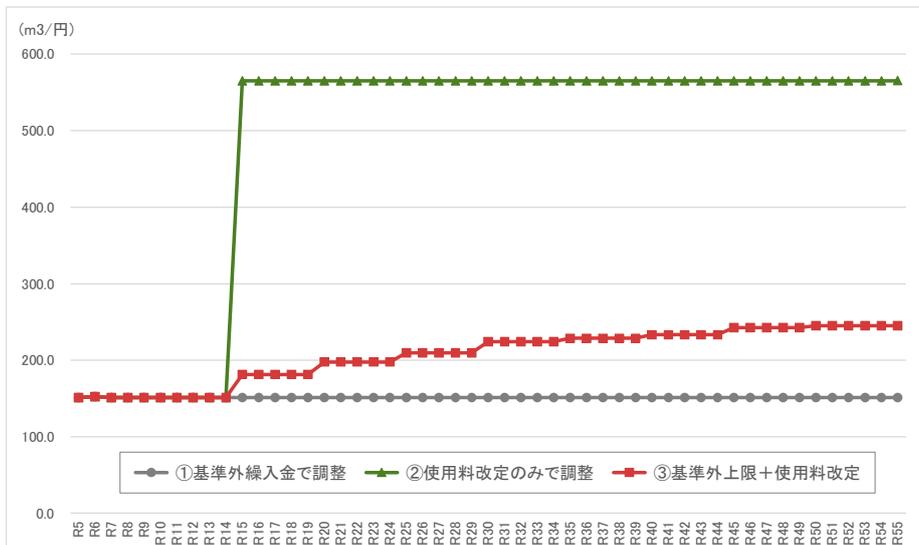


図 6-4 下水道事業総括・使用料単価比較

6.2.3. 検討結果の整理

検討ケース別のシミュレーション結果を、以下に整理します。

使用料改定を行わないケース①については、計画期間内における事業運営が可能であることを確認できましたが、長期的な経費回収率の向上は見込めない推計結果となりました。使用料改定のみで対応するケース②については、必要な改定率は274%となり、改定率としては現実的でない推計結果となりました。一方、基準外繰入金の上限を設定し、不足分を使用料改定で補填するケース③については、必要な改定率は20%となり、ケース②と比較し、現実的な推計結果となったため、本経営戦略における投資・財政計画(収支計画)では、ケース③を採用します。

実際に使用料改定を行う際には、住民理解の醸成等を図る必要があるため、今後は、公営企業会計に基づく経営状況の把握及び財政状況の評価を行いながら、使用料改定について検討していく方針とします。

表 6-4 結果の整理

ケース	結果の整理
①	現在と同程度(約1.7億円以内)の基準外繰入金を毎年度、一般会計から繰入れることにより、計画期間内における事業運営は可能であるが、長期的な経費回収率の向上は見込めない推計結果となりました。
②	令和15年度以降に、毎年度必要となる基準外繰入金(約1.7億円以内)を、全額使用料で回収するため、令和15年度に274%の使用料改定が必要との推計結果となりました。
③	令和15年度に20%の使用料改定が必要となり、令和15年度以降も、5年おきに1%~9%の使用料改定が必要との推計結果となりました。

また、経営健全化に向けた目標値である「経費回収率」について、各検討ケースの結果を以下に整理します。

表 6-5 検討ケース別・経費回収率の整理(計画期間)

ケース	事業	単位	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
①	特環下水道事業	%	32.19%	35.46%	36.16%	36.80%	35.39%	37.73%	37.69%	37.78%	37.17%	36.64%
	浄化槽事業	%	36.28%	41.01%	42.10%	43.07%	43.17%	45.43%	46.04%	46.58%	47.08%	47.18%
②	特環下水道事業	%	32.19%	35.46%	36.16%	36.80%	35.39%	37.73%	37.69%	37.78%	37.17%	137.03%
	浄化槽事業	%	36.28%	41.01%	42.10%	43.07%	43.17%	45.43%	46.04%	46.58%	47.08%	176.46%
③	特環下水道事業	%	32.19%	35.46%	36.16%	36.80%	35.39%	37.73%	37.69%	37.78%	37.17%	43.97%
	浄化槽事業	%	36.28%	41.01%	42.10%	43.07%	43.17%	45.43%	46.04%	46.58%	47.08%	56.62%

表 6-6 検討ケース別・経費回収率の整理(50年)

ケース	事業	単位	2023	2028	2033	2038	2043	2048	2053	2058	2063	2068	2073
			R5	R10	R15	R20	R25	R30	R35	R40	R45	R50	R55
①	特環下水道事業	%	33.47%	35.39%	36.64%	34.65%	33.07%	31.43%	30.03%	28.86%	27.87%	26.80%	25.84%
	浄化槽事業	%	38.53%	43.17%	47.18%	47.87%	48.45%	48.79%	48.40%	48.44%	48.13%	46.93%	46.73%
②	特環下水道事業	%	33.47%	35.39%	137.03%	129.61%	123.69%	117.56%	112.30%	107.92%	104.23%	100.24%	96.63%
	浄化槽事業	%	38.53%	43.17%	176.46%	179.04%	181.20%	182.47%	181.02%	181.18%	180.00%	175.51%	174.78%
③	特環下水道事業	%	33.47%	35.39%	43.97%	45.33%	45.85%	46.63%	45.44%	44.54%	44.74%	43.45%	41.89%
	浄化槽事業	%	38.53%	43.17%	56.62%	62.61%	67.18%	72.38%	73.24%	74.77%	77.25%	76.08%	75.77%

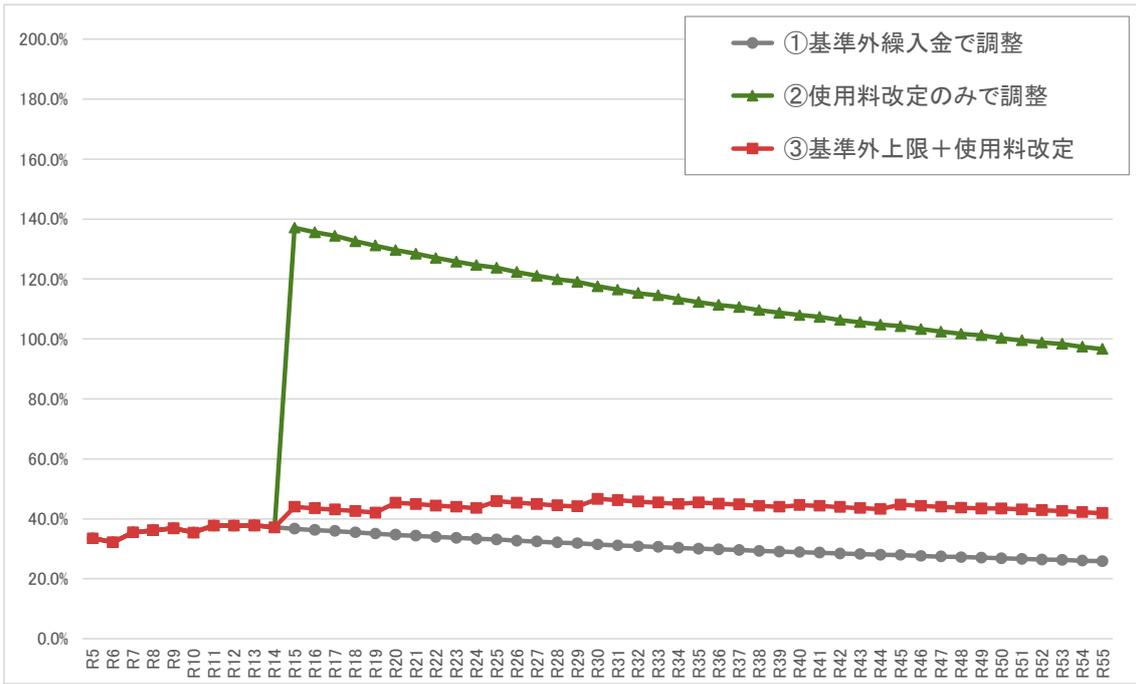


図 6-5 特環下水道事業・経費回収率比較

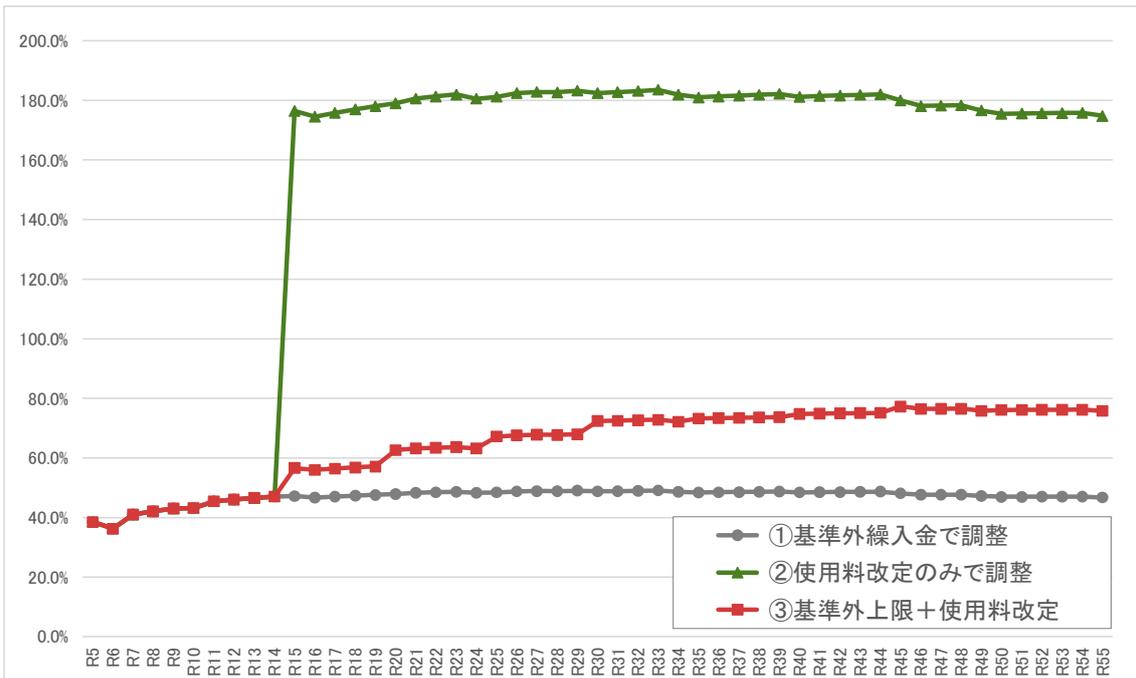


図 6-6 浄化槽事業・経費回収率比較

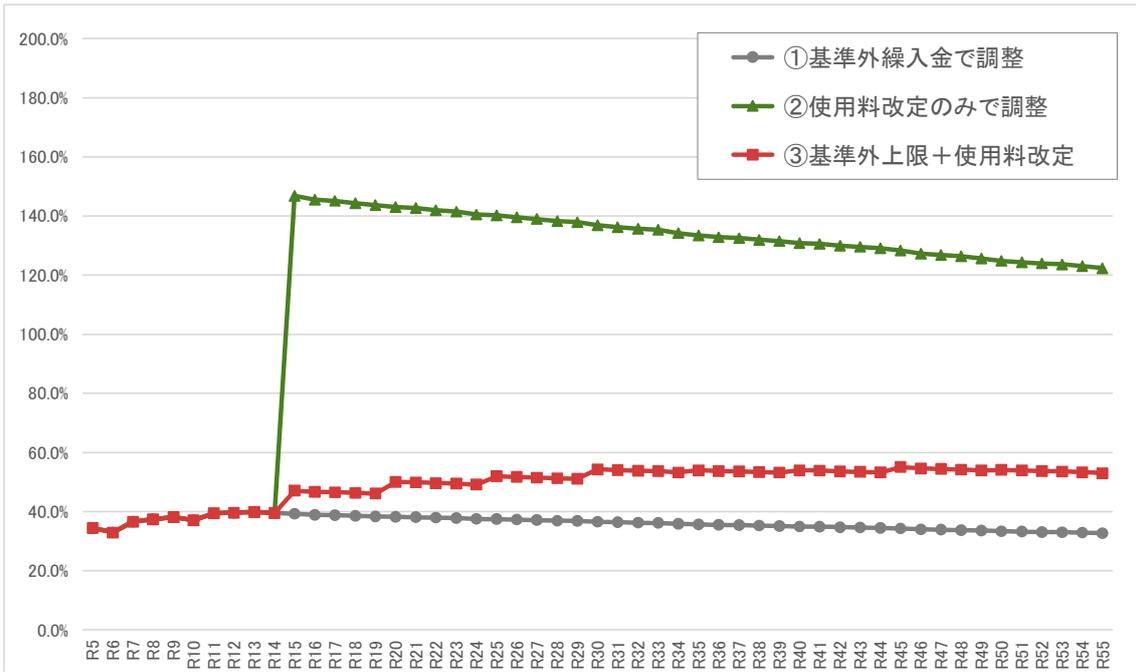


図 6-7 下水道事業総括・経費回収率比較

また、経常収支比率の比較について以下に整理する。

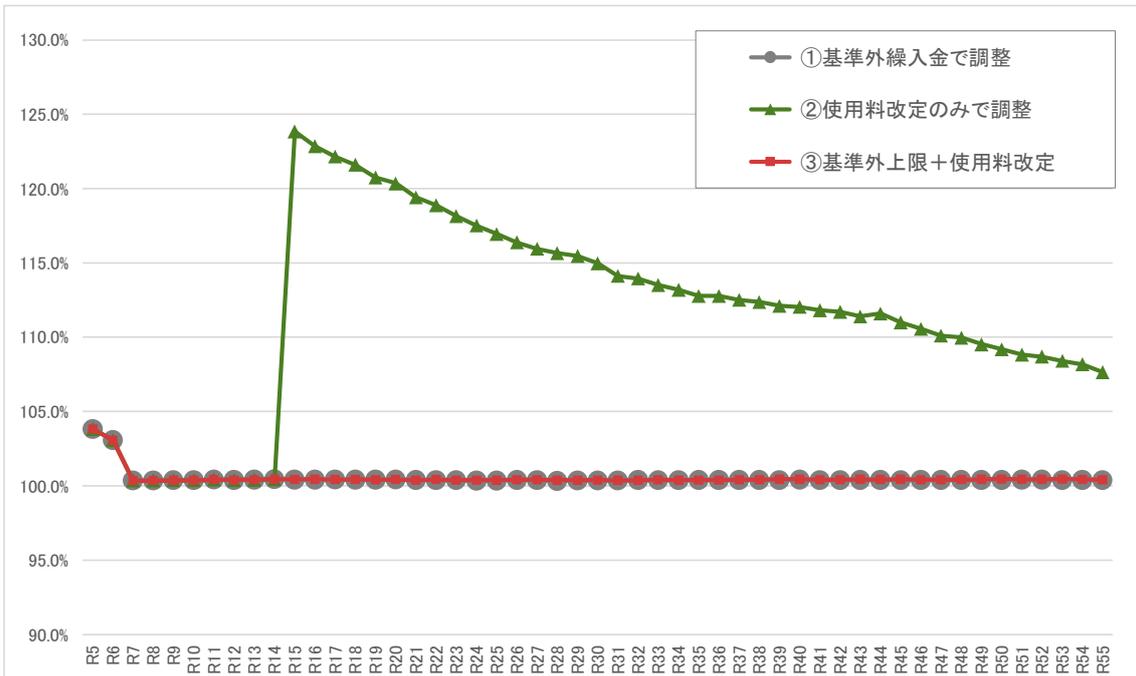


図 6-8 下水道事業総括・経常収支比率比較

6.2.4. 原価計算表

総務省が公表する原価計算表に基づき、前述の検討ケース③「基準外繰入金に上限を設定し、使用料改定で調整したケース」における使用料水準の検討を行いました。

検討ケース③は、令和15年度に初回の使用料改定が実施されるため、投資・財政計画(収支計画)の10か年(令和6年度～令和15年度)を使用料算定期間と設定し、使用料水準について検討した結果を次頁に示します。

特環下水道事業及び浄化槽事業ともに、公費による負担分を除いた経費に対する使用料収入の割合は100%を切っている状況にあるため、初回の使用料改定以降も、経費回収率の向上に向けた段階的な使用料改定等の検討が必要となります。なお、資産維持費は、使用料算定期間内の減価償却費から長期前受金戻入を控除した額の2%を計上するものとなりました。

原価計算表（特定環境保全公共下水道事業）

供用開始年月日 平成19年 3月 28日
 処理区域内人口 3,192人
 計算期間 令和6年度～令和15年度
 (10年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 38,966	千円 44,328	千円	千円 44,328
受託工事収益	-	-		-
その他	65	320		320
合計	39,031	44,649	-	44,649

支出の部

項目	金額					
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)		
管渠費	人件費	給料	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
		諸手当	-	-	-	-
		福利費	-	-	-	-
	修繕費	2,455	2,669	-	2,669	
	材料費	-	-	-	-	
	路面復旧費	-	-	-	-	
	委託料	1,615	1,658	-	1,658	
	その他	4,088	5,032	-	5,032	
小計	8,158	9,360	-	9,360		
処理場費	人件費	給料	3,233	3,382	1,691	1,691
		諸手当	2,228	2,276	1,138	1,138
		福利費	1,306	1,411	705	705
	動力費	10,393	8,608	-	8,608	
	修繕費	29,755	28,710	-	28,710	
	材料費	-	-	-	-	
	薬品費	9,220	12,835	-	12,835	
	委託料	31,603	34,959	-	34,959	
その他	1,342	1,373	-	1,373		
小計	89,080	93,554	3,535	90,019		
一般管理費	人件費	給料	4,787	8,235	1,691	6,544
		諸手当	2,859	4,875	1,013	3,862
		福利費	2,119	3,738	769	2,970
	委託料	7,634	4,556	-	4,556	
	その他	2,911	2,441	-	2,441	
小計	20,310	23,845	3,473	20,372		
資本費	支払利息	18,889	16,332	-	16,332	
	減価償却費	51,063	47,894	-	47,894	
	企業債取扱諸費	-	-	-	-	
小計	69,952	64,226	-	64,226		
合計(Y)	187,500	190,985	7,008	183,978		

資産維持費(Z)	1,102
使用料対象経費(Y)+(Z)	185,079

(X)/((Y)+(Z))= 24.0%

<使用料水準についての説明>

公費による負担分を除いた経費に対する使用料収入の割合は24.0%と低い状況となっています。
 また、資産維持費を見込まない試算においても、使用料収入の割合は24.1%と低い状況にあるため、今度、経費回収率に向けた料金改定等の検討が必要となります。
 なお、資産維持費は、使用料算定期間内の減価償却費から長期前受金戻入を控除した額の約2%程度を計上するものとした。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

原価計算表（浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)）

供用開始年月日 平成 26 年 10 月 1 日
 処理区域内人口 4,624人
 計算期間 令和6年度～令和15年度
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 11,153	千円 15,721	千円	千円 15,721
受 託 工 事 収 益	-	-		-
そ の 他	12	13		13
合 計	11,165	15,735	-	15,735

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
浄化槽費	人件費				
	給 料	千円 2,751	千円 2,858	千円 1,429	千円 1,429
	諸 手 当	1,482	1,510	755	755
	福 利 費	1,081	1,143	572	572
	修 繕 費	1,350	2,106	-	2,106
	委 託 料	13,845	20,510	-	20,510
	そ の 他	1,575	2,207	-	2,207
小 計	22,084	30,333	2,755	27,578	
一般管理費	人件費				
	給 料	-	-	-	-
	諸 手 当	-	-	-	-
	福 利 費	-	-	-	-
	委 託 料	1,371	142	-	142
そ の 他	7,739	7,134	22	7,112	
小 計	9,110	7,276	22	7,254	
資本費	支 払 利 息	397	1,214	-	1,214
	減 価 償 却 費	2,625	4,315	-	4,315
	企 業 債 取 扱 諸 費	-	-	-	-
小 計	3,022	5,530	-	5,530	
合 計 (Y)	34,216	43,139	2,777	40,362	

資 産 維 持 費 (Z)	99
使用料対象経費(Y)+(Z)	40,461

(X)÷(Y)+(Z)= 38.9%

<使用料水準についての説明>

公費による負担分を除いた経費に対する使用料収入の割合は38.9%と低い状況となっています。
 また、資産維持費を見込まない試算においても、使用料収入の割合は39.0%と低い状況にあるため、今度、経費回収率に向けた料金改定等の検討が必要となります。
 なお、資産維持費は、使用料算定期間内の減価償却費から長期前受金戻入を控除した額の2%を計上するものとしました。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

第7章 経営戦略の事後検証、更新に関する事項

7.1. 事後検証、更新

将来にわたって、下水道事業が持続的かつ安定的に経営を行うためには、本経営戦略の実効性を確保することが重要であり、進捗管理(モニタリング)を行う必要があります。

毎年度、決算及び投資・財政計画(収支計画)の実績値、経営比較分析表の主要な経営指標に基づいて事後的に評価・検証を行い、翌年度以降の事業運営に反映させるものとします。また、5年ごとに、定期的な見直し(ローリング)を行い、目標の再設定、事業手法の見直しなど必要な改善を行います。

経営戦略の事後検証にあたっては、「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のPDCAサイクルを活用し目標値と実績値の乖離を検証し見直し等に反映させていきます。



7.2. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省より発出された「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(国水第56号令和2年3月31日)及び「社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項」(国土交通省事務連絡令和3年6月3日)に基づき、地方公営企業は、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、具体的な取組及び実施時期を記載することが求められています。

経費回収率向上に向け、本町が実施する3つの取組み、「有収水量の確保」、「維持管理の効率化」、「使用料の適正化」を整理しロードマップとして以下に示します。



図 7-1 経費回収率向上に向けたロードマップ

7.2.1. 取組メニュー

(1) 特環下水道区域の施設整備推進

本町では、令和9年度の特定環境保全公共下水道の概成を目指し、供用開始区域の拡大に取り組んでいます。今後も概成に向けた整備を推進し、水洗化率の向上及び使用料収入の増加に努めます。

(2) 浄化槽処理促進区域の施設整備推進

循環型社会形成推進地域計画に基づき、浄化槽処理促進区域の合併処理浄化槽整備を推進します。浄化槽事業による管理基数の増加に伴う、水洗化人口の増加及び使用料収入の増加に努めます。

(3) 下水道接続に向けた普及活動

下水道供用開始区域では下水道への接続が原則ですが、各家庭の状況により未だ接続していない世帯もあります。下水道使用に係る財源を確実に確保する観点から、下水道未接続世帯及び新たな供用開始区域への普及促進活動を行います。図 7-2 に横瀬町下水道の手引きにおける接続促進に関する記載の抜粋例を添付します。

排水設備について Q&A



Q 排水設備とは
 どのようなものですか？

排水設備とは、台所やお風呂、トイレなどから出る生活排水を町が設置した「公共ます」まで流すための施設です。
 水洗トイレへの改造や宅内の排水管、接続ます設置などの工事がこれにあたります。この排水設備の部分は、使用者の負担で工事していただき、設置後の補修や点検、管理もしてもらうことになります。



Q 誰が工事を
 依頼するのですか？

排水設備は、建築物の所有者が指定工事店に依頼して工事していただきます。
 借家人など土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事依頼をする事もできますが、この場合は建築物の所有者の同意が必要となりますので、申請前に建築物の所有者と相談してください。



Q 現在、浄化槽を
 使っていますが
 どうするのですか？

お住まいの地域が下水道を利用できる（供用開始）ようになった場合は、下水道へ接続していただくことになります。
 その場合、浄化槽は必要なくなるため浄化槽内のくみ取り・清掃・消毒の後に浄化槽の機能を廃止する処置をし、その後処分します。詳しい処分方法については、工事店にご相談ください。



Q 工事はいつまでに
 しなければ
 ならないのですか？

下水道の供用開始となる処理区域内で、下水道法の規定により、単独・合併浄化槽を使用している方は原則として1年以内、くみ取り便槽を使用している方は3年以内に接続していただく事になっています。また、処理区域内で建物を新築する場合は、下水道に接続しなければなりません。



町では合併浄化槽や単独槽、くみ取り便槽から下水道へ接続する工事をする方に対して、費用負担軽減のための助成制度を設けています。詳しくは、次のページをご覧ください。

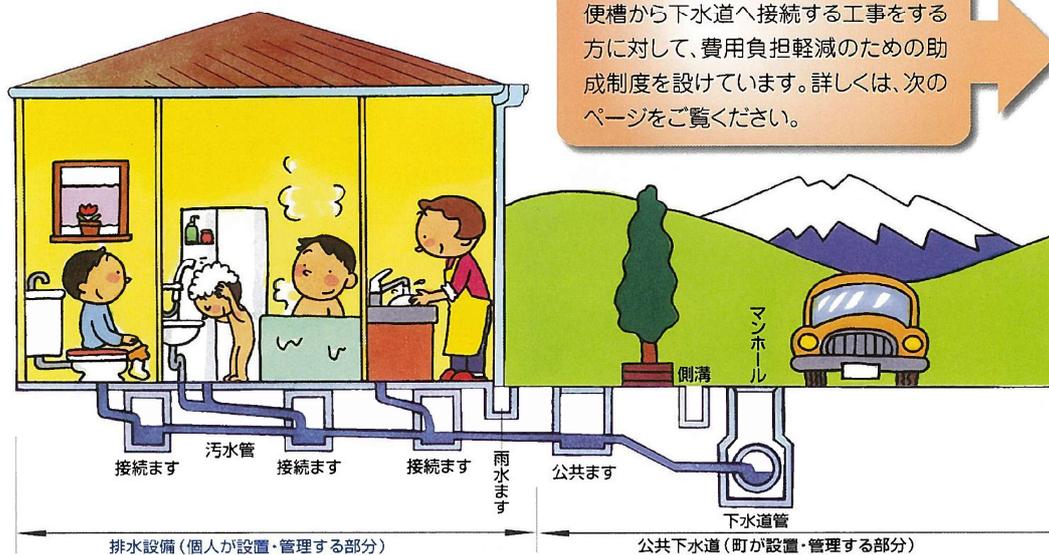


図 7-2 横瀬町下水道の手引き:接続促進に関する記載

(4) 民間活力の活用

特環下水道事業における終末処理場や各マンホールポンプの維持管理は、現在、民間企業と契約を締結し委託実施しています。民間企業の施設管理従事者は、高度な専門知識と経験を有するため、効率良く施設管理を行っており、問題発生の際には昼夜問わず適切な対応を早急に実施しています。3年に1回の頻度でプロポーザル方式による業者選定を行っており、業務委託範囲の見直しを行うなど包括的民間委託に向けた検討を継続していきます。

また、施設管理の運営形態については、公共と民間が連携して公共サービスの提供を行うPPP (Public Private Partnership) 手法があります。PPPの分類には、PFI方式や指定管理者制度などがあり、国・県もこの手法を推進しています。特に、国が推進するウォーターPPPについては、最新の情報収集を引き続き行い、国や他自治体等の動向を踏まえ、本町に適した施設運営形態を検討していきます。具体的には、管路施設の整備完了が予定される令和9年度以降に検討していきます。

浄化槽事業は、保守点検業務や清掃業務について、町浄化槽業務指定店等へ業務委託を実施していますが、さらなる民間活用により、事務負担の軽減や事業費の抑制、住民サービスの向上が図れるものがあれば、検討していきます。

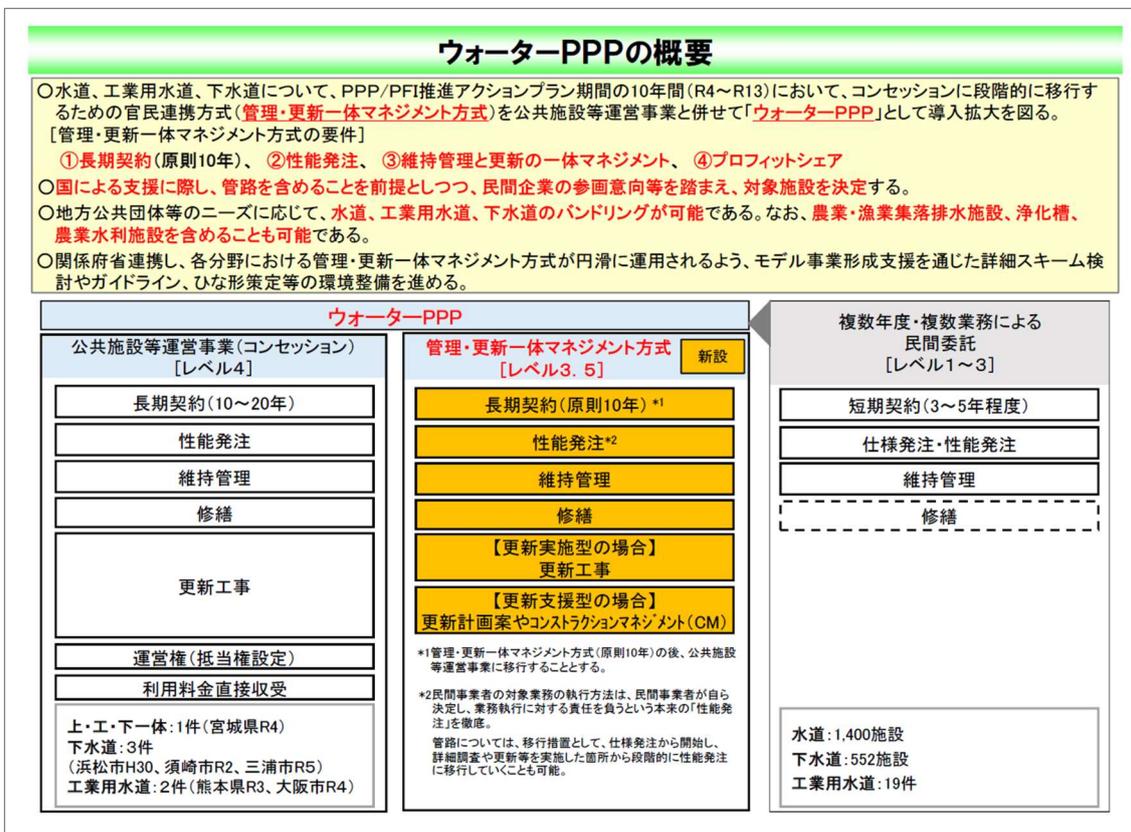


図 7-3 ウォーターPPPの概要(国交省 HP)

(5) 汚水処理施設の長寿命化

令和7年度からの特環下水道ストックマネジメント計画(第二期)の改訂にあわせ、汚水処理施設の長寿命化対策及び効率的な運用方法の検討に着手します。汚水処理施設の長寿命化により汚水処理原価を低減させ、経費回収率の向上に努めます。

(6) 使用料の見直し

本町の下水道事業は、令和5年4月1日に公営企業会計へ移行しました。今後、公営企業会計に基づく経営状況の把握及び財政状況の評価を行い、経営の効率化・健全化に努めていきます。また、特環下水道事業の供用開始区域の拡大が完了し、令和11年度以降、新規の下水道加入者が落ち着いた段階で、特環下水道事業と浄化槽事業の調整を図りながら、使用料改定について検討していく方針とします。

(7) 広域化・共同化

秩父地域では、事業の合理化、持続可能な体制の構築を目指し平成28年度より水道事業、令和5年度よりし尿処理事業が広域化されています。今後、秩父地域の下水道事業についても、広域化・共同化に向けての方向性が示された際には、柔軟に対応していきます。

第8章 参考資料

8.1. 用語解説

	用語	説明
あ行	維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、終末処理場、マンホールポンプ等の動力費、薬品費、修繕費、委託費、人件費等によって構成。
	一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰出基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
	汚水	家庭、工場等から排出される汚濁した水。
	汚水資本費	管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
	汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	管渠	汚水を流下させる管。
	管路	汚水を集めて終末処理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称。具体的には管渠、マンホール、マンホールポンプなどから構成されている。
	企業債	地方公共団体が地方公営企業の建設・改良等に要する資金に充てるために発行する地方債。
	減価償却費	建物や設備等を長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦資産として計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に配分される費用のこと。
	広域化・共同化	複数の市町村と事業を共同化することで、経費の削減、技術水準・管理水準の確保、長期的に持続可能な経営の確立等が期待される取組。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
さ行	資本的支出	下水道整備等に必要な建設改良費(工事費)や流域下水道の建設負担金、企業債償還金等。
	資本的収入	建設改良(工事)に必要な資金の借入や国庫補助金等。
	収益的支出	事業運営の為に必要な維持管理費。
	収益的収入	下水道使用料や浄化槽使用料等の営業収益や他会計補助金等の営業外収益。
	人口普及率	下水道へ生活排水を排除できるようになった人口の率のこと。 整備済人口／行政人口×100＝普及率(%)
	水洗化人口	実際に下水道に接続し、使用している人口。

	用語	説明
さ行	据置期間	一定期間は利息のみの支払いとする元金支払いの猶予期間。
	ストックマネジメント	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系のこと。
	損益勘定留保資金	収益的収支のうち現金の支出を必要としない費用(減価償却費等)のことで、企業内に留保される資金。
た行	耐用年数	機器等が使用に耐える年数。
	駐車場仕様負担金	浄化槽の上に車が乗る場合、その荷重に耐えられる駐車場仕様の施工に必要がある。駐車場仕様の工事費用と標準的な工事費用の差額は個人の負担。
	長期前受金戻入	減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を同期間収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入は発生しない。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上、特に必要な地区において実施されるもの。また、下水道法において交付対象事業となるのは、計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること。
は行	PFI	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。PFI(PrivateFinanceInitiative)は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
	PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP(PublicPrivatePartnership:公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。
	分流式下水道	汚水と雨水を別々の下水管に分けて流す方式。横瀬町特定環境保全公共下水道はこの分流式を採用している。
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
や行	有収水量	下水道使用料の徴収対象となった水量。
ら行	流動資産	現金及び1年以内に回収または販売により現金に換えることのできる資産。
		現金、預金、未収金、前払金等がある。
	流動負債	負債のうち事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。企業債、未払金、引当金等がある。
	累積欠損金	収益的収支の赤字額で、前年度からの繰越利益剰余金・利益積立金等でも補填できず、複数年度にわたって赤字額が累積したもの。

8.2. 経営指標の説明

①経常収支比率(%)

算出式:

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

経常収支比率は、当該年度において、使用料収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要となります。

当該指標が100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があります。

一方、当該指標が100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に、右肩上がりで100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえ、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があります。

②累積欠損金比率(%)

算出式:

$$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度末処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標です。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。数値が0%より高い場合は、経営の健全性に課題があると言えるので、経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

当該指標が0%の場合であっても、使用料収益が減少傾向にある場合や維持管理費が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要となります。

③流動比率(%)

算出式:

$$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要となります。

当該指標が100%を上回っている場合であっても、現金等の流動資産が減少傾向にある場合や一時借入金といった流動負債が増加傾向にある場合には、将来見込みも踏まえた分析が必要となります。

一方、当該指標が100%未満であっても、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債・他会計借入金等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償

還の原資を使用料収益等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえない点も踏まえた分析が必要となります。

④企業債残高対事業規模比率(%)

算出式:

$$\text{企業債残高対事業規模比率(\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった点に留意して分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられます。

⑤経費回収率(%)

算出式:

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄えていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

分析にあたっての留意点としては、経常収支比率と同様に、例えば、当該指標が100%以上の場合であっても更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているかなど、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。

また、下水道事業の性質上、供用開始間もない場合は接続率が低く使用料収入が少額となり、当該指標が100%未満となる場合が想定されますが、このような場合も、将来的な使用料収入の見込みも踏まえた分析が必要であると考えられます。

⑥汚水処理原価(円)

算出式:

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量1m³当たりの汚水処理費に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

当該指標については、明確な基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

分析にあたっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過小となり、多くの場合は高い数値を示します。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されますが、このような場合には、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。

⑦水洗化率(%)

算出式:

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいと考えられます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があるため、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

分析にあたっての留意点としては、当該指標の向上を図るため、新たに管路を整備することが、地理的要因などにより整備に係る費用が増大するため、費用対効果を検証し、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。

⑧有形固定資産減価償却率(%)

算出式:

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

他の老朽化の状況を示す指標である管路経年化率や管路更新率の状況を踏まえ分析する必要があり、施設の更新等の必要性が高い場合などには、更新等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

8.3. 経営比較分析表

8.3.1. 特定環境保全公共下水道事業

経営比較分析表（令和4年度決算）

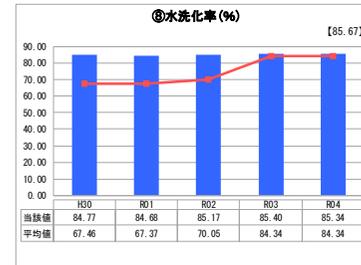
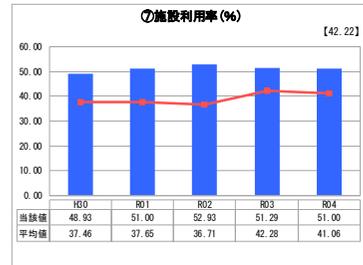
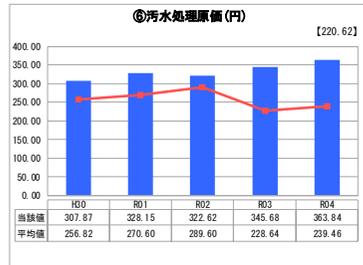
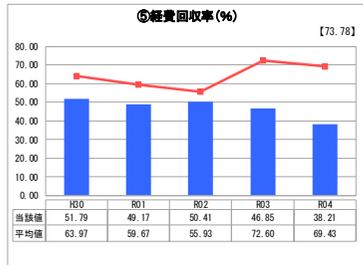
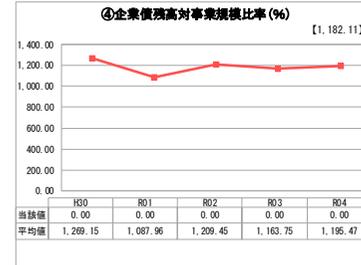
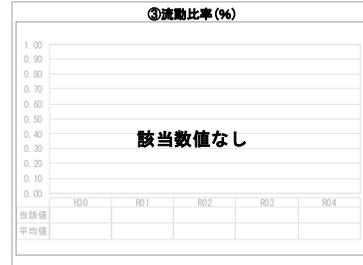
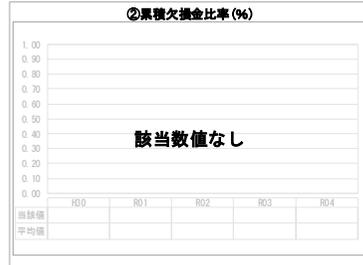
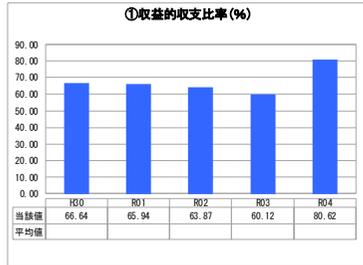
埼玉県 横瀬町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	40.84	97.99	3,300

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,835	49.36	158.73
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,192	1.20	2,660.00

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
一般会計繰入金の増及び公営企業会計への移行に伴う切実決算の影響により前年度に比べ20.5ポイント上回っている。

②企業債残高対事業規模比率
下水道事業における資本費に対する繰出基準に基づき、地方債償還に要する資金の全部を一般会計で負担することにより平成27年度以降は0%となっている。

③経費回収率
使用料収入の伸び悩みと施設維持管理費の増により前年度に比べ8.64ポイント下回っている。今後も供用開始区域の拡大による使用料収入の確保を図り、経費回収率の改善につなげていく必要がある。

④汚水処理原価
汚水処理施設に係る維持管理費の増により前年度に比べ18.16ポイント上回る数値となり、類似団体の平均値を大きく上回っている。今後も効率的な施設運営による維持管理費の削減や接続率の向上による使用料収入の確保に取り組む必要がある。

⑤施設利用率
汚水処理量が若干減少した関係から前年度に比べ0.29ポイント下回る数値となったが、類似団体の平均値を上回っている。全体計画における管路施設の整備事業が完了するまでは整備区域の拡大による流入汚水量の増加を見込んでおり、施設利用率は徐々に上昇すると思われる。

⑥水洗化率
普及促進活動により、平成28年度以降80%を超え、類似団体と比較高い数値となっている。今後も処理区域内の普及促進活動により、水洗化率を高め使用料収入の適正な確保につなげていく必要がある。

2. 老朽化の状況について
当町の公共下水道は、平成19年度より供用開始をしており、管路の老朽化はそれ種進行していない。そのため、これまで管路の老朽化等による更新は実施していない。しかし、稼働後16年を経過し、汚水処理施設の老朽化が随所に見られる状況にあり、計画的な施設更新の必要性も必要となっている。今後は、ストックマネジメントの考え方を取り入れ、適正な施設・管路の維持管理、計画的な更新ができるように取り組む必要がある。

全体総括

当町の下水道事業は、令和9年度に全体計画区域における管路施設の整備事業が完了し、その後は施設等の維持管理が中心となる予定である。水環境の保全や住民の衛生的で文化的な生活環境の実現のため、当該下水道事業は必要不可欠なものであるが、分析結果をみると、大変厳しい運営状況であることが確認できる。そのため、今後も計画的に適切な施設管理・運営・更新を行い、維持管理費等の削減や下水道接続率の向上による使用料収入の増加を目指す取り組みが必要である。また、管路施設の整備事業の完了後は、ストックマネジメント計画に基づく汚水処理施設の改築更新事業へ転換していく必要がある。当町の地理的条件や人口密度等を総合的に考慮すると単純に使用料を引き上げることが難しい状況であるが、令和5年度から公営企業会計による事業運営へ移行したため、法適用後の財政状態等も踏まえ、適正な料金体系についても検討していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

8.3.2. 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

経営比較分析表(令和4年度決算)

埼玉県 横瀬町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり敷底料金(円)
-	該当数値なし	9.98	100.00	3,520

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,835	49.36	158.73
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
780	3.57	218.49

グラフ凡例

- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
一般会計繰入金の増及び公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算の影響により前年度に比べて11.87%増加した。

④企業債務高対事業規模比率
令和3年度より、下水道事業における資本費に対する繰出比率に基づき、地方債償還に要する資金の全部を一般会計で負担しているため、令和3年度以降は0%となっている。

⑤経費回収率
昨年に比べて4.59%増加し、53.61%となった。増加した主な原因は、清掃後に帰属した浄化槽が多く、今年度に清掃の対象とならない浄化槽が多く存在したことにより、浄化槽使用料に対して汚水処理費の割合が減少したためである。

⑥汚水処理原価
昨年に比べて4.5円増加し、281.99円となった。増加した主な原因は、昨年から管理基数に対する汚水処理費が増加したためである。

⑦施設利用率
浄化槽の処理能力のうち、実際に処理している量(処理量)の割合を示す値である。人口や世帯員数といった自然要因により処理量が減少しやすい傾向にあるが、令和2年度より浄化槽の人口ごとの処理能力と管理基数から数値を算出しており、より正確な数値となっている。

⑧水洗化率
処理区域内人口のうち、水洗便所設置人口の割合を示す値である。当該事業の現在排水区域内人口及び現在処理区域内人口は、浄化槽設置人口と同じ値となり、浄化槽設置人口は、水洗便所設置人口と同じ値となるため、常に100%となっている。

2. 老朽化の状況について

当町の特定地域生活排水処理事業(横瀬町浄化槽設置管理事業)は、平成26年10月から整備を開始したものであり、当該事業によって新たに設置をした浄化槽は、現時点では老朽化による更新は実施されていないが、耐用年数が少ないプロア(送風機)については、故障しやすい部品品の交換や本体の入れ替えなどの対象になりやすい。

また、設置年数が経過している帰属にあたる合併処理浄化槽においては、老朽化の原因により浄化槽本体内部の部品等の故障が数件発生しているため、修繕の対象となっている。

今後も浄化槽法に規定されている保守点検、清掃、法定検査等の実施し老朽化の状況を把握するとともに浄化槽本体やプロアについては、保守点検等の結果に基づき、必要に応じて修繕等を行い浄化槽の機能が適正に発揮されるよう維持管理していく。

全体総括

当町の特定地域生活排水処理事業(横瀬町浄化槽設置管理事業)は、浄化槽処理促進区域(下水道全体計画区域を除いた町内全域)において合併処理浄化槽を設置、維持管理するもので、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、併せて生活環境の保全及び地球公衆衛生の向上を図るための必要不可欠な事業である。

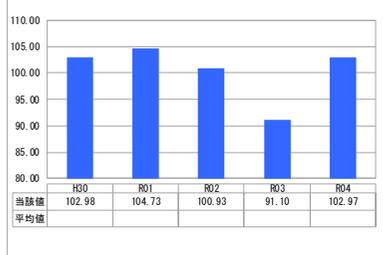
事業開始から9年目となる令和4年度末時点において、管理している浄化槽は242基となっている。使用料収入は、設置人口に応じた定額制のため、設置額に比例して増加している。

支出については、年々、維持管理費用が増加傾向にあるため、事業運営が厳しいう状況となるが、令和3年度より、浄化槽の使用状況に応じて、汚泥の引抜き量を適量とする方法を導入し、維持管理費用の削減を実施している。引き続き、安定した経営を図るため、維持管理費の削減に取り組んでいく。

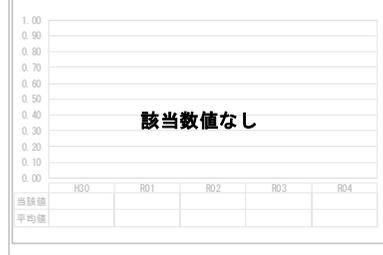
収入については、経費回収率及び汚水処理原価の改善のため、今後もホームページや町広報紙への掲載、戸別訪問等による啓発活動を積極的にを行い、管理基数を増やすことで使用料収入を増加させ、安定した経営を図っていく。

1. 経営の健全性・効率性

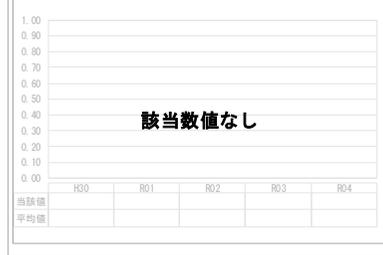
①収益的収支比率(%)



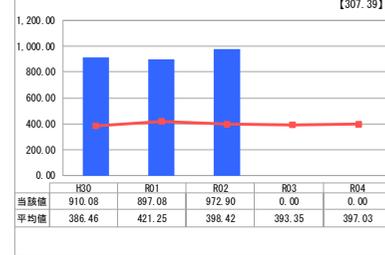
②累積欠損金比率(%)



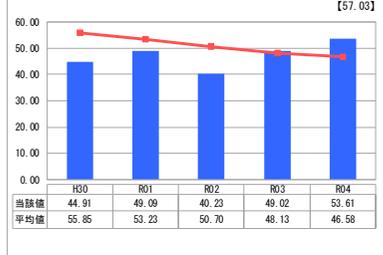
③流動比率(%)



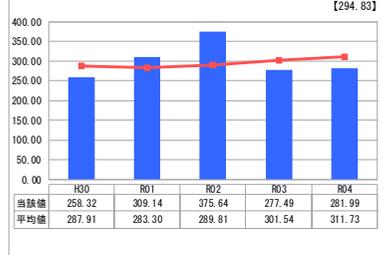
④企業債務高対事業規模比率(%)



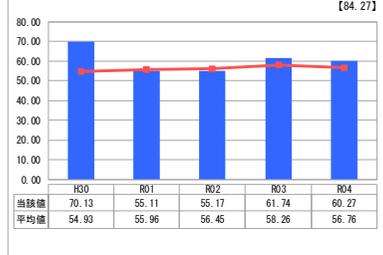
⑤経費回収率(%)



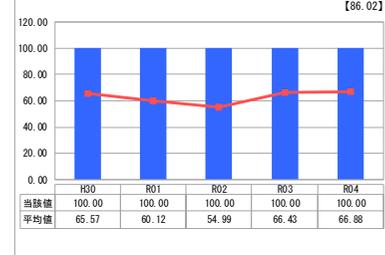
⑥汚水処理原価(円)



⑦施設利用率(%)



⑧水洗化率(%)

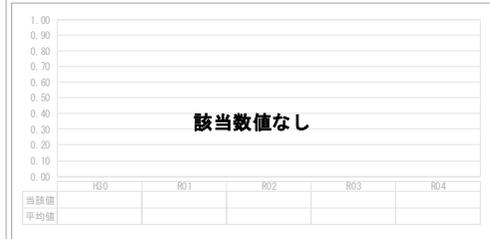


2. 老朽化の状況

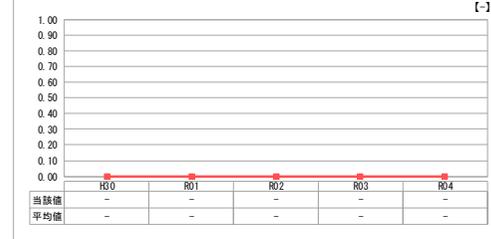
①有形固定資産減価償却率(%)



②管渠老朽化率(%)



③管渠改善率(%)



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

8.4. 投資・財政計画表(収支計画表)

8.4.1. 特定環境保全公共下水道事業

(1) 収益的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (決算見込)	令和6年度 2024年度 (予 算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	39,031	40,651	40,864	42,775	43,630	44,842	44,813	45,578	45,262	45,139	52,931		
		(1) 料 金 収 入	38,966	40,075	40,799	42,200	43,565	44,267	44,748	45,003	45,197	44,564	52,866	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他	65	576	65	575	65	575	65	575	65	575	65		
	2. 営 業 外 収 益	248,160	259,241	237,283	240,126	214,407	209,361	201,137	195,992	192,666	193,404	186,571		
		(1) 補 助 金	161,671	172,283	158,942	161,567	152,363	153,399	146,182	143,583	142,067	142,393	134,998	
		他 会 計 補 助 金	161,671	172,283	158,942	161,567	152,363	153,399	146,182	143,583	142,067	142,393	134,998	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他	86,489	86,958	78,340	78,559	62,044	55,962	54,955	52,409	50,598	51,011	51,573		
	収 入 計 (C)	287,191	299,892	278,147	282,901	258,037	254,203	245,950	241,570	237,928	238,543	239,502		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	258,162	273,056	258,888	263,639	238,644	235,503	228,368	225,102	222,654	224,345	226,484	
			(1) 職 員 給 与 費	16,532	23,789	23,837	23,858	23,884	23,909	23,932	23,958	23,980	24,002	24,027
			給 料 ・ 手 当 等	13,107	18,668	18,706	18,722	18,741	18,762	18,780	18,800	18,818	18,835	18,855
退 職 給 付 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他		3,425	5,121	5,131	5,136	5,143	5,147	5,152	5,158	5,162	5,167	5,172		
(2) 経 費		104,078	110,474	103,304	105,723	104,378	109,546	103,625	104,413	104,624	104,871	105,199		
動 力 費		14,160	11,400	12,143	12,668	13,189	13,517	13,782	13,979	14,161	14,082	14,041		
修 繕 費		32,233	41,862	30,183	30,443	30,706	30,969	30,032	30,056	30,080	30,104	30,129		
薬 品 費		9,220	11,004	11,721	12,228	12,732	13,048	13,303	13,494	13,669	13,593	13,553		
委 託 費		40,852	38,785	39,454	39,794	40,136	45,873	40,829	41,181	41,534	41,892	42,253		
そ の 他		7,613	7,423	9,803	10,590	7,615	6,139	5,679	5,703	5,180	5,200	5,223		
(3) 減 価 償 却 費		137,552	138,793	131,747	134,058	110,382	102,048	100,811	96,731	94,050	95,472	97,258		
2. 営 業 外 費 用		18,889	18,526	18,347	18,336	18,487	17,822	16,622	15,517	14,368	13,208	12,088		
(1) 支 払 利 息	18,889	18,526	18,347	18,336	18,487	17,822	16,622	15,517	14,368	13,208	12,088			
(2) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
支 出 計 (D)	277,051	291,582	277,235	281,975	257,131	253,325	244,990	240,619	237,022	237,553	238,572			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	10,140	8,310	912	926	906	878	960	951	905	990	930			
特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)	2,261	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2,261	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,879	8,310	912	926	906	878	960	951	905	990	930			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	7,879	16,189	17,101	18,026	18,932	19,811	20,770	21,721	22,627	23,617	24,547			
流 動 資 産 (J)	90,001	70,998	90,954	109,224	110,596	107,123	105,418	102,076	99,458	97,109	95,880			
	う ち 未 収 金	6,494	6,679	6,800	7,033	7,261	7,378	7,458	7,501	7,533	7,427	8,811		
	流 動 負 債 (K)	89,504	91,317	92,950	97,970	94,586	94,844	99,303	101,483	99,071	97,305	87,496		
う ち 建 設 改 良 費 分	71,386	74,206	75,951	79,322	81,966	84,945	88,589	90,727	88,302	86,523	76,695			
う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
う ち 未 払 金	11,862	15,452	15,338	16,985	10,953	8,231	9,045	9,085	9,096	9,109	9,126			
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)÷((A)-(B)) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	39,031	40,651	40,864	42,775	43,630	44,842	44,813	45,578	45,262	45,139	52,931			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(2) 資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (決算見込)	令和6年度 2024年度 (予 算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	64,400	97,500	95,628	107,960	50,400	13,100	23,350	23,350	23,350	23,350	23,350
		うち 資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 他 会 計 出 資 金	64,000	67,000	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400
		3. 他 会 計 補 助 金	1,925	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6. 国 ・ 県 補 助 金	28,700	39,000	66,782	86,160	32,000	10,000	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		8. 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (A)	159,025	204,717	226,865	253,440	136,720	82,220	108,470	112,070	115,870	112,770	109,470	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	純 計 (A)-(B) (C)	159,025	204,717	226,865	253,440	136,720	82,220	108,470	112,070	115,870	112,770	109,470	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	133,157	198,575	203,464	233,977	114,679	55,071	77,274	77,286	77,300	77,312
うち 職員給与と費			9,247	9,343	9,361	9,372	9,381	9,389	9,399	9,408	9,419	9,428	9,437
2. 企 業 債 償 還 金			69,431	71,386	74,206	75,951	79,322	81,966	84,945	88,589	90,727	88,302	86,523
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. そ の 他			465	1,200	400	400	400	400	400	400	400	400	400
計 (D)	203,053	271,161	278,070	310,328	194,401	137,437	162,619	166,275	168,427	166,014	164,248		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			44,028	66,444	51,205	56,888	57,681	55,217	54,149	54,205	52,557	53,244	54,778
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	35,330	52,750	39,594	44,266	50,981	51,937	50,542	50,598	48,950	49,636	51,170
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4. そ の 他	8,698	13,694	11,611	12,622	6,700	3,280	3,607	3,607	3,607	3,608	3,608
計 (F)	44,028	66,444	51,205	56,888	57,681	55,217	54,149	54,205	52,557	53,244	54,778		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)			1,185,474	1,211,588	1,233,010	1,265,019	1,236,097	1,167,231	1,105,636	1,040,397	973,020	908,068	844,895

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (予 算)	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度
収 益	的 収 支 分		161,671	172,283	158,942	161,567	152,363	153,399	146,182	143,583	142,067	142,393	134,998
	うち 基準内繰入金		84,358	84,046	82,142	83,267	73,263	68,899	67,382	64,683	62,067	60,293	58,398
	うち 基準外繰入金		77,313	88,237	76,800	78,300	79,100	84,500	78,800	78,900	80,000	82,100	76,600
資 本	的 収 支 分		65,925	68,217	64,455	59,320	54,320	59,120	56,520	60,120	63,920	60,820	57,520
	うち 基準内繰入金		1,925	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120
	うち 基準外繰入金		64,000	67,000	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400
合 計			227,596	240,500	223,397	220,887	206,683	212,519	202,702	203,703	205,987	203,213	192,518

8.4.2. 浄化槽設置管理事業(特定地域生活排水処理事業)

(1) 収益的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (決算見込)	令和6年度 2024年度 (予 算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	
収 益 入 収 入 的 支 出	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	11,165	10,917	12,587	13,508	14,378	15,258	15,970	16,723	17,396	18,108	22,500	
		(1) 料 金 収 入	11,153	10,881	12,587	13,484	14,378	15,234	15,970	16,699	17,396	18,084	22,500	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他	12	36	-	24	-	24	-	-	24	-	24	-
		(1) 補 助 金	30,685	33,241	31,145	32,242	33,591	35,511	35,584	36,565	37,762	38,931	36,687	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	5,646	6,402	6,304	6,542	6,918	7,251	7,528	7,684	7,847	8,057	8,249	
	3. 収 入 計 (C)	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(1) 補 助 金	25,039	26,839	24,842	25,700	26,673	28,261	28,056	28,881	29,915	30,874	28,438	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	5,646	6,402	6,304	6,542	6,918	7,251	7,528	7,684	7,847	8,057	8,249	
	支 出 的 支 出	1. 営 業 費 用 (D)	1. 営 業 費 用 (D)	41,850	44,158	43,732	45,750	47,969	50,769	51,554	53,288	55,158	57,039	59,187
			(1) 職 員 給 与 費	39,465	41,692	42,830	44,718	46,791	49,405	49,957	51,600	53,236	54,923	56,875
			(2) 経 費	2,385	2,466	2,902	3,032	3,178	3,364	3,612	3,954	4,052	4,235	4,162
		2. 減 価 償 却 費	(1) 職 員 給 与 費	5,314	5,481	5,492	5,497	5,502	5,509	5,514	5,520	5,525	5,530	5,536
給 料 ・ 手 当 等			4,233	4,344	4,353	4,357	4,361	4,366	4,370	4,375	4,379	4,383	4,388	
退 職 給 付 費			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 減 価 償 却 費		そ の 他	1,081	1,137	1,139	1,140	1,141	1,143	1,144	1,145	1,146	1,147	1,148	
		(1) 経 費	25,880	27,276	27,966	29,304	30,657	32,558	32,419	33,531	34,609	35,671	36,995	
		動 力 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 減 価 償 却 費		修 繕 費	1,350	1,750	1,831	1,898	1,966	2,035	2,105	2,177	2,249	2,322	2,724	
		薬 品 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		委 託 費	15,216	14,222	16,781	17,931	19,097	20,808	21,722	22,659	23,564	24,453	25,279	
5. 減 価 償 却 費		そ の 他	9,314	11,304	9,354	9,475	9,594	9,715	8,592	8,695	8,796	8,896	8,992	
	(1) 減 価 償 却 費	8,271	8,935	9,372	9,917	10,632	11,338	12,025	12,549	13,102	13,722	14,345		
	(2) 営 業 外 費 用	397	500	657	796	948	1,116	1,299	1,459	1,621	1,789	1,959		
6. 支 払 利 息	(1) 支 払 利 息	397	500	657	796	948	1,116	1,299	1,459	1,621	1,789	1,959		
	(2) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	支 出 計 (D)	39,862	42,192	43,487	45,514	47,739	50,521	51,256	53,059	54,857	56,712	58,834		
経 常 損 益 (E)	(C)-(D)	1,988	1,966	246	236	230	248	298	228	301	327	353		
特 別 利 益 (F)	(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)	(G)	432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (H)	(F)-(G)	△ 432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (I)	(E)+(H)	1,556	1,966	246	236	230	248	298	228	301	327	353		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)	(I)	1,556	3,522	3,768	4,004	4,233	4,482	4,779	5,008	5,308	5,635	5,988		
流 動 資 産 (K)	(J)	8,776	10,914	13,233	15,469	17,902	20,690	23,424	26,013	28,753	31,453	34,194		
流 動 負 債 (L)	(K)	112	109	126	135	144	152	160	167	174	181	225		
流 動 負 債 償 還 費 分	(L)	4,215	4,874	5,119	5,541	5,807	6,273	6,601	7,117	7,681	8,301	8,990		
うち 建 設 改 良 費 分	(L)	1,661	1,926	2,419	2,735	2,892	3,222	3,709	4,147	4,635	5,178	5,778		
うち 一 時 借 入 金	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
うち 未 払 金	(L)	2,036	2,486	2,237	2,343	2,452	2,586	2,427	2,504	2,580	2,657	2,745		
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) ÷ ((A)-(B)) × 100)	(I) ÷ ((A)-(B)) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (M)	(M)	11,165	10,917	12,587	13,508	14,378	15,258	15,970	16,723	17,396	18,108	22,500		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B)	(A)-(B)	11,165	10,917	12,587	13,508	14,378	15,258	15,970	16,723	17,396	18,108	22,500		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	(N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	(P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(2) 資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度			
		(決算見込)	(予算)												
資本的 収入	1. 企業債	8,400	12,500	11,000	12,200	13,500	14,800	13,300	14,000	14,800	15,500	16,300			
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他会計出資金	-	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国・県補助金	12,477	15,729	12,477	12,477	12,477	12,477	10,555	10,555	10,555	10,555	10,555	10,555	10,555	
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	2,054	4,111	2,157	2,178	2,199	2,220	1,904	1,922	1,940	1,958	1,976			
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	22,931	33,840	25,634	26,855	28,176	29,497	25,759	26,477	27,295	28,013	28,831			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	22,931	33,840	25,634	26,855	28,176	29,497	25,759	26,477	27,295	28,013	28,831			
	資本的 支出	1. 建設改良費	22,985	32,390	25,729	26,936	28,189	29,508	25,819	26,560	27,318	28,094	28,891		
		うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 企業債償還金	1,173	1,661	1,926	2,419	2,735	2,892	3,222	3,709	4,147	4,635	5,178		
		3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他会計への支出金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)	24,158	34,051	27,655	29,355	30,924	32,400	29,041	30,269	31,465	32,729	34,069				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,227	211	2,021	2,500	2,748	2,903	3,282	3,792	4,170	4,716	5,238				
補填財源	1. 損益勘定留保資金	458	-	1,012	1,384	1,520	1,557	2,067	2,512	2,822	3,300	3,751			
	2. 利益剰余金処分量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. その他	769	211	1,009	1,116	1,228	1,346	1,215	1,280	1,348	1,416	1,487			
計 (F)	1,227	211	2,021	2,500	2,748	2,903	3,282	3,792	4,170	4,716	5,238				
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債残高 (H)	69,740	80,579	89,653	99,434	110,199	122,107	132,185	142,476	153,129	163,994	175,116				

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度		
		(予算)												
収益的 収支分		17,839	17,839	17,642	18,500	19,473	21,061	22,056	22,881	23,915	24,874	22,438		
	うち基準内繰入金	5,706	5,792	6,292	6,600	6,973	7,361	7,756	8,081	8,415	8,774	9,138		
	うち基準外繰入金	12,133	12,047	11,350	11,900	12,500	13,700	14,300	14,800	15,500	16,100	13,300		
資本的 収支分		-	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準内繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金	-	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	17,839	19,339	17,642	18,500	19,473	21,061	22,056	22,881	23,915	24,874	22,438			

8.4.3. 下水道事業全体

(1) 収益的収支

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (決算見込)	令和6年度 2024年度 (予 算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		50,196	51,568	53,451	56,283	58,008	60,100	60,783	62,301	62,658	63,247	75,431	
	(1) 料 金 収 入		50,119	50,956	53,386	55,684	57,943	59,501	60,718	61,702	62,593	62,648	75,366	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他		77	612	65	599	65	599	65	599	65	599	65	
	2. 営 業 外 収 益		278,845	292,482	268,428	272,368	247,998	244,872	236,721	232,557	230,427	232,335	223,258	
	(1) 補 助 金		186,710	199,122	183,784	187,266	179,036	181,659	174,238	172,463	171,982	173,267	163,436	
	他 会 計 補 助 金		179,510	190,122	176,584	180,066	171,836	174,459	168,238	166,463	165,982	167,267	157,436	
	国 ・ 県 補 助 金		7,200	9,000	7,200	7,200	7,200	7,200	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		92,135	93,360	84,644	85,101	68,962	63,213	62,483	60,094	58,446	59,068	59,822	
	(3) そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	収 入 計 (C)		329,041	344,050	321,879	328,651	306,006	304,972	297,504	294,858	293,085	295,582	298,689	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		297,627	314,748	301,718	308,357	285,435	284,908	278,326	276,702	275,890	279,269	283,359
		(1) 職 員 給 与 費		21,846	29,270	29,329	29,355	29,386	29,418	29,446	29,478	29,505	29,532	29,563
給 料 ・ 手 当 等			17,340	23,012	23,059	23,079	23,102	23,128	23,150	23,175	23,197	23,218	23,243	
退 職 給 付 費			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他			4,506	6,258	6,270	6,276	6,284	6,290	6,296	6,303	6,308	6,314	6,320	
(2) 経 費			129,958	137,750	131,270	135,027	135,035	142,104	136,044	137,944	139,233	140,542	142,194	
動 力 費			14,160	11,400	12,143	12,668	13,189	13,517	13,782	13,979	14,161	14,082	14,041	
修 繕 費			33,583	43,612	32,014	32,341	32,672	33,004	32,137	32,233	32,329	32,426	32,853	
薬 品 費			9,220	11,004	11,721	12,228	12,732	13,048	13,303	13,494	13,669	13,593	13,553	
委 託 費			56,068	53,007	56,235	57,725	59,233	66,681	62,551	63,840	65,098	66,345	67,532	
そ の 他			16,927	18,727	19,157	20,065	17,209	15,854	14,271	14,398	13,976	14,096	14,215	
(3) 減 価 償 却 費			145,823	147,728	141,119	143,975	121,014	113,386	112,836	109,280	107,152	109,195	111,603	
2. 営 業 外 費 用			19,286	19,026	19,004	19,132	19,435	18,938	17,921	16,976	15,989	14,997	14,047	
(1) 支 払 利 息		19,286	19,026	19,004	19,132	19,435	18,938	17,921	16,976	15,989	14,997	14,047		
(2) そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
支 出 計 (D)		316,913	333,774	320,722	327,489	304,870	303,846	296,247	293,678	291,879	294,266	297,406		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		12,128	10,276	1,157	1,162	1,135	1,127	1,257	1,179	1,206	1,317	1,283		
特 別 利 益 (F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 失 (G)		2,693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 2,693	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)		9,435	10,276	1,157	1,162	1,135	1,127	1,257	1,179	1,206	1,317	1,283		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)		9,435	19,711	20,868	22,030	23,166	24,292	25,550	26,729	27,935	29,252	30,535		
流 動 資 産 (J)		3,230,906	81,912	104,186	124,693	128,498	127,813	128,842	128,089	128,211	128,562	130,075		
う ち 未 収 金		14,125	6,788	6,926	7,168	7,405	7,530	7,618	7,667	7,707	7,608	9,036		
流 動 負 債 (K)		96,624	96,192	98,070	103,511	100,393	101,117	105,904	108,600	106,752	105,606	96,486		
う ち 建 設 改 良 費 分		73,047	76,132	78,370	82,057	84,858	88,167	92,298	94,874	92,937	91,701	82,473		
う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
う ち 未 払 金		20,797	17,939	17,576	19,328	13,405	10,817	11,472	11,589	11,676	11,766	11,871		
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)÷((A)-(B))×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		50,196	51,568	53,451	56,283	58,008	60,100	60,783	62,301	62,658	63,247	75,431		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

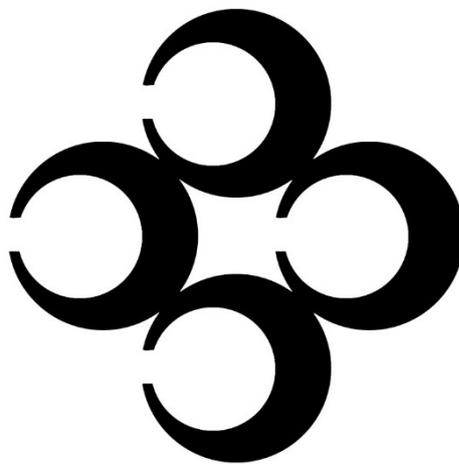
(2) 資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (決算見込)	令和6年度 2024年度 (予 算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	
資本的 収入	資本的 収入	1. 企 業 債	72,800	110,000	106,628	120,160	63,900	27,900	36,650	37,350	38,150	38,850	39,650	
		うち 資本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2. 他 会 計 出 資 金	64,000	68,500	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400	
		3. 他 会 計 補 助 金	1,925	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120	
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6. 国 ・ 県 補 助 金	41,177	54,729	79,259	98,637	44,477	22,477	39,155	39,155	39,155	39,155	39,155	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	2,054	4,111	2,157	2,178	2,199	2,220	1,904	1,922	1,940	1,958	1,976	
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計 (A)	181,956	238,557	252,499	280,295	164,896	111,717	134,229	138,547	143,165	140,783	138,301		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	純 計 (A)-(B) (C)	181,956	238,557	252,499	280,295	164,896	111,717	134,229	138,547	143,165	140,783	138,301		
	資本的 支出	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	156,142	230,965	229,193	260,913	142,868	84,579	103,093	103,846	104,618	105,406	106,216
			うち 職 員 給 与 費	9,247	9,343	9,361	9,372	9,381	9,389	9,399	9,408	9,419	9,428	9,437
			2. 企 業 債 償 還 金	70,604	73,047	76,132	78,370	82,057	84,858	88,167	92,298	94,874	92,937	91,701
			3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他			465	1,200	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
計 (D)	227,211	305,212	305,725	339,683	225,325	169,837	191,660	196,544	199,892	198,743	198,317			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			45,255	66,655	53,226	59,388	60,429	58,120	57,431	57,997	56,727	57,960	60,016	
補填 財源	補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	35,789	52,750	40,606	45,649	52,501	53,493	52,610	53,110	51,772	52,936	54,921	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4. そ の 他	9,466	13,905	12,620	13,739	7,928	4,627	4,821	4,887	4,955	5,024	5,095	
計 (F)	45,255	66,655	53,226	59,388	60,429	58,120	57,431	57,997	56,727	57,960	60,016			
補填財源不足額 (E)-(F)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)			1,255,214	1,292,167	1,322,663	1,364,453	1,346,296	1,289,338	1,237,821	1,182,873	1,126,149	1,072,062	1,020,011	

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 2023年度 (予 算)	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		179,510	190,122	176,584	180,066	171,836	174,459	168,238	166,463	165,982	167,267	157,436
		うち 基 準 内 繰 入 金	90,064	89,838	88,434	89,866	80,236	76,259	75,138	72,763	70,482	69,067	67,536
		うち 基 準 外 繰 入 金	89,446	100,284	88,150	90,200	91,600	98,200	93,100	93,700	95,500	98,200	89,900
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		65,925	69,717	64,455	59,320	54,320	59,120	56,520	60,120	63,920	60,820	57,520
		うち 基 準 内 繰 入 金	1,925	1,217	1,255	120	120	120	120	120	120	120	120
		うち 基 準 外 繰 入 金	64,000	68,500	63,200	59,200	54,200	59,000	56,400	60,000	63,800	60,700	57,400
合 計			245,435	259,839	241,039	239,386	226,156	233,579	224,758	226,583	229,902	228,087	214,956



横瀬町下水道事業経営戦略

2024年(令和6年)3月

横瀬町建設課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL : 0494-25-0111(代) / FAX : 0494-23-9349

E-mail : gesui@town.yokoze.saitama.jp

<https://www.town.yokoze.saitama.jp/>